

2026年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－ 北東アジア編 －

(2025 年 11 月～2026 年 2 月実施)

2026 年 9 月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目 次

1. 北東アジア地域

† *	韓国	1
*	台湾	11
† *	中国	18
*	香港	73
†	モンゴル	74

(注) *印は、APEC 諸国・地域

(注) †印は、ASEM 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	製薬協	低い薬価、長期を要する保険償還	・薬価について、以下の問題がある。 －提示される薬価が低く、ビジネスが成り立たないケースも発生している。 －提示される薬価が低く、薬価交渉に時間を要することから、薬価償還まで時間を要しドラッグラグ、ドラッグロスが生じている。	新規	・医薬品産業においてビジネスが成立する環境の整備。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	高輸入関税	・腕時計の関税は、完成品6.4%、ムーブメント4%と高い。RCEPが施行されたが、譲許率は即時撤廃もあるものの10年～15年かけての段階的撤廃が多い。	継続	・関税の低減及び撤廃。	・関税法
2	日機輸	FTAによる関税格差	・軸受に対するMFN税率は、日本側では0%に対し、韓国側では8%または13%である。また近年発効したRCEPにおいても、日韓協定下では軸受は譲許対象外であることから、日本製軸受へは通常関税率が賦課され、不公平な状況が継続している。 他方、他国・地域からの韓国への輸入軸受は、FTA活用により無税か減免税率が適用されている。特に米国・EU・インド・中米等は無税であり、それらの協定と比較して大きく劣後している。 結果として、韓国現地製および韓国とのFTA締結国・地域製の軸受に対して競争力が削がれている。	継続	・日本製軸受の競争力が阻害されており、韓国側の輸入関税の撤廃を要望する。	
3	日鉄連	アンチダンピング措置の乱用	・2025年3月4日、日本製熱延鋼板類に対してアンチダンピング調査を開始。 ・2025年9月23日、4か月間の暫定AD税賦課が決定。2025年9月23日-2026年1月22日までの間、暫定AD税率31.58～33.57%が賦課される。	新規		
4	日鉄連	長期に渡るアンチダンピング課税	・2003年7月5日、日本製ステンレス棒・形鋼に対してアンチダンピング調査開始（インド、スペインも対象）。 ・2004年7月30日、最終決定でクロ、アンチダンピング課税決定。 ・2009年3月27日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対するサンセツレビュー開始。 ・2010年2月24日、アンチダンピング措置継続（3年間） ・2012年9月20日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する2度目のサンセツレビュー開始。 ・2013年7月25日、アンチダンピング措置継続（3年間）。 ・2016年6月3日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する3度目のサンセツレビュー開始。 ・2017年6月2日、ステンレス棒鋼アンチダンピング措置継続（3年間） ・2018年6月21日、日本政府がステンレス棒鋼アンチダンピングのサンセツレビュー調査の認定内容についてWTO紛争解決機関に提訴。 ・2020年11月30日、WTO紛争解決機関が、ステンレス棒鋼アンチダンピングのサンセツレビュー調査の認定内容について日本側主張を認め、韓国の措置はアンチダンピング協定違反と判断され、韓国に対してアンチダンピング協定を順守する措置をとるように勧告する、パネル最終報告書を公表。	継続	・措置撤廃。 ・調査中止。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			・2021年1月22日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する4度目のアンチダンピングサンセットレビューで措置継続決定（3年間）。 ・2024年1月22日、韓国産業通商資源部(MOTIE)が国内製造者から措置延長申請が行われなかったとして、4回目の措置延長期間の満了により終了する旨、公示。			
5	日鉄連	長期に渡るアンチダンピング課税	・2010年4月28日、日本製ステンレス厚板に対してアンチダンピング調査（予備調査）を開始。 - 対象品目は厚さ8mm以上80mm以下、幅1,000mm以上3,270mm以下のもので、主要用途は石油化学・LNG船・建設・原子力発電所・淡水化設備等。 ・2010年9月15日、予備調査の結果、クロ裁定。3～5ヵ月に亘る本調査を開始。 ・2011年2月23日、最終決定でクロ、アンチダンピング課税決定。 ・2015年12月11日、日本製ステンレス厚板に対するサンセットレビュー開始。 ・2016年12月6日、ステンレス厚板アンチダンピング措置継続（3年間） ・2019年7月15日、日本製ステンレス厚板に対する2度目のサンセットレビュー開始。 ・2020年6月15日、企画財務部が日本製ステンレス厚板に対するアンチダンピング措置の3年間延長を決定。 ・2020年7月14日、日本製ステンレス厚板に対するアンチダンピングサンセットレビューでクロの最終決定。3年間の措置延長決定。 ・2023年3月10日、第3回アンチダンピングサンセットレビュー開始。 ・2024年2月5日 企画財政部が貿易委員会(調査当局)の決定を認め、措置を延長せずに終了する旨を最終決定。同日に措置が終了。	変更		
6	日農工	RCEP原産地証明書の発給遅延	・RCEP原産地証明書取得に時間を要し、出荷・ETDに遅延が発生している。	継続	・原産地証明書発行プロセスの迅速化。	
7	印刷機械	K-REACH対応要求 (100%成分開示の成分表)	・K-REACH（化学物質の登録および評価に関する法律）対応のために、100%成分開示の成分表の提出を求められることがあるが、仕入品の場合はメーカーと秘密保持契約書の締結が必要であったり、提出できない場合もあり、確認や手続きに非常に時間がかかる。 - また、配合情報は重要な機密情報のため、その情報がしっかり管理されているか、他に流用されていないのか、の懸念がある。 - そもそもK-REACH対応のための手続きが煩雑でかなりの手間がかかるため、販売にも影響が出ている。	継続	・K-REACHの廃止もしくは簡素化と、100%開示の廃止。	・K-REACH
8	日鉄連	品質検査証明書の提出義務化	・2025年11月18日、対外貿易法施行令の一部改正令案が立法予告され、輸入申告時に品質検査証明書の提出が義務化される見込み。同年12月25日に産業通商資源部に対して代替書類等の受付や対象除外制度の導入を申し入れる鉄連意見書を提出。	新規		
9	印刷機械	全体的な物流コスト高止ま	・欧州直行便終了の要因の複合で運賃・保険料の高水準継続、港湾混雑（ハブ港での沖待ち）、地政学リスクによる急変動が常態化。輸出数量	新規	・安定した輸送環境の構築。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		りと予測不能性	の横ばい傾向や設備投資の必要性も加わり、収益圧迫の懸念が強い。			
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	クロスボーダーの為替・資金取引制限	・資本流出規制により、韓国ウォンを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間（インターカンパニー）での資金貸出、預入実施に制約がある（当局の認可が必要）。	継続	・外国為替取引の自由化をしていたきたい。 ・居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化をしていただきたい。	・外国為替管理法
2	日鉄連	クレジットカードの保証人要件、上限規制	・銀行発行クレジットカード申請の際、保証人が必要。また銀行発行クレジットカードの上限が、カード使用者のレベル、銀行への預金額の大小に関わらず低すぎるため、業務上不便が生じる。（200万W）	継続	・基準緩和。	
5. 税制						
1	時計協	重い税負担	・CIF価格と関税の合計がKRW 2,000,000を超える製品については、KRW 2,000,000超過分に対して26% 20%の特別消費税(Special Consumption Tax)が輸入時に追加で課され、更に、上記特別消費税額の30%がEducation taxとして課税される。	継続	・各種税の低減及び撤廃。	・関税法 ・ Individual Consumption Tax Act ・ Education Tax Act
2	日機輸	日韓租税条約の高い配当源泉税率	・親子間配当について5%の源泉徴収課税が行われており、現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税(0%)にして頂きたい。	・日韓租税条約第10条
3	日機輸	親子間配当における源泉徴収課税の懸念	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税(0%)にしていきたい。	・租税条約
4	日機輸	移転価格事前確認制度(APA)の活用 の困難	・事前確認の申請自体を当局の意向に沿ったものでないと受け付けない事例がある。	継続	・納税者が合理的と考える内容での事前確認申請の提出を行う権利を尊重していただきたい。	
5	日機輸	移転価格税制にかかる第二次調整の源泉税負担	・独立企業間価格レンジを外れた際に行う移転価格調整の際に行われる第二次調整によりみなし貸付利息やみなし配当にかかる源泉税の負担が生じる。	継続	・移転価格調整に際して、源泉税負担が生じることがない様、第二次調整にかかる制度を見直していただきたい。	
6	日鉄連	移転価格評価での法人税の扱いの不適正	・法人税を設定する際の移転価格評価が他国との比較において相対的に高い。	継続	・適正な外資企業への課税制度。	
6. 雇用						
1	日機輸	就業規則の不利益変更時の同意義務	・韓国の勤労基準法では、就業規則を不利益に変更する場合、労働組合等の合意を得なければならず、就業規則の改定に最大の障壁となっている。	継続	・企業が経営環境の変化に柔軟に対応出来るよう、勤労基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」	・勤労基準法第94条第1項、及び同2項

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			韓国へ進出している日系企業よりも「就業規則の改定内容が合理的であっても同意手続きが必要で、会社経営の重大な危機に繋がる」「定年延長義務化にも拘わらず、賃金ピーク制の導入は組合同意が必要」等のコメントがあり、勤労者への利益変更のみが担保される状況である。		務」の撤廃と、同2項に規定されている手続きの改定(雇用労働部長官への届出義務の撤廃、及びそれに代わる判断力のある司法機関での判断)をお願いしたい。	
2	日機輸	解雇の困難	・勤労基準法第23条第1項の定めに基づいて、使用者は勤労者を「正当な理由」無しに解雇できないが、その基準が非常に厳しい為、現実的に低成果を事由にて勤労者を解雇するのは不可能な状況である。	継続	・社会通念上の納得性・合理性を揃えた場合、低成果者の解雇が出来るよう、「正当な事由」の判断基準の緩和をお願いしたい。	・勤労基準法第23条第1項
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日鉄連	駐在員就労ビザ発給の基準の不明確さ	・駐在員事務所の就労ビザは、韓国人従業員を管理する立場の役職でないと発給不可との説明を受け、ビザ取得に支障をきたしているが、明確な発給基準は示されていない。	継続	・外国人就労法制度の整備。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	通常実施権の対抗要件	・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。 実際に、実施許諾を受けている特許権に基いて提訴される事件も発生しており、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしていただきたい。	・韓国特許法第118条1項
2	日機輸	訂正審判等請求時の通常実施権者の承諾義務	・特許権について通常実施権の許諾をしている場合は、訂正審判請求等を行う時、通常実施権者の承諾を得る必要がある。しかし、ライセンス態様の複雑化により、全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難なことが多い。そうすると、無効審判請求に対する訂正審判等ができなくなり、特許権者の防御手段が実質的に失われる。	継続	・訂正審判を請求するとき又は特許無効審判若しくは特許異議の申立てにおいて訂正の請求をするときは、通常実施権者の承諾を不要としていただきたい。本件は、日本で改正されたので、令和3年特許法改正を参考にしていただきたい（日本特許法127条並びに同条を準用する同法第120条の5第9項及び第134条の2第9項）。	・韓国特許法136条第8項並びに同条を準用する附則 [2001.2.3]、132条の3第3項及び133条の2第4項
3	日機輸	間接侵害規定の曖昧	・現行特許法第127条では、いわゆる間接侵害を規定しているが、対象を専用部品（その生産にのみ使用する物、その方法の実施にのみ使用する物）に限定している。そのため、「のみ」の要件が厳格に解釈されると、間接侵害規定による救済が難しくなる。 近年、ソフトウェア関連発明の保護が拡充されている（2020年3月11日施行法）。ソフトウェア関連発明では、ソフトウェアの部品にあたる各モジュールが一般的に他のソフトウェアの開発にも使えるよう汎用性を持たせて作られているケースも多く、「のみ」という要件を厳格に解釈すると、間接侵害規定の適用による救済がほとんど受けられないとも懸念される。	継続	・権利保護強化の観点から、「専用品」に加えて、「専用品ではないが特許の重要部品」については「悪意」（特許法第94条第2項の「特許権または専用実施権を侵害するということを知りながら」のような内容）で供給することを条件に、間接侵害と認定するよう成立範囲を拡大していただきたい。 【海外での事例】	・特許法第127条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			なお、日本においても、2002年の特許法改正前は、「専用品」にしか間接侵害を認めていなかったが、当時間接侵害の成否を争った50件の裁判において、半数を超える29件で「専用品」ではないとの理由で間接侵害の成立が否定されている。		1. 日本・海外での法令・実施状況 日本国特許法101条、ドイツ特許法10条、米国特許法271条©	
4	日機輸	故意侵害に対する懲罰的損害賠償の不適切	・2019年改正特許法において、故意侵害の際の懲罰賠償の規定が追加された。しかしながら、他の知的財産権と異なり、侵害や有効性について高度且つ微妙な判断が必要とされることが多い特許権については、懲罰賠償は馴染まないと考える。悪質な特許権侵害行為についての懲罰は刑事罰で処理すればよく、特許権侵害に基づく当事者間の損害賠償は実際に発生した損害の填補に止めるべきである。	継続	・懲罰賠償を定めた条文を削除していただきたい。	・特許法第128条
5	日機輸	コンピュータソフトウェア関連発明の保護範囲の不明確	・2020年3月11日の特許法改正により、方法の発明の実施行為として、その方法の使用を申し出る行為が追加された。この改正については歓迎すべきものである一方、以下に示すように、改正の内容や改正によって拡張された実施行為について一部不明確な部分がある。そのため、改正後の特許法における方法の発明に関して不明確な部分を明確にして頂くことを希望する。 ①改正後の第2条第3項ナ目における「方法の使用を申し出る行為」の定義が不明確であることによる問題： 「方法の使用を申し出る行為」として「情報通信網を通じてソフトウェアやデータを使用者に転送する行為」が含まれることは明確ですが、そのほかの行為が明確化されていない。例えば、ソフトウェアやデータの提供に供する「情報通信網」がプライベートに作成されたクラウドやプラットフォームだった場合、その「情報通信網」を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為は「方法の使用を申し出る行為」に該当するか否か明確に示されていない状況である。 また、ソフトウェアやデータの配信以外の行為については、具体的にどのような行為が「方法の使用を申し出る行為」に含まれるのか不明確であると思われる。 ②第94条第2項における「知りながら」という文言の定義が不明確であることによる問題： 「知りながら」とは、「特許公報が発行されたにもかかわらず」であるのか、「警告状が送付されたにもかかわらず」であるのか、あるいは他の定義であるのか不明確化されていない。 なお上記について明確化されたとしても、その内容次第では、侵害行為の立証が非常に難しくなる。このため、当初意図していたソフトウェア関連発明に関する特許権の保護強化が実質的に実現できない可能性があると思われる。	継続	・改正後の特許法における方法の発明に関して不明確な部分を明確にしていきたい。今後、判例を待つて定義を明確化させていく場合、判例が出るまでの期間は定義が不明確なことにより発明の保護が不十分となるおそれがある。このため、特に解釈の機会が多いと思われる第2条第3項の「方法の使用を申し出る行為」と「情報通信網」、および第94条第2項における「知りながら」の定義を明確にさせていただくことを希望する。詳細につきましては以下に説明する。 ①改正後の第2条第3項ナ目における「方法の使用を申し出る行為」の定義の明確化 (i) 「方法の使用を申し出る行為」には具体的にどのような行為が含まれるかを、ガイドライン等でより明確にしていきたい。 (ii) それに加え「情報通信網」がどのような態様が想定されるか明確に示していただくことを希望する。具体的には専用のクラウドやプラットフォームが情報通信網として含まれるか明確にさせていただきたくことを希望する。 (iii) どのような行為が含まれるのか明確化された結果、上述したケースにおける「情報通信網（専用のクラウドやプラットフォーム）を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」が「方法の使用を申し出る行為」に含まれないとされる場合は、	・特許法第2条第3項ロ目、第94条第2項

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					「情報通信網を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」に対しても権利侵害を主張できるようにしていただけるよう、さらに希望する。具体的には、例えば、「情報通信網を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」も特許法により定義される方法の行為に含まれるよう、特許法において「方法の行為」を再定義したり、ソフトウェアを物の発明とすることでソフトウェア自体を保護対象としたりして頂くことを希望する。 ②第94条第2項における「知りながら」の定義の明確化 (i) 「知りながら」の定義を明確にさせていただくことを希望する。具体的には例えば、「知りながら」とは、「特許公報が発行されたにもかかわらず」であるのか、「警告状が送付されたにもかかわらず」であるのか、あるいは他の定義であるのかを明確にさせていただくことを希望する。 (ii) また、「知りながら」を立証するための具体的な方法や、被告側への立証責任の転換をするケースがありうるのかについても、明確にさせていただくことを希望する。 【日本の事例】 日本においては、コンピュータプログラム自体が特許を受けることができる旨、特許法に規定されている。また台湾においても、2008年5月の審査基準の改正によりコンピュータプログラム自体を特許の対象とし、英国においても2008年2月よりコンピュータプログラム自体を特許の対象としている。また、欧州においては、EPC52条(2)で保護対象から除外はされているが、審査便覧G部第II章3.6、F部第IV章3.9で「プログラムクレーム」が認められている。 2014年4月30日付でJIPAより大韓民国産業通商資源部宛で意見提出。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					どのような行為が「知りながら」に該当するのか明確化された結果、実質的に保護が十分行われないと思われる場合は、「知りながら」の定義を再定義したり、「知りながら」という要件をなくしたり、「知りながら」の立証が容易となるように立証要件を検討していただくことをさらに希望する。	
6	製薬協	不合理な医薬品特許権の延長期間	・新薬の許可手続等に必要期間について、特許権の存続期間を延長する制度が設けられている。 韓国特許庁では、「食品医薬品安全処長の承認を得て実施した臨床試験期間と食品医薬安全処で必要とされた許可申請関連書類の検討期間を合わせた期間」を当該許可等に必要期間としている。 韓国食品医薬品安全処（MFDS）は、新薬の許可等手続において申請者が提出した外国での臨床試験結果を参酌して新薬許可する場合がある。 そのような場合、当該外国での臨床試験期間は、MSDSの承認を得て実施した臨床試験期間として認められていない。その結果、過去に韓国で認められた延長期間は、日米欧で認められた延長期間と比較して短い。 2020年10月29日の韓国特許法院判決において、国内臨床試験期間のみを考慮する現在の審査基準に法的根拠がないことが示唆され、初めて海外での臨床試験期間を延長期間の算定に含めることが認められた（Ⅱ型糖尿病治療薬Galvus事件）。しかし、現在もMFDSは外国での臨床試験結果は延長期間に算入しないという運用を維持している。また、 2025年7月22日より施行された特許法一部改正法は、国民の後発医薬品へのアクセスの向上および特許延長制度の国際調和という理由で、「許可等による延長された特許権の存続期間の上限14年の設定」および「一つの許可等に対して延長可能な特許件数を単数に限定し、複数の特許権に対する存続期間の延長登録出願がある場合には、いずれの特許権の存続期間も延長不可」という一方的に特許権者側に不利益な内容であり、韓国での新医薬品の開発投資のより大きな障壁となる。 また、新薬の品目許可のために必要な審査手続きにおいて、当局から資料の補完要請を受けた場合の当該資料の補完期間は許可申請者側の帰責事由として延長期間から除外される運用がなされているが、この補完期間により必ずしも許可申請の審査期間が遅延するわけでもない上に、必ずしも申請者側に帰責されるべき事由により発生するわけでもない。にもかかわらず、一律に延長期間から除外されることで、不当に特許延長期間が短く算定されている。	変更	・ MFDSが新薬許可のために参酌した臨床試験については、海外で実施されたものであっても、その臨床試験期間を特許権の存続期間延長の算定に加入するよう要望する。 ・ 新薬の品目許可のために必要な原料医薬品登録審査、安全性・有効性評価審査、基準及び試験方法審査、並びに医薬品の製造及び品質管理基準評価の手続きにおいて資料の補完要請を受けた場合の当該資料の補完期間については、特許権者が、補完が帰責事由によるものではないことを立証するか、帰責事由であったとしてもそれにより許可が遅れたことについての相当の因果関係がないことを立証することができる限りにおいて、延長期間に含める運用とするよう要望する。 ・ 特許権者側が審査で認定された延長期間に不服がある場合、日本と同様に、延長登録出願が係属している限り、拒絶査定不服審判の請求後であっても、随時、延長を求める期間を補正できるよう法改正を要望する。 ・ 国際調和という理由で特許延長制度を改正し、米国と同様に、1つの品目許可等に対して延長可能な特許権数を単数に限定し存続期間14年の上限を設定されたが、米国の制度より特許権者側に厳しい制度となってしまった。せめて米国と同様に、①複数の特許権に対する存続期間の延長登録出願は認めた上で審査後に延長対象特許1つを選択できる制度と	・ 韓国特許法92条 ・ 特許庁告示第2012-17号 ・ 特許法一部改正法案(議案番号6928)(2024年12月発議)

※経由団体：各該社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					すること、②延長された特許権の効力が欧米同様に広く保証されること、すなわち、延長された特許の効力が、延長登録の理由となった許可の対象物の有効成分と同じ有効成分（異なる塩やエステルも含む）を含む後から許可された医薬品や後から許可された効能・効果にも及ぶことを特許法に明文化すること、の2点を要望する。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	KGMP登録の維持負荷の大きさ	・韓国では複数の輸入業者を使用できるが、それぞれの輸入業者に紐づいたKGMP（適合性調査）製造所登録が必要となる。登録、更新の作業及び費用の負荷が大きい。	継続	・KGMPの登録を独立させ、同じ品目であれば1度取得した認証をどの輸入業者とも紐づけられるようにして欲しい。	
2	医機連	新規登録審査の厳格化	・新規登録のIVD（体外診断用医薬品/医療機器）製品の臨床試験の内容が非常にハードル高く、コスト、期間面でもかなりの労力を要する。	継続	・CEマークやFDA承認を得ている場合は臨床試験の簡素化をお願いしたい。	
3	医機連	薬事更新時の要求書類の高度化	・韓国での薬事更新時に、生物学的安全性データの提出を求められたが、既存データでは許容されず、新たなデータ取得を求められている。取得費用、時間的な問題から負荷が大きすぎて更新を断念する製品もある。	継続	・安全性試験の実施ではなく、韓国及び他国での使用実績による安全性評価（臨床評価）報告を認めて欲しい。	
4	医機連	薬事更新時の要求書類の高度化	・更新時に最新規格への適合資料の提出を求められたが、登録内容が古く既存登録内容からの変更の経緯についての説明が複雑、困難なものもある。	継続	・他国での登録実績等を参照し、変更の経緯、理由の説明は不要として最新情報のみで更新登録できるようにして欲しい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	「重大災害処罰法」の過度な罰則、運用の曖昧	・韓国国会は2021年1月、「重大災害処罰などに関する法律」を新規制定した(施行は2022年1月から)。 内容として、企業で死亡事故などの「重大災害」発生時、経営責任者(法人・事業主・元請者)に2-5年以上の懲役または最大10億ウォン(法人には最大50億ウォンまで)の罰金を賦課すると定めている。 人命被害を予防する趣旨は尊重すべきであるが、以下の諸観点で批判を浴びているところ。 ①懲役と罰金水準があまりにも過度で、中小企業には当法律違反が破産まで繋がりがかねない。 ②経営責任者が「支配・統制」できる範囲の外にある産業災害に対しても責任を取ることになり、連座の恐れがある。 ③災害が下請事業場で発生しても、自動で元請企業も責任を取らざるを得なくなっている。	継続	・法律違反に該当する条件をより明確にするとともに、災害発生と処罰間の因果関係で不当な被害が出ないよう、補完立法が必要である。	・重大災害処罰などに関する法律 第5-11条

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	「重大災害処罰法」の過度な罰則	・ 重大災害撲滅の観点からは一部了承すべきところはあるが、産業災害処罰として、経営責任者に過重な責任（罰金＋懲役刑）を規定していることは問題。	継続	・ 経営責任者の懲役刑の免除：一般刑事責任の処罰ではなく、産業災害安全責任としての処罰が懲役というのはグローバル観点から国際的先進国の姿ではない。	・ 重大災害処罰法
3	医機連	製品登録における過大な情報開示要求と煩雑な手続き	・ 製品登録における過大な情報開示要求と煩雑な手続き。 一製品申請時に全構成・成分含有量の開示や、非接液部品のSDS提出(黒塗り不可)が求められるなど、他国より詳細かつ過大な機密情報開示要求がある。 一購入品の性能検査記録や計測器の校正証明書提出を求められるケースもあり、手続きが煩雑である。	継続		
4	医機連	KGMP監査と認証更新における負担大	・ KGMP（適合性調査）監査と認証更新における負担。 一KGMP認証書の有効期間が3年と短く、更新のたびに実地監査を伴うため、時間的・費用的負担が大きい。 一MDSAP（医療機器単一調査プログラム）認証導入後も、更新審査の簡略化が進んでいないケースがある。	継続		
5	医機連	サイバーセキュリティ基本要件の改訂による負担増	・ サイバーセキュリティ基本要件が改訂されたが、強制化までの時間が短く、急な対応が要求された。	新規	・ 強制化までの期間を十分にとる。	・ 医療機器のサイバーセキュリティ許可・審査ガイドライン（苦情人ガイド）登録番号 ガイド-0995-05 https://www.mfds.go.kr/brd/m_1060/view.do?seq=15625
6	医機連	デジタル医療製品法の施行による審査負担の増加	・ 2025年1月からデジタル医療製品法が施行され、対象の医療機器の登録申請が要求されているが、従来の医療機器で認証済みの装置もデジタル医療製品法として強制的に審査を受けるケースがあり、その際に必要な資料と審査時間が増えてしまい負担が増加している。	新規	・ 審査時間の短縮、要求資料の明確化（フォーマット作成等）。	・ デジタル医療製品法 https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsId=014601#0000
7	医機連	正式発行ライセンスの未発行	・ デジタル医療製品としての認証書がシステム上で正式に発行できない状況のため、ドラフトの認証しか手に入らない。	新規	・ ライセンス発行システムの復旧。	・ デジタル医療製品法 https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsId=014601#0000
8	日機輸	独自の修理可能性指数 (Repairability index)の導入	・ 「循環経済社会への転換促進法」の改正案が2025年9月15日に公表されており、その中でRepairability score制度の導入について記載されている。この法案内容について以下のような懸念がある。 一Repairability score制度の対象カテゴリーが明確になっていない。修理の容易さのスコア化は製品カテゴリーの特性に大きく依存するため、導入するのであれば、特定のカテゴリーから始めるべきで、欧州でも実績のあるTVや携帯電話といったカテゴリーから導入すべきと考える。 一改正案において、Score算出基準が明確になっていない。Score算出基準についての文書ドラフトをコメント回覧し、メーカーにコメントの機会を与えていただきたい。 一改正案において、スコア算出は当局側で行うことになっていて、当局	新規	・ Repairability score制度を導入するのであれば、特定のカテゴリーから開始してほしい。 ・ Score算出の基準を明確にすること。また、ドラフトをコメント回覧し、メーカーにコメントの機会を与えてほしい。 ・ Repairability scoreのスコア算出は当局ではなく、メーカー側で行わせてほしい。	・ Amendment of “Act on the Promotion of Circular Economic and Social Transformation” https://pal.assembly.go.kr/napal/search/lgsItpaSearch/view.do?lgsItPald=PRC_F2R5Q0Y9_Z1X0W1V4D0C0D2B9A7V9W3&searchConClosed=0&refererDiv=Q

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			が全ての対象製品にスコア付けするのは非現実的だと考えている。メーカーが当局にスコア付けを依頼し、スコア付けの結果を待つ迄の間、ビジネス機会を逸することについても危惧している。			
9	日機輸	黄色い封筒法「労働組合及び労働関係調整法」の改正	・黄色い封筒法「労働組合及び労働関係調整法」の改正において、使用者の範囲の拡大、労働争議の範囲の拡大、損害賠償請求権の制限等により、労働争議の大幅な拡大が懸念されるようになった点は問題。	新規	・企業の「経営上の決定」、例えば整理解雇、事業の再構築（構造調整）、または事業の閉鎖といった、労働者の地位に大きな影響を与える事項について、今回、労働条件の決定と関連がある限り、争議行為の対象として主張できる道が開かれたが、これまでは純粋な経営権事項は争議の対象外とされていたので、その点は元に戻してもらいたい。	・労働組合及び労働関係調整法

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	製薬協	低い薬価、薬価調整方法案	・薬価について、以下の問題がある。 －提示される薬価が低くビジネスが成り立たないケースも発生している。 －提示される薬価が低く薬価交渉に時間を要することから、薬価償還まで時間を要する。 －「十カ国の最低価格」を参照する薬剤分類について、再検討されている。	新規	・医薬品産業においてビジネスが成立する環境の整備。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	高輸入関税	・腕時計の輸入関税が最大5%と高い。	継続	・関税の撤廃を要望する。	・関税法
2	JEITA	輸入税値上げの懸念	・台湾と中国のECFA条約項目を続々と取消されているため、中国から購入している部材の輸入税金が高くなる恐れがある。	継続	・中国以外の国のサプライヤーの開発をご支援頂きたい。	・日本JETRO記事： https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/06/6def0f3f2f8655c0.html
3	日鉄連	原産地証明書の提出要求	・2017年11月7日、經濟部國際貿易局が2017年12月1日より65品目の輸入鉄鋼製品を対象に原産地証明書が必要である旨、公告。	継続		・貨品輸入管理弁法第11条 ・經濟部國際貿易局公告貿服字第1067030635號
4	JEITA	台湾原産品の中国輸入時の原産地名表記問題	・台湾原産品を中国輸入する際に、原産地表記を"Made in Taiwan"でなく、"Made in Taiwan China"と表記する事を中国税関から求められる事が有る（出荷書類 及び ラベル状の表記）。未対応の場合には通関支障が生じる可能性が高まっている。 しかし、この要求に応じて、表記を"Taiwan China"とした場合、台湾輸出時に台湾税関から指摘を受けるリスクがある。 中国、台湾の双方の言い分が食い違っており、このままでは台湾から中国への直接輸送することに支障がでる。毎回、第3国を経由して書類とラベルを変更する必要が生じる。 この指示に関して国際的な統一ガイドラインが不明瞭であり、企業側で適切な表記ルールを判断することが難しく、実務上の混乱を招いている。	継続	・運用が煩雑となるため改善をお願いしたい。 （台湾製製品に対する明確な原産国表記のガイドラインの制定等）	
5	日鉄連	I/L制施行	・2002年4月15日、鉄鋼製品に対して輸入申告の義務付け（471品目）。2004年10月19日、輸入申告制度撤廃（465品目）。 政府の貿易推進政策に加え、鉄鋼製品の不足を考慮して決定した。残り6品目(鉄筋、H形鋼など)は、公共工事の安全品質を考慮し、撤廃せず（適用持続）。	継続	・制度の撤廃。	
6	日機輸	個人消費の輸入貨物への課税	・本人入国前に荷物が台湾に到着すると全量課税となる。 運賃(船便または航空便)+荷物明細書の合計金額の約10%が関税となる。 別送品申告書を提出する事でNTD20,000(約90,000円)の免税枠が付与されるが、荷造・運送の容量が多いと免税枠を超える可能性が高い。	継続	・本制約の撤廃をして頂きたい。	
7	日機輸	個人用保護具持ち込みの煩	・日本と台湾では、個人用保護具の規格が異なっており、台湾で作業を行う場合、台湾の規格に適合した保護具を使用する必要がある。しかし	新規	・日台MRA（相互承認取極）などで緩和を要請したい。	・台湾 労働安全衛生法 第二章 労働安全設備 第7条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		雑	日本国内には台湾規格に適合した物が流通していないため、台湾で調達する必要がある。 また、半年のうちに台湾へ2度持ち込みがあった場合、商業輸入の手続きが必要とされ、持ち込みには販売の為の認証取得などの障壁がある。			(一) 中央主務機関が指定する機械、設備、または工具で、その構造、機能または安全装置が安全基準を満たしていないものは、製造業者、輸入業者、供給業者または使用者により、製造、出荷、輸入、貸与、供給または設置されてはならない。 (二) 前項の安全基準は、中央主務機関が定める。 https://laws.mol.gov.tw/Eng/FLAWDAT0201.aspx?id=FL015013&beginpos=2
8	印刷機械	全体的な物流コスト高止まりと予測不能性	・ 欧州直行便終了の要因の複合で運賃・保険料の高水準継続、港湾混雑（ハブ港での沖待ち）、地政学リスクによる急変動が常態化。輸出数量の横ばい傾向や設備投資の必要性も加わり、収益圧迫の懸念が強い。	新規	・ 安定した輸送環境の構築。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	クロスボーダーの為替・資金取引制限	・ 資本流出規制により、台湾ドルを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間（インターカンパニー）での資金貸出、預入実施に制約がある（当局の認可が必要）。	継続	・ 外国為替取引の自由化をしていたきたい。 ・ 居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化をしていただきたい。	・ 外国為替管理法
5. 税制						
1	JEITA	報酬支払時の煩雑な手続き	・ 中国（香港を含む）企業が台湾企業に技術サービス報酬を支払う（または労働関連）時、源泉徴収を行わなければならない、取得した納税証明書はSEF（財団法人海峽交流基金會）とARATS（海峽兩岸關係協會）（またはHKETCO（香港經濟貿易文化辦事處））によって証明された場合、税額控除される。他国では政府の納税証明書により税額控除が可能であることと比べて、明らかに異なる。 煩雑かつ時間のかかる当該手続きはビジネス上の影響がある。	継続	・ 他国と同様に、政府からの納税証明書により、税額控除ができる制度に変更を希望する。	・ 臺灣地區與大陸地區人民關係條例施行細則第21條第5項規定
2	日機輸	電子商取引に係る外国(法)人の源泉所得税	・ 外国（法）人（台湾非居住者）が台湾域内で提供する電子役務に係る対価は、台湾源泉所得となり、買手（台湾居住者）が売手への送金時に原則20%分を源泉徴収する形で徴収されている。 2018年1月に交付された「台財稅字第10604704390號令規範外國營利事業的我國來源收入認定原則」の解釈令により、一定の要件を満たす電子商取引については、販売価格ではなくみなし利益率（または実際のコストに基づく利益額）をベースに課税がされることとなった。 実際に要したコストを証明する証憑を提出できない場合には、同業者利	継続	・ 今後国際的な合意形成に向けた議論が進む中で、それに沿った課税となるよう適宜改正していただきたい。	・ 台財稅字 第10604704390號令規範外國營利事業的我國來源收入認定原則

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			益率30%（電子商取引に係る役務）で利益を概算するため、販売価格に対し30%×20%=6%の税率で課税されることになる。			
3	日機輸	親子間配当における源泉徴収課税	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており、現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税（0%）にしていきたい。	・租税条約
4	日機輸	日台民間租税取決めの高い源泉税率	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており、現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税(0%)にして頂きたい。	・日台民間租税取決め第10条
5	日機輸	日台租税協定を利用した源泉税の軽減税率適用および還付申請手続きの煩雑・否認	・日本へ支払うシステム利用料やロイヤリティーなどに係わる源泉税は日台租税協定によって台湾側で軽減税率の適用ができるはずであるが、提出資料が膨大で台湾当局からの注文も多く申請が認められにくい。また過去一度支払ったものについても条件が合えば制度上は還付申請も可能であるが、台湾当局へ提示する書類が細かくボリュームも多いので実質的に利用しにくいものとなっている。	継続	・台湾側へ提出すべき資料の簡素化。特に日本で納税が確認された場合は、台湾側で即時還付出来るようにしてもらいたい。	・日台租税協定 ・台湾公司法
6	日機輸	日台租税条約適用手続きの煩雑・対応の困難	・日台租税協定の適用手続きが煩雑である。また、PEのない事業所得に関しても他国との間とは違い、免税適用のために申請手続きが必要となっているが、実務的に対応が困難である。	継続	・配当や利息に関する租税協定に基づく軽減税率適用のための文書に公証人や台北駐日経済文化代表処の認証が必要でかなりの日数を要している。他国ではそのような事が求められることは少なく、手続きの簡素化にしていきたい。 ・また、PEのない事業所得に関しては事前申請の手続き自体を不要としていただきたい。	
6. 雇用						
1	JEITA	外国人労働者の雇用規制	・台湾の工場などでは外国人労働者への依存度が高い。Covid-19が終息に向かい、外国人労働者新規雇用制限が解除されたが、台湾政府は少子化に対して外国人労働者の導入について国別、導入人数の上限などを検討し始めている。これらの制度が導入されれば、再び労働力不足の懸念が生じる。	継続	・外国人労働者新規雇用に対して、過度な制限を課すことはやめていただきたい。	・就業服務法 ・雇主聘僱外国人許可及管理辦法
2	JEITA	労働時間・残業時間規制	・労働法改正により、完全週休2日制の法制化、及び月間の残業時間の上限規制により、勤務時間が制約され、労務コストが増加した。常に稼働している産業機器に突発的なトラブルが発生した際に、当該制限により顧客に十分満足いくようなサービスが提供できない。	継続	・所定残業時間や休暇日の設定について一部見直しやより弾力的な法整備が望ましい。	・労働基準法
3	日機輸	労働時間・残業時間規制	・現行労働基準法で1日の労働時間（12時間制限）や残業時間（月46時間）が制限されているが、24h x 365日で稼働している産業機器の突発的なトラブルシュートの際に、この制限で顧客に十分満足いくようなサービスが提供できないこと。 進展なし。（2026年1月時点）	継続	・半導体/FPD工場サポートは、規制対象外グループにカテゴリーを変更してほしい。	・労働基準法第32条

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	未消化有給休暇の買取義務	・有給休暇制度は労働者の長時間労働を抑制し、健康で文化的な生活を促進させるための労働者の権利、企業の義務であるにも関わらず、「余剰年休買取制度」導入以降、労働者の年休取得率は低下し、有給休暇の本来の目的から乖離していると考えられる。	継続	・制度自体の廃止、制度適用を限定的にする(管理職は適用外とする等)。	・労働基準法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	通常実施権の対抗要件	・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしていただきたい。	・専利法第62条
2	日機輸	無効審判時の訂正における通常実施権者の承諾要請	・実際に、実施許諾を受けている特許権に基いて提訴される事件が発生している国もあり、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	継続	・特許無効審判において訂正する時は、通常実施権者の承諾を不要としていただきたい。本件は、日本で改正されたので、令和3年特許法改正を参考にしていただきたい（日本特許法127条並びに同条を準用する同法第120条の5第9項及び第134条の2第9項）。	・台湾専利法69条第1項 ・専利審査基準第1編第20章
3	日機輸	特許法における間接侵害の規定の不在	・台湾の特許法上には間接侵害の規定がないため、他人が特許製品の生産にのみ用いる物（専用部品）を生産、販売することや、特許方法の使用にのみ用いる物を生産、販売等することに対する特許権者がとれる手段が限られる。 現状は、共同不法行為の規定があるが、それでは不十分と考えている。台湾民法で共同不法行為を定めた185条は、日本の民法719条とほぼ同内容と理解してる。 そうすると、共同不法行為では損害賠償しか求められず、特許権侵害に対するもう一つの大きな救済である差止救済が得られない。これがまず最大の問題だと考える。 また、他国でいうところの間接侵害行為は必ずしも典型的な共同不法行為に該当するとは限らず、その場合は185条第2項の「教唆またはほう助」で拾うことになるが、果たしてどのような条件を満たせば「教唆またはほう助」に該当するのか定かではない。 間接侵害として責任を負うべき行為類型を専利法において定めるべきと考える。 以上から、民法における共同不法行為の準用だけでは十分な権利保護が得られないおそれがあり、他国と同程度の間接侵害制度の整備を引き続き求めていきたい。	継続	・間接侵害に関する日本やアメリカなどの特許法と同等な規定を新設していただきたい。	
4	製薬協	台湾パテントリンケージ制度の不合理	・現行のパテントリンケージ制度（後発医薬品承認時に先発医薬品の有効特許を考慮する仕組み）下では、新規有効成分を含まず、新効能でもない医薬品（新剤形、新用量、新規格、および新規有効成分を含有しない新規配合剤）は薬事法上の「新薬」に該当しないため、パテントリンケージ制度の対象外であるというのが台湾衛生福利部（MOHW）の見解	継続	・新剤形、新用量、新規格、および新規有効成分を含有しない新規配合剤についてもパテントリンケージ制度の対象とする運用にして戴きたい。現行法はそのような解釈をせざ	・台湾薬事法 第1章 第7条、第4章 第48条の3 ・最高行政法院111年度上字第531號判決(2023年11月23日)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			である。新規有効成分の医薬品製造許可を取得した後に（用量が異なる）新規格や新剤形の医薬品の製造許可を取得することは製薬企業が通常行なうことであり、これらについても先発-後発間の特許侵害訴訟が起こりうることから、これらをパテントリンケージ制度から除外することは不合理である。 2023年11月23日～12月7日に最高行政裁判所が4件（Novartis, CIMA, Allergen and MSD）について、薬事法上の新薬の定義に該当しないとの理由で新製剤医薬品の特許登載を拒否する判決を下したが、米国型パテントリンケージ制度が導入されている米国、カナダ、韓国、中国のいずれもそのような制限はなく、国際的にみて異様である。		るを得ないのであれば、法改正を要望する。	https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/data.aspx?ty=JD&id=TPAA%2c111%2c%e4%b8%8a%2c531%2c20231123%2c1 ・最高行政法院111年度上字第532號判決(2023年11月23日) https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/data.aspx?ty=JD&id=TPAA%2c111%2c%e4%b8%8a%2c532%2c20231123%2c1 ・最高行政法院112年度上字第165號判決(2023年11月30日) https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/data.aspx?ty=JD&id=TPAA%2c112%2c%e4%b8%8a%2c165%2c20231130%2c1 ・最高行政法院112年度上字第110號判決(2023年12月7日) https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/data.aspx?ty=JD&id=TPAA%2c112%2c%e4%b8%8a%2c110%2c20231207%2c1
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日鉄連	適合性評価手続き	・2013年8月8日、標準検驗局（BSMI）が溶融亜鉛めっき鋼板/コイルに対する適合性評価手続きを導入する旨、WTO TBT通報。 －2013年12月25日、BSMIが上記品目に対する適合性評価手続きを2014年3月1日より導入する旨、官報ドラフトを公布（中国語のみ）。なお、①再輸出向け、②自動車/自動二輪用は適用除外。 －2014年5月28日、BSMIが本適合性評価手続きの導入を廃止する旨、官報告示（今後の導入については当局が業界関係者と協議、検討中）。 －2018年6月14日、BSMIが熱延H形鋼に対する適合性評価手続きを2019年7月1日より導入する旨、官報公示。 －2019年7月1日、BSMIが熱延H形鋼に対する適合性評価手続きを導入。 －2020年7月16日、BSMIが溶融亜鉛めっき鋼管に対する適合性評価手続きを2021年7月1日より導入する制定予告の旨、官報公示。 －2020年11月25日、BSMIが溶融亜鉛めっき鋼管に対する適合性評価手続きを2021年7月1日より実施する旨、官報公示。 －2021年6月30日、BSMIがコロナ禍の影響を考慮し、溶融亜鉛めっき鋼	継続	・措置導入の見合わせ。 ・適切な適用除外規定の設置。	・商品検査法 ・商品検査登録法 ・經濟部標準檢驗局公告 經標三字第10930003340号 ・經濟部標準檢驗局公告 經標三字第10930006350号 ・經濟部標準檢驗局公告 經標三字第11000042043号

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			管に対する強制検査の関連検査規定（2020年11月告示）を修正。（当該製品HSの変更、22年1月1日からの検査実施への変更、検証実施日前に商品検証登録証証書を取得した場合の証書の有効期間を2022年1月1日から2024年12月31日までとする。）			
2	医機連	製造許可(QSD)審査の厳格	・医療機器製造許可審査の簡素化の条件として独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）または台湾の公認認証機関（RCB）が発行したQMS調査結果報告書とQMS適合証明書（基準適合証）の提出となっているが、QMS調査結果報告書は基準適合証で調査免除となることから報告書を得られるケースがほとんどなく、基準適合証は調査を行った品目の記載と製造許可（QSD）のスコープが合わず、複雑な日本の規制を説明することになり、非常に手間が掛かるため、簡素化を選択することができない。	継続	・簡素化条件の緩和。	・医療機器管理法
3	医機連	製造許可(QSD)ライセンス期間の短さ	・QSDライセンスの有効期間が3年と短く更新準備の負担が大きい。	継続	・ライセンス有効期間を長くして頂きたい。	
4	JEITA	SDSフォーマットの不統一	・台湾と日本のSDSフォーマットが異なるため、台湾における工場安全審査の際に指摘を受けた。	継続	・日本と台湾のSDSフォーマットを一致させていただきたい。	・危害性化学品標示及通識規則 https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0060054
5	製薬協	製剤化・包装工程の製造所登録の制限	・現行制度では、1製品につき製剤化工程の製造所が1か所しか登録が来ず、安定供給のためのバックアップ体制を整備することが出来ない。（切り替えは許容されるが、サイト追加は不可） 一方で、原薬の製造所は複数登録が可能である。	継続	・製剤化、包装工程の製造所追加が可能となるよう、緩和をして頂きたい。	・薬品査驗登記審査準則上記規制には、①原薬についてはサイト追加・変更については変更のみが記載されており、製剤については追加できる記載となっていない。2015年より、生物製剤等は複数箇所の製造所登録が可能。一方で、2020年11月17日のT-FDAとのmeeting materialおよびminutesで、低分子医薬品は複数サイトの登録は認められない旨、記録があるとのこと。
6	製薬協	製剤証明書提出の厳格	・米国における製剤証明書（CPP：Certificate of Pharmaceutical Product）発行方針が変更され、CPPが発行されるためには既存製品でもUS国内での製造である必要がある。一方で、グローバルサプライチェーンの最適化の過程では、US国外での製造所を選定する場合もあり、US-CPPの入手で問題となるケースがある。変更申請やライセンス更新などの際にCPPが必要となるが、代替の書類で受け入れられるようになれば、ビジネスとしての障壁が低くなる。	継続	・FSC(自由販売証明書)などの提出によるCPP提出(特にUS)の代替え資料の受け入れを検討して頂きたい。	・薬品査驗登記審査準則第38條

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7	医機連	新規登録審査の厳格化	・IFU（取扱説明書や添付文書）に記載されている検体種すべてでの全データ取得の要求等、ハードルがかなり高い。コストもかかる。	継続	・ 相関で対応できるようにお願いしたい。	
8	日工会	TSマーク認証	・ 本規格対応によるコストの大幅増で、対応できる機種も限られ台湾への機械販売の大きな障害になっている。	継続	・ 単純にCEに準拠し、自己認証という形を取ってもらいたい。 ・ また数年毎に更新についてもコストの掛からない形にしてもらいたい。	・ 職業安全衛生法 ・ ISO16090-1
9	日農工	電波認証規制の不明確	・ 自動直進機能など日本国内では明確になっている電波法が台湾では管轄部局がわからず、試験を行うにもできない状態になっている。	継続	・ 電波認証規制の明確化。 ・ 乗用車でも農業機械でもワンストップで相談できる行政窓口を設置して欲しい。	・ 電波法
99. その他						
1	JEITA	公共料金の上昇	・ 中国進出台湾企業の台湾投資回帰、TSMC工場の拡張による電力消費量の大幅増加と世界的なガス価格の高騰などの原因で、今後電力不足や電気料金値上げの可能性が高くなる。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日鉄連	外資マジョリティ出資規制	・鉄鋼業においては「鉄鋼産業発展政策」により外資の出資が50%までしか認められていない。 (改善) ・2024年9月に公布、同年11月に施行された「2024年版 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」を持って、製造業全体に対する外資の参入規制が撤廃された。	継続	・規制の撤廃。	・鉄鋼産業発展政策 ・国家発展改革委員会、商務部令第23号 ・外商投資准入特別管理措施(负面清单)(2024年版) 2024年第23号 https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202409/t20240907_1392875.html
2	日機輸	外商投資法の規定、運用の曖昧	・2020年1月1日から「外商投資法」「外商投資法实施条例」および最高人民法院による「外商投資法の若干問題に関する解釈」が施行されている。 外商投資法の抽象的な規定がある程度条例等で具体化されているものの、今後さらなる関連規定や細則等の制定も想定される。	継続	・（貿易・投資円滑化ビジネス協議会へのリクエスト） 今後は、外商投資法の運用動向に目を配っていただき、中国における既存の日系現地法人及びこれから日本から中国に進出する日本企業に関する有益な情報を随時にご教示いただきたい。	・外商投資法
3	自動部品	投資案件への補助金制約	・国務院令783号にて、競争法の観点から「2024年8月1日以降、特定の事業者に対して、税制上の優遇措置または選択的で差別化された金銭的優遇措置または補助金を付与してはならない」となり、認可済みの補助金への影響や今後の投資案件での補助金の不透明となっている。	継続	・本発令の実運用について明確化して頂きたい。(i.e., 過去に地方政府と合意した補助金支給への影響)	・中華人民共和国国務院令(第783号) ・公平竞争审查条例_2024年第18号国务院公报_中国政府网
4	日鉄連	外資優遇税恩典の廃止	・2010年12月1日、外資系投資企業、外資企業、外国人に対する「都市維持建設税」と「教育費付加」の徴収を開始。 外貨獲得、外資誘致の一環として国内企業よりも優遇的な税制が適用されていたが、年を追って優遇税制が廃止され（2006年に土地使用税の優遇撤廃、2008年に企業所得税の優遇撤廃、2009年に不動産税の優遇撤廃）、今回の優遇撤廃により、外資企業への優遇税制は全廃された。	継続	・外資優遇を撤廃する一方で、自国企業への不公平な優遇（政府調達、補助金交付等）を行わないよう要望。	・国務院 内外資本企業及び個人に対する都市維持建設税、教育費付加制度に関する通知(国発[2010]35号)
5	日機輸	法人格によるハイテク企業の認定	・現在の政策は、ハイテク企業の認定は単体法人が申請対象になっている。認定条件のうち、研究開発従業員人数及び研究開発費用は一定の比率を満たす必要があるが、研究開発機能が独立法人の場合は、認定条件を満たせないことになる。	継続	・申請対象の拡大（単体法人⇒グループ）、人数&費用の配賦も認める。 ・認定条件を緩和するようルールを改定して欲しい。	・ハイテク企業認定ガイドライン—科学技術局
6	日機輸	新公司法に従業員董事に関する実施細則未発行	・新公司法第68条、従業員の人数が300名以上の有限責任会社には、法により監事会を設置し、且つその中に従業員がいる場合を除き、その董事会の構成員には従業員が含まれなければならない。然し、従業員設置の実施細則はない。 例： ①「従業員が300人以上」という要件の確定方法（人数の計算時点・方法について） ②従業員董事の選任条件 などについては不明	継続	・法律の規定の解釈や実行の細則などを制定して欲しい。	・新公司法

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7	時計協	銀行保証金制度の一律適用	・従来は時計部品メーカーで制限品を扱っている会社でも比較的小規模企業に対してのみ保証金を積むよう求められ、大規模メーカーは保証金免除と優遇されていたが、2007年8月以降全ての時計部品メーカーに一律に保証金を求めるようにルールが変わった。	継続	・保証金制度の廃止。	・2007年7月23日付で発布された海関総署公告2007年第44号
8	日鉄連	銀行保証金台帳制度の適用	・1999年10月1日、加工貿易に従事する企業の自律的な遵法精神を高め、保稅貨物の横流し（密輸）を防止する為に企業をA、B、C、Dに審査区分し、Aを除くB、C区分企業が鉄鋼（電磁鋼板を除く）を含む11の制限品目を保稅輸入する際に銀行保証金台帳制度の実転（保証金を積む）を義務付けた。 熱・冷・表面処理鋼板が対象で、B、Cに区分された企業の保証金負担は深刻。陳情の末に負担を軽減するべく、保証金半額化、担保差し入れ、EGの除外等が行われた。 保証金半額化は2000年5月、EGの除外は2000年7月以降も実施され、2004年も継続。 2007年8月23日、銀行保証金台帳制度について東部地区（北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省）と中西部地区での適用に差を設け、中西部地区への加工貿易企業の進出を促すこととした。具体的にはA類企業制限類について東部で空転→実転（50%）、B類企業制限類について中西部で実転（50%）→空転と変更された。 2008年12月1日、景気悪化に伴い、キャッシュフローの改善を通じて、加工貿易企業を支援するため、A類企業の制限類は空転（保証金積み立て免除）へと変更された。	継続		
9	日機輸	保稅加工貿易（手冊、保稅部材）の運用ルールの不統一	・保稅加工貿易（手冊、保稅部材）について、各地の運用ルールにばらつきがあり、会社として統一的な運用・管理規則が立てられなく、運用ミスの防ぎが困難となり、長期的に一元化されることを要望する。 一深加工結転（二次加工された生産用部材を輸出入する行為）、にて完成品を販売する場合の国内調達部材の増値税控除基準が地域によって違う（認められないケースが多いが、一部では認められるケースもあると聞く）等。 一政府主導の「金関二期」導入により徐々に改善されているものの、電子手冊使用時の備案後核銷（消込）前の通関BOM情報の修正申告に対する対応の違い（修正申告が認められるケースもあれば、認められないケースもある）。	継続	・税関内部にて各地方税関の保稅加工貿易に関しての管理ルールを統一するプロジェクトもしくは監査制度を推進する。	
10	時計協	保稅区における外国企業への増値税賦課	・外国企業及び保稅区域外企業に、保稅倉庫物流サービスに対する増値税（倉庫賃借・運送の税率：11%）を課している。	継続	・保稅区域における増値税撤廃。	
11	日鉄連	加工貿易制限の強化	・2015年11月25日、商務部が貿易の安定成長を維持し、輸出入商品の構造調整を図るため、加工貿易制限類目録の調整を公告。税関は、企業の信用状況に基づき、高級認証企業、一般認証企業、一般信用企業、信用喪失企業の認定を行う。	継続	・規制の撤廃。	・商務部税関総署公告2015年第63号
12	日鉄連	加工貿易における保稅措置	・2014年7月2日、財政部税関総署が78品目の鉄鋼製品に対する保稅措置の撤廃を公告。	継続	・保稅措置の延長。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		の撤廃	2014年8月28日、実施につき、保税政策の移行期間が2014年末まで延長され、2015年1月1日より廃止。			
13	自動部品	撤退規制	・現地進出時に受けた優遇措置が撤退時に障害となり、撤退プロセスが複雑になる。	継続		
14	医機連	国産優遇政策	・輸入品への公平な扱い・知的財産権保護の課題。 一 国産製品への価格優遇や国産製品認定の追加条件（国産原材料・部品比率、重要工程の中国内立ち上げ等）により、輸入製品の政府調達参加が制限されている。公平な市場競争や知的財産権の保護を要望。 一 帯量購買（VBP）の運用では、価格だけでなく、性能・臨床価値などを考慮した評価ガイドラインの制定を要望。	継続		
15	医機連	国産優遇政策	・薬事申請において、中国製の二類医療製品は各地方都市の中国国家薬品监督管理局（NMPA）での申請が認められるが、二類の輸入品は国家のNMPAでの申請しか認められない。且つ、中国産品の申請は不可思議なほど順調で、輸入品の申請は不可思議なほど指摘事項、修正事項も多く、時間も掛かるため、発売時期が遅れ、公正な競争を阻害している。	変更	・輸入品も各地方都市で申請可能にする制度変更。	
16	医機連	国産優遇政策	・薬事申請において、中国産品は各地方都市での申請が認められるが、輸入品は北京市での申請しか認められない。且つ、中国産品の申請は不可思議なほど順調で、輸入品の申請は不可思議なほど指摘事項、修正事項も多く、時間も掛かるため、発売時期が遅れ、公正な競争を阻害している。	継続	・輸入品も各地方都市で申請可能にする制度変更。	
17	医機連	中国製品優遇政策の厳格化	・公的入札等の場面において、中国製医療機器を優遇する政策が年々厳格化している。この理由により、高品質な日本製品（輸入品）であっても、性能以前に参入障壁によって競争力が急激に低下しており、売上維持が極めて困難な状況に直面している。この問題を解決するためには、中国現地での製造が不可欠である。しかし、現地生産ラインの構築や技術移転に伴う膨大な直接投資、および地政学的なリスクを考慮すると、現時点では投資判断を下すにはハードルが高く、抜本的な解決には至っていない。	新規		
18	医機連	国産優遇による公平な競争の阻害	・輸入品は国産品同様に一般的な購入対象として扱われず、機能の特殊性が認められた場合のみ選定のテーブルに乗れる状況に変化してきた。その為、購入対象となる台数が減少する傾向にある。 2025年9月30日中華人民共和国財政部より『政府調達分野における国産品の基準及び実施政策に関する事項に関する通知』が発出された。国産品基準の定めに厳しい要求が出されており、当該規制は輸入と国内企業にも大きな影響を与える。	継続	・日本製医療機器、特に中国製で直接の機能・性能代替が叶わない製品についての国産化推進戦略関連法規の適用除外。 ・企業の意見をしっかりと聞き取り、輸入品と国産品の平等、透明、合理的な市場競争環境をさらに強化し、企業の発展を促進して欲しい。	・政府調達法(改正草案) ・政府調達分野における国産品の基準及び実施政策に関する事項に関する通知
19	医機連	国産優遇政策による公平な競争の阻害	・中国政府の国産優遇政策により、引き続き中国企業である競合他社に比べ入札参加が困難になったり、薬事承認に遅れが生じたりしている。また、地域によっては、基本的に中国国産品に購入を限定する公示が出されるなど、さらに公平な競争が難しい環境となっている。	継続	・内外問わず公平な競争が可能となるよう当局への働きかけを行っていただきたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
20	医機連	国産優遇政策による公平な競争の阻害	・輸入品は国産品同様に一般的な購入対象として扱われず、機能の特殊性が認められた場合のみ選定のテーブルに乗れる状況に変化してきた。その為、購入対象となる台数が減少する傾向にある。	継続	・日本製医療機器、特に中国製で直接の機能・性能代替が叶わない製品についての国産化推進戦略関連法規の適用除外。	・政府調達法(改正草案)
21	医機連	入札における国産優遇政策の不公平	・入札において輸入品が排除される。	継続	・国産／輸入を区別しない国際調達制度の導入。	
22	医機連	入札における国産優遇政策の不公平	・入札における国産指定について、病院、大学、疾病センター等の入札書類に明確に国産品指定となっており、入札自体に参加できない。	継続	・品質、価格等による総合的な適正競争の実現。	・重磅！中华人民共和国主席令(第一〇三号)签发，大力推进采购国产仪器(qq.com)
23	医機連	入札における国産優遇政策の不公平	・国産品が優遇され、公立病院で入札に参加できない例が発生している。省や地域によって差があるものの、年々厳しい状況になってきている。	継続	・国産／輸入に関わらない自由な調達。	
24	医機連	入札における国産優遇政策の不公平	・国産品指定について、公立病院、大学、疾病センター（CDC）等の入札公告には明確に応札商品を国産品と指定しており、応札を諦めざるを得ない。入札機関の公示文書に、「国産品指定」がないものの、雰囲気的に輸入品を避けている傾向。	継続	・品質、価格等による総合的な適正競争の実現。	・重磅！中华人民共和国主席令(第一〇三号)签发，大力推进采购国产仪器(qq.com)
25	医機連	入札における国産優遇政策の不公平	・入札時に輸入製品の購入必要性等の論証/審査が必要になるケースが多いため、輸入製品の販売に関する影響が大きい。	継続	・国産／輸入を区別しない国際調達制度の導入。	・医療機器監督管理条例
26	日鉄連	WTO約束の流通業自由化の未実施	・中国のWTO加盟時の「約束」に関するうち、「（国内）流通業の自由化」（外資の出資制限の廃止、地域制限・出資者資格要件の東南アジアの廃止）については、2004年6月に「外商投資商業分野管理法」が施行され、表向きは「開放」されたように見えるが、実施細則が規定されておらず、事実上閉鎖されたまま。	継続	・実施細則の制定による実質的な開放。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	高輸入関税	・ウォッチ、クロックに関し、輸入税、付加価値税（増値税）等の税制により、採算が確保しにくくなっている。RCEPが施行されたものの、譲許率は10年～20年かけての段階的撤廃が多い。RCEPにおいて、アナログクォーツウォッチムーブメントの関税は、16%のまま低減の予定は全く無い。 ーウォッチ完成品：8～15%（持ち帰り品の高級時計は60%） ーウォッチムーブメント：10～16% ークロック完成品：10～15% ークロックムーブメント：16%	継続	・関税の低減および撤廃。	・関税規則 ・条例
2	自動部品	製造ノウハウの関税課税	・中国子会社が日本の親会社から輸入する部材の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤリティを加算。ノウハウは輸入部材とは関係がない。	継続	・国際標準に従った関税評価ルール運用の徹底。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	関税分類の不統一・不明確	・日本と中国のHSコードの分類は一致しておらず（前の6位は違う）、RCEPの特恵関税を享受できない結果となっている。具体的に言えば、当社事業場が直面した課題は、中日両国の税関が化学工業材料、電子部品が専用部品に属するか、それとも通用部品に属するかHS CODEの分類に異なる判定をしていることである。 また、①特殊業務:例えば、国内販売の税金追納、特許権使用料のRCEPの使用については政策が不明確で、各地税関の実際要求も相違がある。 ②中継貨物について、全過程の連絡輸送伝票、未加工証明に対する要求が不明確で、各地の認定に差異がある。一部の事業場が特恵関税を享受できない。	継続	・中日両国のHSコード分類の相違に対し、両国税関がコミュニケーション、協調体制を構築し、企業の実際業務における困難を解決し、企業がRCEP減税の優遇を真に享受できるように要望する。	・ RCEP協定
4	自動部品	関税分類の不統一・恣意性	・担当官によりHSコードの解釈が異なる。 また、担当官が使用するHSコードの全桁数の公開情報が無く、担当官の判断により適用区分が異なる判定をされることがある。	継続	・ HSコード判定基準の統一化。 ・ 判断基準の情報公開。	
5	日鉄連	関税分類の不統一・恣意性	・現在中国に輸入される無方向性電磁鋼板は、シリコン含有量0.6%未満の汎用グレードが大半を占めるが、この品種の通関コード(HS CODE)の認定が各地税関で不統一。これに起因して、関税の地域的不平等、通関処理の遅れ、日本からの船積み書類の緊急訂正など多々問題あり。また、再輸出加工手帳（保税手帳）に基づく異地通関の際や加工後製品の手帳消し込み処理などでも、CODE認定不一致に起因する税関でのトラブルが散発している。	継続	・ 当品種に対する通関コード認定の統一。	
6	日鉄連	関税評価ルール運用の不透明	・税関より輸入通関材の価額が低すぎるとして、税関が把握している平均価額との差額分の関税を追加徴税しようとする動きが散発的にあり。正式な徴税通知で無く、一般的に口頭で行われるため、強制力はなく、ルール違反を問うことは難しいものの、輸入者にとり税関対応に大きな負担となっている。	継続	・ 運用の透明化。	
7	日機輸	関税と移転価格税制の相反	・税関による輸入品の移転価格（輸入価格）に関する調査が実施されているが、税務局の移転価格調査と観点が相反しており、両方の要求を満たすことは困難である。 税関：輸入品の利益水準が高い場合には、輸入価格が低いとして輸入関税及び増値税が課される。 税務局：輸入品の利益水準が低い場合には、移転価格に問題があるとして法人税が課される。	継続	・ 輸入品の移転価格に関わる取り扱いにつき、税関と税務局の間で整合した運用を望む。	・ 中華人民共和国海関進出口貨物完税価格方法
8	日鉄連	高い輸出税の賦課・引上げ	・中国からの原料等の輸出にあたり、輸出税や暫定輸出税率が賦課されており、マーケット上昇の要因となっている。 国務院関税税則委員会が2011年の関税実施方案を発表、レアアース含有量の高いフェロアロイの一部について、HS細分化と併せて暫定税率を従来の20%から25%に引き上げ。 2010年12月2日、国務院関税税則委員会が2011年の関税実施方案を発表。ネオジムフェロボロンの一部(7202.99.11)を0%から20%に引き上げ。	継続	・ 原材料に対する輸出抑制策の緩和。	・ 国務院関税税則委員会関税実施方案的通知
9	日鉄連	高い輸出税の賦課・引上げ	(改善) ・ 2011年12月14日、コークスの輸出暫定税率撤廃（2704.0010、	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			40%→0%)。 ・2012年1月1日、(コークス40%→0%、金属マンガン20%→0%、等) ・2013年1月から一部品目について関税撤廃。			
10	日鉄連	高い輸出税の賦課・引上げ	(改善) ・2016年1月1日、銑鉄(輸出税率)25%→20% ・2017年1月1日、フェロアロイ一部(輸出(暫定)税率)25%→20%、20%→15%、(フェロニッケル20%→0%)、 銑鉄、非合金半製品 20%→15% 合金半製品 15%→10% ・2018年1月1日、フェロアロイ一部(輸出(暫定)税率)15%→10% ・直接還元鉄、非合金半製品15%→10%(非合金半製品一部15%→5%) 非合金棒鋼、非合金線材一部15%→0% ステンレス半製品、ステンレス厚板・薄板一部、その他合金半製品10%→5% ・2019年1月1日、フェロアロイの一部、直接還元鉄、非合金鋼・ステンレス鋼・合金鋼半製品、ステンレス熱延鋼板類の一部の輸出税が0%に。 ・2019年1月1日、石炭(一般炭・原料炭・無煙炭)について関税撤廃(3%→0%)。 ・2021年5月1日、銑鉄、スクラップ等の輸入暫定税率を0%、フェロシリコン、クロム、高純度銑鉄等の輸出税率を引き上げ。	継続		
11	日鉄連	アンチダンピング提訴の濫用	・2015年5月27日、武漢鋼鉄、宝山鋼鉄が国内産業を代表して日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板を提訴。 ー2015年7月23日、商務部がアンチダンピング調査を開始する旨、官報告示。 ー2016年4月1日、商務部が日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板に対し、クロの仮決定。 ー2016年7月23日、商務部が日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板に対し、クロの最終決定。 ー2021年7月23日、商務部がサンセット調査を開始する旨、官報告示。 ー2022年7月22日、商務部がサンセットレビュー調査で、日本、韓国、EUに対して5年間の措置延長を最終決定。	変更	・日本に対する措置の撤廃。	・商務部公告2015年第23号 ・商務部公告2016年第10号 ・商務部公告2016年第33号 ・商務部公告2022年第22号
12	日鉄連	アンチダンピング提訴の濫用	・2018年7月23日、太原鋼鉄が日本、韓国、インドネシア、EU製のステンレスビレット及びステンレス熱延鋼板・コイルに対するアンチダンピング調査を開始。 ・2019年3月22日、商務部が日本、韓国、インドネシア、EU製のステンレスビレット及びステンレス熱延鋼板・コイルに対し、クロの仮決定。 ・2019年7月22日、商務部が日本、韓国、インドネシア、EU製のステンレスビレット及びステンレス熱延鋼板・コイルに対し、クロの最終決定。 ・2021年6月11日、日本政府がWTO協定に基づく二国間協議を要請 ・2021年9月27日、パネル設置(DS601) ・2022年6月27日、WTOパネルがDS601最終報告書を2023年第1四半期に公表する予定の旨通知。	変更		・商務部公告2018年第62号 ・商務部公告2019年第9号 ・商務部公告2019年第31号 ・WT/DS601/4 ・商務部公告2024年第30号

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			・2023年4月13日、日本と中国がDS601に係るDSU第25条に基づく仲裁手続きに合意したことがDSBより回覧。 ・2023年6月19日、中国がWTO上級委へ上訴せず、パネルの最終報告書がWTOより公表。 ・2023年7月28日、WTO紛争解決機関(DSB)会合において、パネル報告書が採択され、パネル認定・中国に対する措置の是正勧告が確定。 ・2023年11月9日、中国商務部が本アンチダンピング措置の再調査を行う旨、公示。 ・2024年5月8日、中国商務部が再調査の結果、日本を含む4カ国・地域に対する措置を継続する旨の最終決定を公示。 ・2024年7月23日、中国商務部が韓国、インドネシア、EUに対するサンセットレビュー調査開始を公告。日本は含まれていなかったことから、措置期限である7月22日経過により、日本に対するアンチダンピング措置が終了。 ・2025年6月30日、中国商務部がクロの最終決定を下した旨、公示。			
13	日機輸	米国政権の関税政策による米中貿易摩擦の激化・高率関税賦課	・米国が発動した通商法301条への報復措置として、中国側でも米国からの輸入品に対し報復関税として追加関税が賦課され、中国現地法人の収益への影響が継続している。サプライチェーン見直し等の対策も容易ではなく、事業競争力の低下を懸念。	継続	・追加関税措置撤廃。 ・日本企業への影響を抑えるべく、調整・交渉をお願いしたい。	
14	日機輸	米国政権の関税政策による米中貿易摩擦の激化・高率関税賦課	・トランプの2度目の米国大統領就任で、米中貿易衝突が激化する可能性が高く、さらに相互に高額関税を課し、輸出入のコストが大幅に増加し、正常な輸出入業務に影響を与える可能性がある。 → 数回の貿易交渉を経て、11月に米中双方が24%の追加関税の実施を1年間停止することに合意。今後の展開に注視する。	継続	・両方政府の話し合いおよび合意によって高額関税の賦課を回避し、正常な貿易を維持するよう希望する。	・通商法301条-米国 ・国務院関税税則委員会による米国産輸入品に対する追加関税措置の調整の公告-中国
15	日機輸	米国政権の関税政策による米中貿易摩擦の激化・高率関税賦課	・米中関係、米国の対中関税の動向 2025年4月には相互主義関税・両国の報復関税合戦で一時84-104%、2026年2月には米連邦最高裁の差し止めで一転一律10%、3月には中国の「過剰生産」や「強制労働」を理由とした新たな301条調査が開始され、特定品目への追加関税の可能性・・・等々、このような劇的な対中関税政策の変動への対応。	継続	・両国関係の安定。	
16	日機輸	原産地判断の不統一	・前工程と後工程の異なる商品を海外から輸入する場合に、外装箱もしくはそのラベルに明記されている原産地が、輸入国での原産地決定規則に一致せず通関にトラブルが生じること。原産地決定基準はHSコード基準、付加価値基準等複数存在するため、上記半導体の場合に判断基準によっては前工程が原産地になることもあれば、後工程が原産地になることもある状況。なお前工程（の発生した国）と後工程（の発生した国）の両方を外装箱もしくはそのラベルに明記する方法、あるいは原産地を記載しない方法も存在するが、国や地域によっては（少なくとも中国においては）このような形を認めないケースも存在。	継続	・前工程と後工程が異なる商品を海外に出荷する場合は、事前に輸入国における原産地決定基準を理解し正しい原産地を外装箱もしくはそのラベルに明記する。	
17	印刷機械	原産地証明書発給申請のための資料取	・以前、輸出先企業より弊社機械のRCEP取得要求があり苦戦したが、RCEPの取得ができ、有効期間中のため新規の申請は無し。	継続		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		得・準備の難しさ				
18	日機輸	中国におけるRCEP(地域的な包括的経済連携協定)関税譲許スケジュール	・2022年よりRCEP（地域的な包括的経済連携協定）が発効されたが、中国は対日本産品、日本は対中国産品に対してRCEP対象外や関税撤廃の対象外となっている品目が多い。また、関税撤廃（引き下げ）スケジュールが10年超を超える品目が多い。	継続	・5年毎の協定見直しの枠組の中で、特にカメラ用レンズを中心にRCEPの対象品目及び、関税撤廃（引き下げ）スケジュールの見直しを実施していただきたい。	・中国の対日譲許税率 (Section C For Japan) https://www.mofa.go.jp/files/100129146.pdf
19	日機輸	年度HS CODEの急な変更と即時発効	・年度HS CODEの変更が行われているが、発表も実行も1月1日となっている。変更されるHS CODEの確認と税関への登録が間に合わない場合が発生している。	継続	・HS CODEの変更発表を実行の1週間前にしていただきたい。	
20	時計協	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
21	自動部品	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・申告価額が低いとの指摘により書類差し替えを求められることがある。	継続	・相当価額を記載しているにもかかわらず指摘される。判断基準が不明。	
22	自動部品	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・HSコードの適用判別に時間がかかることがある。	継続	・判断基準の統一。	
23	自動部品	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・輸入許可内容が変更になった場合、税関はネットで公布しているが、常にネットを確認しないと変更内容を把握できない。	継続	・変更内容が税関ネットの1ページ目で見えて把握しやすくして欲しい。	
24	日機輸	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・一つのパッキングリストに複数の原産地証明書があり、その上、一つの原産地証明書に数百品番がある。輸入通関申告時に人手で原産地証明書の品番を『電子口岸』というシステムに入力する必要がある。かなり手間がかかり、入力ミスも出やすい。それによって通関効率が下がり、通関費用（人件費）が高い。	継続	・中国と日本の間に原産地証明の電子データ交換の早期実現を期待している。	・区域全面経済パートナー関係協定(RCEP)の第三章 原産地規則
25	日機輸	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・免税通関の回数が居留証取得後の通関となるため、引き取りに時間がかかる。	継続	・通関の迅速化をして頂きたい。 ・中国全土での航空簡易通関をして頂きたい。	
26	医機連	輸入通関手続の煩雑・不透明	・危険品貨物および新規貨物における現地通関の規制について不透明であること。 （医療機器の通関の厳格化が背景か、特に危険品貨物につき要求される書類が多いと伺っている）	継続	・通関厳格化の詳細説明。 ・要求される書類の明確化。	
27	印刷機械	輸入通関手続の煩雑・重い負担	・オリジナルのインボイス・パッキングリスト（＋サイン＆捺印）を複数枚別途送る必要があり、時間と手間が掛かる。	継続	・オリジナルのインボイス・パッキングリストの不必要を希望する。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
28	時計協	一時輸入手続きの煩雑・遅延	・中国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の展覧会条約に加え、2019年に商品見本条約にも加盟したことにより、ATAカルネ通関による商品見本の用途制限は無くなった。一部において大規模展示会以外の商品見本のカルネ通関が認められた例はあるものの、依然として大規模展示会以外の商品見本についてはカルネ通関が認められないケースがあり、高額関税が課せられる。	継続	・大規模な展示会以外の商談用サンプルも、条約どおりの通関を望む。 ・また、現地側でのカルネ通関手続きに多くの時間が割かれるため（3週間前後）、手続き期間の短縮化を望む。	
29	日機輸	一時輸入/輸出時の「合理的な数量」の不明確	・一時輸入を行う際「合理的な数量」を超える場合、申請が受理されない可能性がある。 (例 3品目, 5台以上 など) この申請は貨物が中国に到着後の輸送情報を基に提出することが可能となっているが、申請が却下されてしまった場合、貨物を返送せざるを得ず、余計な返送費用が発生してしまっている。 現在の税関からの通達からは「合理的な数量」に関する明確な定義が提示されておらず、税関担当者の判断によるところが大きい。	新規	・不確実な状況下での一時輸入時の不要なコスト削減・返送リスクの回避を目的に、一時輸入/輸出時の条件を明示したガイドラインを作成・提示して欲しい。 例)「サンプル品の一時輸出入の場合は○品目以下かつ、各○台以下の場合のみ認められる」といった具体的な数量を明示したもの。	・中国輸入管理法
30	日機輸	国際郵便荷物の輸入通関手続きの煩雑	・中国/華南地区での国際郵便荷物輸入事情が他都市と異なり許可されにくい。必要通関書類を税関へ提出しても許可が下りず、またその要因も開示されない。	継続	・左記の制限を緩和して頂きたい。	
31	日機輸	預裁定制度申請の却下	・税関商品分類の預裁定制度（事前教示制度）があるが、企業が迷った時分類の預裁定の申請を行うと、税関より各種の理由でよく却下される。 一方で、企業が商品分類を間違えた場合は、追加課税や行政処罰をされる可能性がある。	継続	・税関の商品分類預裁定業務を改善して商品分類精度向上と企業リスクの低減をサポートして欲しい。	・中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法
32	日機輸	中文での通関書類提出義務	・国際物流において通関書類（送状やINVOICE等）の記載は英文であるが、中文翻訳の提出を要請される。	継続	・中文翻訳の提出に関する要請を解除していただきたい。	
33	JEITA	台湾原産品の中国輸入時の原産地名表記問題	・台湾原産品を中国輸入する際に、原産地表記を"Made in Taiwan"でなく、"Made in Taiwan China"と表記する事を中国税関から求められる事が有る（出荷書類 及び ラベル状の表記）。未対応の場合には通関支障が生じる可能性が高まっている。 しかし、この要求に応じて、表記を"Taiwan China"とした場合、台湾輸出時に台湾税関から指摘を受けるリスクがある。 中国、台湾の双方の言い分が食い違っており、このままでは台湾から中国への直接輸送することに支障がでる。毎回、第3国を経由して書類とラベルを変更する必要がある。 この指示に関して国際的な統一ガイドラインが不明瞭であり、企業側で適切な表記ルールを判断することが難しく、実務上の混乱を招いている。	継続	・運用が煩雑となるため改善をお願いしたい。 （台湾製製品に対する明確な原産国表記のガイドラインの制定等）	
34	印刷機械	安全データシートの100%成分開示要求	・危険品薬品の製品安全データシート（MSDS：Material Safety Data Sheet）において成分100%の記載をしない場合は、海上輸送は不可となる。そのため、その場合は運賃が高い航空輸送をせざるを得ない。	継続	・中国の海事局がこの制度を廃止してくれれば助かる。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
35	医機連	通関時の不透明な開梱検査	・通関時に製品梱包を開梱して中身の確認が行われることがあるが、取り扱いが雑で、商品が汚れたり傷がついたりする事例が発生している。税関が弁償するわけでもなく、メーカーや顧客が泣き寝入りすることになる。	継続	・税関での開梱は避けてほしい。最低でも輸入者の立会いの下、検査を実施するように求める。	
36	自動部品	輸入鋼材の検査頻度の突然の増加	・2025年第四半期から、日本から輸入する鋼材の検査頻度が以前の倍に増え（以前は数カ月1回検査、現在1ヶ月数回）、輸入時間は想定以上長時間かかるようになった。	新規	・今まで輸入してきた同じ製品なので、税関の検査頻度を減少して欲しい。	
37	医機連	税関法規の検査検疫実施における運用詳細の未記載	・法定検査貨物の目的地検査に関して、その実施期限及び具体的な監督管理要求などについて明確化されていない。企業が同じ貨物を異なる港で申告する際、異なる資料を提供することもある。またいつまでに検査が実施されるか企業側では分からないため、検査対象貨物の販売可能時期が不明瞭である。	継続	・検査検疫のスケジュールを明確にし、統一的な監督管理要求を定めて、全体の通関効率を高めてほしい。 ①検査申告時の企業の提出資料の要求を明確化・全国統一化 ②検査及び証明書発行等の期限規定の明確化・最適化	・中華人民共和国輸出入商品検査法実施条例の第十六条、第十九条、第三十九条
38	日機輸	個人消費の輸入貨物への課税	・新品中古に関わらず電化製品等に高額課税されている。また、個人消費の輸入荷物（日本食や日用品等）につき、申告価格1,000円を超過すると、業務通関となり課税対象となることが高い。	継続	・個人使用の物に対しては免税扱いをして頂きたい。	
39	日機輸	就業証が365日未満の輸入許可不可	・中国側で就業証が365日未満の場合、輸入許可が下りない。もしくは全量課税での高額関税が課せられる。	継続	・左記の制限を緩和して頂きたい。	
40	医機連	機械設備の海外移転の煩雑	・江蘇省南通市の自社関連工場にある機械を海外（Philippines）に移転するとき、非常に手続きが面倒だった。また、支払いに関しても同様。	新規	・今後は断念した方が良いと判断した。	
41	医機連	安全性試験サンプルの輸送難	・中国国内での安全性試験における、サンプルの貨物輸送が困難である。特に、危険品貨物において顕著であり、試験実施は新規製品につき、現地で輸入通関する際の確認事項が多く、通常以上に時間を要する。	継続	・要求される書類の明確化。 ・新規貨物通関におけるフローの整備。	
42	日機輸	『中古機能証明書』の発行機関の不在	・中国からタイに対して中古品の設備治工具等を輸出する際、タイ側でBOIを申請するときに必要な中古品検定書を検定・発行する機関が中国国内に見当たらない。結果、タイ側でBOI貨物とすることができず、輸入時に関税を支払って輸入している。	継続	・タイ国当局の要求に合致した、中古品検査書発行サービスを中国国内での提供。	
43	時計協	中古品機械・設備の輸入規制	・中古機械・設備の輸入規制がある。	継続	・中国での事業拡大を計画する企業にとって、既存国内工場からの生産移管は中国における事業拡大上避けて通れないプロセスであり、中古設備においても新規設備同様の措置を望む。	・輸入中古機・電製品検閲監督管理弁法(2002年12月31日付)
44	日機輸	保税区を活用した中古電気	・資源有効活用の観点で事務機器やその消耗品を中国内で再生する場合、再生品は税関輸出入申告に際し旧機電産品（中古品の輸出入監督管	継続	・法令根拠を含めた活用条件の明確化と、条件を満たさない場合に例外	・輸入中古機電製品検査監督管理弁法など

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		製品の輸出入運用の困難	理)を受けることになる。これら再生製品を、中国内の保税工場から物流園区等の保税地域を利用し再度中国内へ輸入する場合、現状では実務上、輸出入申告が不可能である。 保税地域を経由した貨物の輸出入では、入区（輸出）と出区（輸入）の両者間で「HSコードが同一であること」「申告価格がマイナスではないこと」が知られているが、環境配慮への取組を進めようとした場合、新たな制約が加わることとなる。法令上の根拠が必ずしも明確とは言えない中で、長年そのような運用が続いていると理解している。		的なルール整備を要望する。 ・中古品規制に再生品が含まれていることが背景の為、将来的には、再生品は中古品とは別の法律上の枠組みで管理することを要望する。	
45	日鉄連	設備輸入の免税基準の不透明・遅延	・外資企業が自社設置用に輸入する設備は、免税枠が設定されているが、実際に輸入する個別の設備や装置について、税関の取り扱いの基準や判定が曖昧。そのために、当該設備の説明資料や価格資料を提出しても中々許可が下りず、工場の立ち上げや拡張に無駄な時間と労力が発生。	継続	・判定基準や提出書類の明確化と処理の簡素化。	
46	医機連	免税制度の不明確化、免税商品枠からの排除	・過去、当社製品は免税商品として扱われていたが2021年は年度末の11月迄免税施策が公開されず、且つ、開示されてみると一部実験環境用保存機器、培養機器の商品は免税商品枠から除外されていた。 外貨による設備購入は極一部の研究機関/大学を除いて「輸入品可否事前審査」に引っ掛かり、拒否される状況。	継続	・免税制度の年初での年次ルールの公開。 ・製品除外時の明確且つ論理的な説明。	・財政部 海关总署 税务总局关于“十四五”期间支持科技创新进口税收政策的通知 财关税[2021]23号 ・“十四五”期间进口科学研究、科技开发和教学用品 免税清单（第一批）
47	医機連	免税制度の不明確化、免税商品枠からの排除	・過去、当社製品は免税商品として扱われていたが2021年は年度末の11月迄免税施策が公開されず、且つ、開示されてみると一部実験環境用保存機器、培養機器の商品は免税商品枠から除外されていた。	継続	・免税制度の年初での年次ルールの公開。 ・製品除外時の明確且つ論理的な説明。	・財政部 海关总署 税务总局关于“十四五”期间支持科技创新进口税收政策的通知 财关税[2021]23号 ・“十四五”期间进口科学研究、科技开发和教学用品 免税清单（第一批）
48	日機輸	危険品の国内輸送規制の未整備	・中国で危険品（車載電池）の輸送包装に関する基準は厳しく要求されている。当社の車載電池は9類危険品で、海上輸出にⅡ類包装規則が適用される。 海上輸出梱包用の通い箱は、使用される都度に税関検査センターにサンプルを出し、落下検査を受けて「包装性能証明書」を取得する必要がある。 検査期間が約2週間で、且つ「包装性能証明書」は1通に当たり最大で通い箱10,000箱しかできない。（10,000箱を超える場合、複数の申請が必要） 生産・出荷を確保するため、企業として実際使用量より1.5-2倍の通い箱を確保しなければならない。 そのため、申請費用と梱包材コストも高額となり、安価で大量輸送が可能な海上輸送へのモーダルシフトが進まず、コスト競争力の向上につながらない。 (参考)	継続	・使用される都度に検査を受けることから、四半期か半年間に使用対象通い箱を1回で検査を受けて「包装性能証明書」を取れば、期間中に再検査が不要という基準の見直しを要望する。 ・「包装性能証明書」のカバー対象数を拡大することを望み、例えば最大100,000箱の見直しを要望する。	・GB12463 危険貨物輸送包装通用技術条件 ・国際海運危険貨物規則

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ー中国で包装認証を取得する費用：約1000元/インボイス(輸出毎) ー日本で包装認証を取得する費用：20万円/年(輸出毎の認証は不要)			
49	日化協	危険物輸出ライセンス制への変更に伴う輸出不可	・当協会会員会社は中国サプライヤー品のシアン化ベンジルを購入してきており、2022年1月の同社への納入分までは、中国から日本への輸出は永年問題なく実施されていた。2022年2月に、本原料を担当する日本の商社から、シアン化ベンジルが新たに中国国内法において輸出ライセンス規制法規（易制毒化学品管理条例（麻薬製造に関する管理法規））に含まれることになるとの説明を受け、輸出ライセンスを得るべく必要な書類の作成と介在商社への提出、および介在商社での中国側での対応を進めることとなった。中国側での審査はサプライヤーの所在地にあたる地方政府と北京中央政府の両方で行われるとの情報を同社は聞いていた。地方政府での審査は無事に通ったとの情報を介在商社から聞き、最終判断を待っていたが、結果としては中央政府の審査にて輸出不可となった。同社は医薬用原体（＝API）の原料としてシアン化ベンジルを使用している。従来から問題なく使用・輸入できていたものが突然輸入できなくなり、該当するAPIの製造計画の変更など大きな支障をきたすこととなった。また、最終的に輸出ライセンスが得られなかった具体判断・理由は開示されていない。	継続	・同社事案においては、最終用途が医薬品であることの市場への影響を考慮いただき、中国政府として規制をかけるべき理由があるにしても、適切な審査経緯をもって一定期間の輸出を許可するような段階的措置を検討いただきたい。	・中国国内法における輸出ライセンス規制法規として、易制毒化学品管理条例(麻薬製造に関する管理法規)に含まれる、と聞いている。
50	自動部品	危険品の輸入規制	・中国の危険品の取り扱い規制に関して、製品の缶（UN缶）のロットを届け出なければならないという規制がある。 様々な会社から仕入れて中国に送っており、仕入れ先も当社向け専用にUN缶を仕入れているわけではないので、UN缶のロット管理は現実的ではない。	継続	・他社でも同様の状況であるのか共有頂きたい。	
51	日鉄連	輸入規制	・1999年4月、生産過剰、過当競争、安価な輸入品の流入による市況の悪化により利益の激減した鉄鋼業の救済を目的に鋼材輸入枠(I/L)制度を実施。 半製品を除く鋼材を従来の申請登記すれば許可される「自動登記管理商品」から、量を制限する「限量登記管理商品」に変更。輸入者は国経委が発給指示する「重要工業品輸入登記証明書」（通称「四連単」）か、外貿部が発給指示する「特定商品輸入登記証明書」を税関に提示して輸入を行う、事実上の輸入規制。大部分の鋼材で廃止となったが、2002年2月1日付で「重要工業品自動輸入許可管理実施細則」を新たに施行。輸入者が所定の輸入管理機関に輸入契約の内容や入着時期を事前申請すれば輸入許可証明を自動発給する仕組みに改変済。	継続		
52	日機輸	輸入規制	・書籍の数量規制がある。	継続	・書籍の数量規制の解除をして頂きたい。	
53	日機輸	輸入規制	・食料品の輸入規制がある。	継続	・食料品輸入規制の解除をして頂きたい。	
54	日機輸	放射能による日本産食品の輸入規制	・中国全土において、日本の処理水放出が原因とみられる食品類の輸入不許可（海産物以外も含む）が発生している。	継続	・左記の制限を緩和して頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
55	日機輸	印刷物の輸入規制	・中国向け荷物送付（DHL等民間クーリエ会社利用時）において、印刷物（書物や社内刊行されたマニュアル等含め）の輸入規制（事前申告の上輸入許可取得）がかかり、荷物の輸入許可が下りない。会社で利用する荷物や書類の為、業務に支障をきたす。 また、同荷物輸入通関手続きにおいて会社備品とは判断されず、個人利用と判断され別送品輸入を強要されるケースがある。個人利用と判断された場合、別途個人の引越荷物輸入通関においては、全量課税を課せられ高額な関税支払を伴うこととなる。 中国側輸入荷物について、「書籍・雑誌・カタログ等」は「図書の輸入ライセンス」取得が義務付けられている。 ※会社で発行された業務マニュアルや会社資料等も同じ扱いを受ける。	継続	・左記の制限を緩和して頂きたい。 ・水準の適正化検討をして頂きたい。	
56	電機工	貿易保険付保	・弊社中国現法が弊社豪州現法の下請けとして豪州国内企業（客先）に機器供給する契約スキームがある。仮に中国が豪州へ禁輸措置を講じた際のリスク対策として、日本からの機器供給に変更した場合は、追加コストや損害が発生するが、中国に限らず機材調達先の輸出不履行や契約不履行、EPCやコンソのパートナーによる契約不履行に伴う賠償、履行遅延に伴う追加コスト負担が懸念される。 ⇒改善済（中国の個別案件としては、現在問題点としていない）（2026/2回答）	変更	・左記のような状況下でサプライチェーンやパートナーのリスクをカバーする保険が欲しい。	
57	印刷機械	輸出入データの漏洩	・2025年も同様のデータの売り込みが数社からあった。日本企業からの売り込みがあったようにも記憶している。 【2025年回答】 2024年、下記を報告させて頂いたが、2024年11月頃にバングラデシュの代理店より、当社の同製品が台湾経由でバングラデシュに輸出されており、ビジネスを妨害されたとのクレーム（賠償金要求あり）があった。その際、先方は当社が台湾に輸出した際のインボイスを入手していた。入手経路は不明だが、下記のような業者から入手した可能性があると思われる。 【2024年回答】 2022年頃から、中国に本社があるShanghai Tendata Tech Co.,Ltd及び同社の日本拠点から貿易データ（輸出入業者、輸出入国、HSコードなど）の売り込みがあり、サンプルとして当社の輸出入データ（輸入者、輸出者、品名、売価、数量、日付、HSコードなど）の一覧が送られてきている。これらのデータは中国向けだけでなく、当社から世界中に輸出した情報全てが網羅されている。同社はそういった情報を販売されているデータ会社のようなものであるが、こういったデータが簡単に競合先などに販売されているとなると、今後のビジネスに大きな支障が出るのが明らかである。	継続	・詳細な貿易取引データが国の機関以外の一般企業に漏れるのは問題であり、早急に阻止して頂きたい。	
58	日鉄連	インセンティブ付輸入鋼材の国内転売規制	・1994年9月、優遇税制等を利用して輸入した鋼材の転用を防止するため、バーター取引、辺境貿易に対する優遇措置の廃止、外資系企業が自家使用するため輸入した鋼材の国内転売禁止、再輸出用製品を生産するため輸入した鋼材の国内転売禁止、経済特区、開発区、保税区内の建設工事向けに輸入した鋼材の区域外への搬出禁止、等を実施。	継続	・制度の緩和・撤廃。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
59	日工会	輸出許可申請期間の予測困難	・ 輸出申請許可の時間予測は困難、お客様にとって生産管理、機械代金の融資、支払いなどに支障が生じる。	継続	・ 輸出申請期間の定常化を希望。	
60	日工会	現地基準の法令の過多	・ 各国での基準と中国国内での基準に差があり、中国向けに輸出する際に非常に苦慮している。（特に化学品類）	継続	・ 輸出管理の観点から技術流出に係るような情報提供を求められるため、ある程度は、各国との標準に近づけて欲しい。	
61	JEITA	製造技術、関連設備、原材料等の輸出規制の懸念	・ 中国政府は2025年10月に新たに6件の輸出規制公告を発表（55号、56号、57号、58号、61号、62号）。2026年11月まで適用停止中であるが、これら規制が適用開始された場合、製品のみならず製造技術や関連設備、原材料等も輸出規制対象となり、中国外での製造ができなくなるリスクがある。	新規	・ 同通達を廃止いただきたい。	・ 2025年商務省通達第55号、56号、57号、58号、61号、62号
62	JEITA	中国技術輸出規制	・ 日本の技術情報を中国へ輸出し、その技術情報を中国から日本へ持ち出す際（出張・出向・WEBミーティング等）、中国の技術情報を持ち出したと誤認される可能性がある。 更に、暫定停止中だが2025年10月には更なる規制が発表され、施行された場合には更なる影響が懸念される。	変更	・ 規制の対象・対象外を明確に区別し、誤認や、対象外情報に対する規制緩和をしていただきたい。	・ 商務部 科技部公告2023年第57号 「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」公布 https://www.mofcom.gov.cn/zfxgk/fdzdgknr/ztl/fwmy/art/2023/art_997fc46a1b34414bbebc597cb6f76581.html ・ 商务部、海关总署公告2025年第70号 公布暂停实施商务部、海关总署公告2025年第55号、56号、57号、58号及商务部公告2025年第61号、62号的决定 https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_b1ec77dd3f0d4762952904df7cd aadec.html
63	JEITA	磁石製品の輸出規制	・ レアアース輸出規制に関連し主材料としてレアアースを使用していないフェライト磁石においても輸出時に税関で止められ抜き取り検査が実施される事例あり。その基準が明確にならないまま検査に回され、計画通りの輸出が出来ない状況あり。	継続	・ ①規制対象でない製品は検査対象外として欲しい。 ②対象物質は明示されているが規制対象となる成分量が不明瞭な状況。実際、抜き取り検査では問題にならず再出荷で輸出されており基準を明確にしてもらいたい。	・ 商務部公告2026年第一号
64	日鉄連	希少金属輸出規制	・ 2024年9月15日以降アンチモン関連製品、2025年2月4日以降タングステン、ビスマス、モリブデン、インジウム、テルル関連製品の輸出規制が発動。一部、当社調達元素であり、中国依存度の高いものがあり、事前に積み上げた在庫を消化中。この間で他国ソースへの切替を推進しているが、中国品並みの品位の代替品探索に課題あり。	継続	・ さらなる品目の拡大に備えた国家備蓄。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
65	日機輸	希少金属輸出規制	・レアアース関連品目の輸出に関して許可制度等の運用が強化され、対象範囲や審査基準に不明確な点がある。 一許可取得に必要な期間が長期化するケースがあり、調達・生産計画に影響を及ぼす懸念がある。 一制度の趣旨が経済安全保障と結び付けられており、今後の運用強化や対象拡大のリスクがある、等。	新規	・当該規制の対象範囲、許可可否の判断基準、審査期間等に関する情報や、中国における輸出管理制度の運用動向について、有益な情報を継続的に共有いただきたい。	・中国輸出管理法
66	日機輸	希少金属輸出規制	・サプライヤーへの影響を問い合わせたところ、使われている希土類の産出国までの情報は特定できていない所が複数社あった。／各サプライヤー共に調達先の切替などを行い、流通に影響が出ないような対応をしていると回答をもらった。	新規		・中国 商務部公告2025年第61号 「国外関連レアアース品目に対する輸出管理実施の決定」 https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_fbc5f7e23bff4bb184d5c49ff878f8ad.html
67	日機輸	希少金属輸出規制	・レアアース等（磁性材料等を含む）の輸出規制が、事前予見性なく追加指定・解釈変更・運用変更されることがあり、サプライチェーン計画・在庫/生産調整・顧客納期対応に大きな影響。 ・規制対象該当性の判断が当局/担当部署等でぶれる場合があり、最終用途誓約書等の要求内容も不明瞭。 ・許可/不許可決定までの審査が長期化し、リードタイムが読めない。	継続	・規制対象範囲・技術仕様・判断基準の明確化、国際的慣行に整合した必要最小限の運用を検討いただきたい。 ・追加指定や運用変更時は事前周知と合理的な猶予期間（経過措置）を設定し、契約・物流・生産への影響を最小化を検討いただきたい。 ・申請書類（最終用途誓約書等）の記載要領公開、運用の全国統一、審査期間の短縮（特に民生用途等の低懸念案件）を検討いただきたい。	・中国輸出管理関連法令
68	日機輸	半導体重要鉱物の供給停止リスク	・米国の中国産半導体規制の対抗措置として、中国はガリウム、ゲルマニウムを2023年8月より輸出管理（申請承認必要）の対象とした。 追加で、黒鉛やアンチモンも追加している。 2025年の米国関税と中国の輸出管理強化のやり取りは、規制対象レアアースも増えている。一旦1年の延長にはなったものの何も解決はされておらず予断を許さない状態である。 また、日中関係においても日本だけへの軍民両用レアアースの輸出管理の強化の報道もあり、重要性を増している。	変更	・規制の撤廃 または 要件の緩和。 ・他の輸出管理対象の拡大の働きかけ等が望まれる。	・輸出管理法 ・対外貿易法 ・税関法
69	日機輸	黒鉛輸出規制強化	・現在車載電池生産材料である黒鉛の輸出に対する規制強化が行われ、申請から許可までの所要時間の予測が難しい、当社北米工場の原材料供給に多大な不確定性をもたらしている。	継続	・許可時間短縮、予測可能な申請周期。	・両用物項輸出規制条例
70	日機輸	対日本輸出規制強化	・去年の黒鉛、レアアースに継ぎ、2026年1月中国政府は鋼鉄の輸出規制、更に対日本軍事領域両用物項輸出禁止を発表、当社製品は完全に民生用だが、今後影響されるかを深く懸念。	新規	・地政が経済にもたらす影響の低減を期待。	・両用物項輸出規制条例

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
71	医機連	物流の遅延	・程度は別にして慢性的な遅延があるが、予定でも回答がもらえない。 政府の都合という理由は予測不能。	新規		
72	印刷機械	全体的な物流コスト高止まりと予測不能性	・欧州直行便終了の要因の複合で運賃・保険料の高水準継続、港湾混雑（ハブ港での沖待ち）、地政学リスクによる急変動が常態化。輸出数量の横ばい傾向や設備投資の必要性も加わり、収益圧迫の懸念が強い。	新規	・安定した輸送環境の構築。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	自動部品	輸出管理法運用の不透明、再輸出規制に対する懸念	・2020年12月1日施行の「輸出管理法」の対象品目及び企業リストなどの運用が不透明である。	継続	・対象品目、企業リストの明確化と移行期間の設定をして頂きたい。	・輸出管理法(2020年12月1日施行)
2	日機輸	輸出管理法運用の不透明、再輸出規制に対する懸念	・2020年12月に施行されたが、不明確な点も多く、以下懸念点について共有するものである。 一内外への十分な周知と調整、また、段階的な規制導入の必要性。 一再輸出規制や広汎なみなし輸出規制を始めとし、規制の域外適用などが含まれるが、国際輸出管理レジーム合意に基づき、その原則に即しバランスのとれた制度・運用の必要性。 一規制リストの制定においては、平和と安全以外に産業振興や通商政策上の要素と思われる国際競争力等、また、中国に差別的な輸出規制を行った国に対して相応の措置を取ることを定める対等原則等が見受けられるため、WTO等の通商等に関する国際ルールに即した制度・運用の必要性。 一黒鉛の輸出許可日数が日本向け30日、米国向け100日と極端に長くなり、事業に悪影響が出ている。（24年夏ごろより） 一黒鉛の輸出許可取得に非軍事エンドユーザ・ユーズの証明書の添付が必須となり、対応に苦慮。（24年12月） 一2026年10月に延期されたものの、特定のリチウム電池、その生産設備および関連技術などがDualuse品目に加えられ、対応に苦慮。 一Dualuse品目の日本の軍事エンドユーザ・ユーズ等が禁止され、更に再輸出規制を明記しており対応に苦慮。	継続	・左記、問題点の解消を政府・産業界レベルにおいて引き続き図っていただきたい。	・輸出管理法
3	自動部品	輸出管理法運用の困難、再輸出規制に対する懸念	・中国輸出管理法等下の条例等で規制されている両用品目などの該非判定、懸念国、懸念顧客リスト・制裁者リストとの取引、あるいは1/6に公布された日本向け両用品目への規制強化など確認事項が多く、社内体制の構築に困難さがある。 また、再輸出規制、デミニミスルール、直接製品規制など今後施行されるであろう規制についても併せて対応不足による中国当局からの刑事罰や制裁について多大な懸念がある。	新規	・管理好事例の展開。自動車業界として連携して規制に実効的に対応する協議会などがあると有難い。	・中国輸出管理法 ・反外国制裁法 ・中国対外貿易法
4	自動部品	輸出管理規制の強化	・日本向け軍民両用品にレアアースが含まれるかどうかが不明瞭で、影響は不明ではあるが実際に規制が始まると自動車生産に影響出る可能性が高い。	新規	・当該規制の解除または緩和。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	日機輸	米国の対中輸出規制強化に対応するための負荷の増大	・2025年9月に米国政府より輸出規制強化が打ち出され、エンティティリスト掲載者のみならずエンティティリスト掲載者が50%以上保有している企業であればエンティティリスト非掲載であっても掲載者と同等と見なすことになった。その後の米中首脳会談を受けて2026年11月まで施行が延期されたものの、施行された際には企業に大きな負担を強いることとなる。	継続	・当局が公表しているエンティティリスト掲載者自身はともかくとして、その資本関係も含めたスクリーニングが必要となるとデータサプライヤーからデータを購入するなどの対応が求められ、資金力がある一部の大手企業しか対応できない可能性が高いと思われる。そのため、米国政府に規制の撤回を働きかけてほしい。対応レベルに企業間のバラつきが相当出る見込みであり、日本政府として「日本企業はどのような対応をとるべきか（あるいはとらなくてよいか）」の指針を示していただきたい。	
6	JEITA	軍民両用物品の輸出規制	・ガリウム・ゲルマニウム・黒鉛などの重要鉱物について、中国は2023年以降たびたび輸出規制を強化し、さらに2025年には希土類や電池材料等へも規制を拡大するなど、規制内容が頻繁に変更されている。対象品は多岐に渡るが、中国から輸出時の検査や手続きが長期化、停滞などが発生している。 この結果、BCP（事業継続計画）上、すべての規制変更迅速かつ確実に対応することが極めて困難な状況となっている。 また、日本を名指しでの管理強化の公告が発せられ、更なる影響が懸念される。	変更	・輸出規制の緩和や撤廃をしていただきたい。	商务部 海关总署公布2026年度《两用物项和技术进出口许可证管理目录》 https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_c03d1e511b2b486e829d68e8f1422aff.html 商务部公告2026年第1号 关于加强两用物项对日本出口管制的公告 https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8990fedae8fa462eb02cc9bae5034e91.html
7	日鉄連	軍民両用物品の輸出規制	・2026年1月6日、日本に対する軍民両用（デュアルユース）物品の輸出管理を強化することを決定し、即日発効。	新規		
8	日機輸	日本企業・団体の輸出規制リスト追加	・中国による日本向け輸出規制の強化に関して、最終利用者、最終用途について広範な適用の可能性がある。中国商務部のコメントによれば、民間用途の輸出が影響されることはないとのことだが不明確。商務部が日本の20企業・団体を輸出規制リストに加えたが該当企業があり、今後の影響が懸念される。	新規		
9	日工会	安全保障貿易管理によるユーザーへの販売不可の懸念	・米中及び日中関係の状況の変化により、安全保障貿易管理上販売できないユーザーが増えるのではないかという懸念がある。現在適切な審査を実施し管理を実施しているが、受注時にOKだった事が、製作納期を経て、出荷時にはNGとなる事が起こりうるのではないかと危惧している。 また、安全保障貿易管理の判断が各企業の判断にゆだねられている為、企業毎に差が出る。	継続	・安全保障貿易管理の判断基準ガイドラインを詳細、明確にして欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10	日機輸	国産品優遇政策強化による中国の経済安全保障戦略	・2026年1月1日に政府調達为国産品優遇に関するルールが施行。中国側は政府調達とセキュリティの両面から国産要求を強めており、外資は中国への技術移転などで中核部品から現地生産するのか、中国市場と距離を置くのか選択を迫られる。当該ルールの影響かは未確認だが、輸出先の中国企業より、今後は国産品を調達する予定のため契約を更新しないとの事例もあり、輸出に関しても影響が懸念される。	新規		
11	日機輸	技術輸出入管理条例更新による研究開発活動消極化の懸念	・2023年12月に技術輸出入管理条例における禁止技術及び制限技術のリストが更新され、一定の分野で明確化がなされたと理解できる。一方、不特定企業に対して、この分野における中国での研究開発活動を消極化させる懸念のある分野もある。	継続	・技術輸出入管理条例で定める制限技術リストについては、禁止技術及び制限技術のリストに掲載された技術分野については、研究開発等の企業活動を消極化させる材料となるため、継続的な見直しを期待する。	・中華人民共和国技術輸出入管理条例
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	役務対価・ロイヤルティ等の海外送金規制	・中国外への非貿易送金に関し、複数の関連当局の許可事項となっており、また銀行による送金許可など手続きがあり、過剰な登録事務要請である。また、送金金額規制もあり、事務手続きが悪化。	継続	・ルールの簡素化。 ・規制の撤廃。	
2	自動部品	海外送金許可手続きの煩雑・遅延	・親子ローン送金にあたり、外債登記を行わなければならない、機動性に欠ける。一方でマルチカレンシーのクロスボーダープーリングを申請しても外貨管理局による審査に時間を要する。（3年程度）	継続		
3	日機輸	海外送金規制の厳格・手続き煩雑	・中国外への非貿易送金に関し、複数の関連当局の許可事項となっており、また銀行による送金許可など手続きがあり、過剰な登録事務要請である。また、送金金額規制もあり、事務手続きが悪化。	継続	・ルールを簡素化していただきたい。 ・規制を撤廃していただきたい。	
4	日機輸	海外送金規制の厳格・手続き煩雑	・海外貿易支払の場合、支払前に契約書、インボイスまたは税関申告書を裏付け資料として銀行に提出する必要がある。	継続	・当該手続きの撤廃・簡略化をしていただきたい。	・為替管理制度
5	日機輸	非貿易送金関連規制の厳格・細則の不文律	・非貿易送金（コミッションおよび裁判関連費用等）について、対外送金可能な取引が制限されていることに加えて、関連規制による対外支払要件（取引内容およびエビデンス等）が細部まで明文化されておらず、業務遂行に支障をきたしている。	継続	・関連規制の撤廃および緩和をご検討いただくとともに、関連規制で求められる要件を具体的かつ文章で明示頂きたい。	
6	日機輸	個人資産の海外送金手続きの煩雑	・現在、中国の銀行にある個人預金を日本の銀行口座へ送金するためには、納税証明書を準備する必要があるなど、手続きが煩雑。	継続	・送金手続きの簡素化を期待する。	
7	日機輸	外国人個人両替限度枠、クロスボーダー送金規制	・「個人外汇管理弁法」および「個人外汇管理弁法実施細則」で定められている「外国人の年間人民元購入上限額が5万米ドル相当」の制限。年間5万ドル制限により、クロスボーダー送金規制等で日本本社から人民元建てで送金ができず、外貨建てで手当てを支給せざるを得ない研修生等の生活に支障が出るケースがある。	継続	・「外国人の年間人民元購入上限額が5万米ドル相当」の引き上げ、あるいは撤廃。 ・クロスボーダー人民元送金規制の緩和、撤廃。	・個人為替管理弁法 ・個人外国為替管理弁法実施細則

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8	日機輸	クロスボーダー送金規制	・中国国内取引において、中国以外の国に存在する企業から、当社売掛金に対する保証を取得して取引を行うケースがあるが、クロスボーダー規制（第三国からの保証金受取に対する規制）により、中国以外の海外の国から保証金を受取ることができない（と認識している）。	継続	・この規制の緩和（撤廃）についてご検討頂きたい。	
9	日化協	クロスボーダープーリングの実行に関する許認可取得	・当社グループでは中国子会社に一定の人民元余資があることから、他拠点での活用を目的に、2025年3月にクロスボーダープーリングの実行に関する許認可取得手続き（人民銀行への申請）を行った。その後、同年7月に中国内の金融制度の変更案（人民銀行版と外貨管理局版のクロスボーダープーリングプログラムの統廃合案）が公表されたため、当社としても改めて新プログラムへの申請を行う必要があるが、2026年1月現在、当社が申請対象となる新プログラムの要件が発表されておらず、手続きを進められない状況にある。また、新プログラムを所管する外貨管理局のリソース不足により、審査に時間を要し、申請から承認まで1年以上かかるの見込まれている（金融機関見解）。	新規	・新プログラムの早期発表と、再申請後の迅速な審査。	
10	日機輸	クロスボーダープーリングの限度額	・現状クロスボーダープーリングの各プログラムには、貸付および借入の限度額が設定されている。	継続	・より自由な資金移動を可能にするため、限度額を撤廃していただきたい。	・外貨資金集中運用管理規定
11	日機輸	人民元建て送金制限・不透明	・中国から日本へ貿易取引及び配当に関わる送金をする際に、人民元建て送金について政府規制により、当社では2016年まで送金を制限されるケースがあった。 その後規制は実施されていないが、中国人民銀行による「管理変動相場制」のため人民元の流動性が規制される可能性が「ゼロ」と言えない状況は継続している。	変更	・(有事が生じた際含め)人民元の流動性が担保されることを望む。	
12	日機輸	人民元建て送金制限・不透明	・中国から日本へ貿易取引及び配当に関わる送金をする際に、人民元建て送金については政府の規制により制限されるケースがあるが、その規制の実施が不安定かつ不透明であるため、計画的に為替ヘッジを行うのが困難である。	継続	・日本への人民元建て送金が安定的に可能になること、また規制についても計画的に実施されることを望む。	
13	医機連	購入代金の中国元支払要求	・深圳にある機械メーカーに発注したが、代金の支払いをUS\$ではなく人民元にしてほしいと要求された。外貨での受け取りは今後手続きが面倒になるとの事で業務の遅延も可能性が高いとのこと。	新規		・政府の指導(要望)との事
14	日機輸	海外からのローン手続きの遅延	・中国における、中国域外からの借入(外債)規制のため、域外関係法人から中国法人へのローン手続きに相当期間（1年内借入：2か月超、1年超借入：5か月超）を要し、当該ローンでは機動的な資金調達が難しい。	継続	・借入手続きの簡素化を期待する。	
15	JPETA	金融機関の借入規制	・金融機関からの運転資金目的の短期借入に関し、支払事実を証明する書類を銀行に提出しなければロールオーバーができない制度となっている。このような制度下では余剰在庫の保有や在庫期間の長期化による回収の遅れが返済リスクに直結し、資金を回すことが困難になる。	継続	・制度を諸外国並みに緩和して欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16	JPETA	三国間貿易の決済手続き厳格化	・三国間貿易の代金決済におけるエビデンスの厳格化等銀行向けの口頭指導による規制が強化され、対応に苦慮している。	継続	・口頭指導という形での規制ではなく、法律・規則に基づき、書面、且つ、企業に十分な準備期間を与えたうえでの政策発表をして欲しい。	・口頭指導
5. 税制						
1	日機輸	日中租税条約の高い配当源泉税率	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており、現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税(0%)にして頂きたい。	・日中租税条約第10条
2	日機輸	日中租税条約の高い配当源泉税率	・日中租税条約における配当所得の制限税率は現状10%だが、これは中国が他国と締結している租税条約と比して高い水準である。	継続	・例えば、中国がオランダやシンガポールと締結している租税条約(ex.5%)の水準に軽減していただきたい。	・日中租税条約第10条
3	日機輸	親子間配当への源泉徴収課税	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税(0%)にしていきたい。	・租税条約
4	時計協	高率の消費税賦課による競争力の低下	・2006年4月よりCIF RMB10,000以上の商品に対して20%の消費税がかけられるようになった。	継続	・消費税の削減。	・関税規則 ・条例
5	JEITA	増値税の未還付・遅延、手続の厳格化	・中国から中国外へ輸出する鋼材・鉄鋼・鉄製品の13%の増値税の税金が還付されなくなり、中国から輸入している製品のコストが13%増加し、その結果、中国製製品は、コスト優位な状態となっている。	継続	・中国から輸出される鋼鉄類・鋼材・鉄製品を増値税還付(13%)の対象に戻していただきたい。	・国務院税関関税委員会公布 中華人民共和国輸出入関税[2022]的公告 http://www.gov.cn/xinwen/2021-12/31/content_5665850.htm ・国務院税関関税委員会 特定の鉄鋼製品の関税調整に関する告示(税制委員会告示[2021]第4号) ・国務院税関関税委員会 鉄鋼製品の輸出関税の更なる調整に関する告示(税制委員会告示[2021]第6号) ・中国鉄鋼輸出規制 関税還付取消項目の拡大 https://news.cnyes.com/news/id/4690331
6	JPETA	増値税の未還付・遅延、手続の厳格	・在庫商売・薄利商売の企業は、仮払増値税>仮受増値税が恒常化、増値税納付過多、BS上、未収増値税が残る形となる。次月以降に調整がなされていくが、一定期間、現金が税務署に据え置かれている状況。保税區でも仮払増値税が発生するも、企業の形態によっては、仮受増値税が発生しない場合もあり、会計上・税務上の処理が不明確。	継続	・未収増値税還付制度の構築、検討を強く希望する。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7	医機連	増値税の未還付・遅延、手続の厳格	・ Webを閲覧したところ、その中の中国税制についての改善要望の記載がある。 https://www.jmcti.org/mondai/top.html 特に増値税不還付については、我々も以下の課題を抱えていると考えている。 増値税不還付について、部材や製品の輸出入に伴い、HS codeに基づき退税率が決まっており、全額還付されないケースがある。運用面では都度の輸出入に際して所定の手続きを行っているが、煩雑である点が難点。	継続	・ 退税率の統一化が為される等の簡単化を望む。	・ 増値税法
8	日鉄連	増値税還付率の不安定・変更	・ 2006年9月以降、輸出急増に伴う海外との貿易摩擦回避のために、鉄鋼製品に対する輸出増値税の還付率が段階的に引き下げられてきたが、08年後半以降は世界的な需要低迷により輸出が急減。輸出奨励の観点からこれまでの方針を一転させ、段階的に還付率引上げを実施。 →2010年6月22日、財政部は鉄鋼製品48品目（HS）で還付率（従来9%）の撤廃を発表、7月15日より実施。省エネ・排出削減に向けて、資源・エネルギー消費の多い製品の輸出抑制を図る方針の一環。 →2013年1月1日、増値税還付率の一部拡大（9%→13%：旧コード：722790から細分し新設した7227.9010、7227.9090が対象）。 (改善) ・ 2015年1月1日、ボロン添加合金鋼を対象にした増値税還付制度が廃止。但し、合金鋼鋼板類については、制度が存続。 ・ 2021年5月1日、一部品種（冷延コイル、めっき鋼板、合金鋼鋼板、レール、継目無鋼管）除き増値税還付を取消し。 ・ 2021年8月1日、残存していた一部品種の増値税還付も取消され、鉄鋼製品に対する輸出増値税還付は全て取消し。	継続	・ 安定的な輸出政策の維持による輸出企業の混乱回避。	・ 財政部 関于取消部分商品退稅的通知(財稅[2010]57号)
9	日機輸	増値税還付率の不安定・変更	・ 2026年1月8日、財政部・国家稅務總局は2026年公告第2号「ソーラーパネル等輸出稅還付政策の調整に関する公告」を公布、特定の製品に対する輸出稅金還付政策を変更。電池に関わる内容について、2026年4月1日より、増値税輸出還付率の引き下げ（9%⇒6%）、2027年1月1日より、増値税輸出還付率の取り消し（還付ゼロへ）。	新規	・ 企業に対して一定の移行期間を設けるよう交渉したい。短期間での完全廃止は避け、政策の実施を緩やかにするか、段階的に還付率を減らしながら徐々に政策を廃止することを希望する。	・ 財政部・国家稅務總局は2026年公告第2号「ソーラーパネル等輸出稅還付政策の調整に関する公告」
10	日機輸	増値税還付の不可	・ 中国国内貿易会社（上海自由貿易試驗区企業）経由、中国サプライヤー一名義で輸出通関後、直接港から海外へ輸出したが、外貨が中国企業からの支払となるため、中国サプライヤーは増値税の還付を受けられない（昆山、無錫、大連など）。 外貨制度は緩和されているが税制にリンクしていない。 また、地方稅務局により見解が異なるため、企業は新制度を十分に享受できない。	新規	・ 新制度を明確にさせていただきたい。	・ 財稅[2012]39号
11	日機輸	増値税還付の不可	・ 自由貿易区によっては海外へ輸出する製品の増値税が還付できないケースがある。各地にバラツキがある。 例えば、他のところで調達した製品を輸出する際に、ある地域の税関は、支払い方は当社中国拠点であるため調達先に税還付できないケースが発生した。	新規	・ 増値税還付規定を統一いただきたい。	・ 財稅[2012]39号

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
12	JEITA	レアアースと磁石原料との増値税還付の差異	・中国産の磁石の輸出には増値税（13%）が還付されるが、レアアース等原料の輸出には還付されない。つまり、日本など中国以外の国で磁石を製造する際、中国から輸入した原料の増値税は還付されない不公平な状態となっている。その結果、中国製の磁石はコスト優位な状態となっている。	継続	・より下流の自国製品の輸出競争力を高めるために、原材料の輸出増値税還付制度を認めないなどの恣意的な増値税の還付の差異をなくしていただきたい。	・中華人民共和国増値税暫行条例 http://hd.chinatax.gov.cn/nszx/InitChukou.html
13	JPETA	保税区企業の増値税の仕入税額控除の限定	・保税区企業においては人民元建て調達した材料・資材及びその他費用支払い時に発生する増値税は、人民元販売に対応する分しか控除が受けられない。大半の企業が保税販売をメインとしている中、控除できない増値税はコストとせざるを得ず、結果的に競争力を削ぐ結果となり、保税区（自貿区）に進出するメリットがない。	継続	・日本と同様、未収増値税は確定申告により、還付を受けられるようにして欲しい。	
14	日機輸	グループファイナンスへの増値税賦課	・現行規定上、銀行から借りた資金（或いは社債発行で調達した資金）を同じ金利条件で同企業グループに属している会社へ転貸する場合のみ、増値税が免税扱いとなる。また、スプレッドを付加して転貸する場合には金利総額に対し増値税が賦課される。	継続	・グループ企業間の財務・資金運用を円滑に行えるようにするため、金利への増値税賦課の廃止又は仕入税額控除をご検討頂きたい。	
15	日機輸	クロスボーダー資金預入時の増値税賦課	・中国国内の子会社が国外関係会社より受け取る利息には、企業間取引として増値税が課されている。（参考：中国国内の法人が銀行に預け入れて受け取る利息は、企業・銀行間取引であるため、増値税が課されない。） 2016年発36号通達によると、預金利息は増値税の対象とならないこととなっているが、実際に増値税が課されないのは以下の預金利息のみである： ①銀行 ②中国人民銀行によって承認された預金取扱機能を保有する組織 よって、多くの多国籍企業が効率的な資金管理のために行うグループ内でキャッシュ・プーリングに係る利息には増値税がかかってしまい、中国国内で事業活動を行う多国籍企業の費用が不当に増加することとなる。	継続	・効率的なグループキャッシュマネジメントを促進できるよう、クロスボーダー貸付実施時、また中国国内における委託貸付実施時に利息に課せられる増値税を撤廃していただきたい。	・増値税暫定施行条例 ・2016年発36号通達 Cai Shui [2016] No.36
16	JEITA	増値税法案の未収項目の追加	・未収項目の概念が提案されており、また国内外取引に関する納税業務につき、明確に海外消費を付加価値税納税義務の判定基準としている。新法に対応するために現地での業務をさらに細分化する必要がある。	継続		・中華人民共和国増値税法
17	JEITA	輸出税還付の廃止	・2026年4月1日から2026年12月31日までに、電池及び太陽光関連製品の付加価値税輸出還付率は9%から6%に引き下げられることになる。2027年1月1日以降、同製品の付加価値税輸出還付が廃止される。同政策が利益率にどのような影響を与えるのか懸念。	変更		・財政部・国家税務総局による太陽光発電などの製品の輸出税還付政策調整に関する公告(財政部・税務総局公告2026年第2号)
18	自動部品	役務提供・出向者へのPE課税の拡大解釈	・日本本社から中国現地法人への出向者の労務費について、日本口座への支払い分は本社が一旦立替え、中国現法が本社へ支払うことによって精算するが、2023年7月から、中国外貨管理局の規制により、送金が停止されている。送金実施には出向契約及び納税証明書の提出が必要となっているが、その提出により、出向者労務費の支払いが役務提供取引の対価とみなされ、PE認定されるリスクが生じている。（PE認定された場	継続	・出向者労務費の精算は出向契約に基づくものであり、役務提供取引には該当しないため、PE認定しないで頂きたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			合、中国において日本本社の企業所得税および増値税等の納付が必要となる。)			
19	日機輸	役務提供・出向者へのPE課税の拡大の解釈	・日本から中国への役務提供に係るPE（Permanent Establishment＝恒久的施設）認定の基準が不明確であり、中国における連続的な活動を伴わないにもかかわらず、PE認定を受け、対価の支払いにおいてみなし利益率を乗じた推定課税により法人所得税の源泉徴収が要求される事例が発生している。また、中国の各管轄区域が各状況においてPEの存在をどのように決定されているかが不明で、実際にPEによる税務申告義務をどのように進めるかについての明確なガイダンスもない。	継続	・役務提供に係るPE認定の基準についてより明確にしていきたい。 ・PE申告要件を統一し、明確なガイダンスを設定いただきたい。	・PE課税(法人税) ・日中租税条約 ・Corporate tax on permanent establishment(PE) ・Japan-China Tax Treaty
20	日機輸	PE認定の判断基準の複雑、二重課税の懸念	・現在、PEが存在するか否かは各企業判断となっているが、判定基準が複雑な上、企業がPE無しと判断した場合でも数年後の税務調査の際にPEの存在を認定される可能性がある。また契約完了後に、役務提供元（日本企業）でPEと認定したが、役務提供先（中国企業）から契約変更、源泉徴収を不合理な理由で拒否され、管轄の税務署へ納税の相談に伺ったところ、外国企業による直接納税が出来ないと断られた事例も発生している。 (2026年1月時点)	変更	・日中間で二重課税とならない様、PEに関する概念を日中韓で統一するような取り組みを期待するとともに、PE課税に関わる相談窓口を日本側及び中国側双方で設けていただきたい。 ・納税義務を速やかに果たすために、法律に準拠し、担当者や地域(省)に寄らない制度設計とする。	・企業所得税法 第五章 第37~38条 ・企業所得税法施行条例 第106条 ・国家税務総局令 第19号 第19条、第20条
21	日機輸	大湾区の高度、不足人材の個人所得税優遇施策の運用	・大湾区の高度、不足人材の個人所得税優遇政策について帰任者は申請対象外となっている。 ・申請プロセスが非常に複雑。 <詳細(広東省深圳における例)> 一還付金申請システム、税務局納税システム、銀行、SIM等に登録しているパスポートNo.、実名登録等の情報が全て一致していないと還付金申請が不可能。（赴任中にパスポートを更新した場合、手続きを進められないケース有り、ローマ字の姓名の順序が異なるだけでもNGになる等） 一2025年より還付金申請システムが変更となり、申請アカウントを開設するために、外国人赴任者ご自身が行政窓口に出向き、実名登録等を行うことが求められるように変更。 一還付金を受領するために赴任者自身の現地口座を存続させる必要があるため、携帯SIMを継続する必要がある。他方、帰任後に居留許可証やパスポートの有効期限が切れた場合、1年後に銀行口座が自動的に凍結されるため、還付金を受領できないケースあり。 ・大湾区還付金申請の2025年度政策が変更となり、例年であれば、申請手続きは6月～7月頃であるところ、全手続き完了期限を2026年3月31日とする（約4ヶ月の前倒し）必要がある旨、2026年1月6日に急遽発表された。毎年、方針発表～申請手続きまでのリードタイムも短期間（2ヶ月～2.5ヶ月）である中、急な申請スケジュールの前倒しにより、担当の業務計画・リソース調整に大きな支障が出ている。	継続	・帰任者についても申請対象とし、補助金を会社が受け取れるようにしていきたい。また、2025年の新施策についても対象を継続いただきたい。 ・上海や北京などでも同様の政策を進めていただきたい。 ・申請プロセスが非常に複雑（＜詳細＞欄における広東省深圳の例を参照）のため、申請プロセスを簡素化していきたい。また、例に挙げたような事情から還付金申請ができなかった場合、申請できなかった前年度分も翌年度に申請できるようにしていきたい。 ・今後の制度変更においては、関係事業者における円滑な移行を確保するため、実施の相当期間前に変更内容を明確に公表いただくとともに、実務上可能な十分な猶予期間を設けたスケジュールを設定いただきたい。	・広東・香港・マカオ大湾区における個人所得税優遇政策に関する通知
22	日機輸	大湾区の高度、不足人材の個人所得税	・深圳の高度、不足人材の個人所得税優遇政策について帰任者は申請対象外となっている。	新規	・帰任者についても申請対象とし、補助金も会社が受け取れるようにしていきたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		優遇施策の運用				
23	日機輸	大湾区の高度、不足人材の個人所得税優遇施策の運用	・2023年から深圳の高度、不足人材の個人所得税優遇政策を申請するに当たり、主管政府部門の許可が必要で、一部の主管政府部門が企業法人でなければ承認しないとしている。	新規	・政府機関の政策運用ルールを統一にしていきたい。 ・また、政策の運用がばらつきを防ぐため、政策の中に企業法人に限らずブランチ会社に対しても政策を運用できると明記して欲しい。	
24	日機輸	個人所得税優遇措置の廃止	・個人所得税優遇政策（「年一回賞与等の個人所得税優遇、外国籍個人手当等、関連個人所得税優遇」）において、2027年まで延長することが確定し、改善された。	継続	・2027年以降の税優遇の実施を要望する。	・中華人民共和国個人所得税法
25	日機輸	個人所得税等還付の銀行口座の維持	・個人所得税の還付、返金が個人の銀行口座にしか振り込めない。還付や返金は本人の帰国後行われることも多く、帰国後も口座を維持し、所得税、社会保険料を負担した会社へ振込しなければならない。	継続	・個人所得税や社会保険納付を負担する会社（口座）に返金できるようにしていきたい。	・2019年度個人総合所得税の確定申告及び精算に関する公告
26	日機輸	繰越欠損金の短い繰越期間	・税務上の繰越欠損金の繰越年限は5年とされており国際的に見ても期限が短い。	継続	・繰越期限の延長を希望する（たとえば米国や香港では無期限）。	
27	日機輸	過小資本税制における損金処理の困難	・過小資本税制において、国内関連会社からの借入も含めた関連会社借入が、その純資産の2倍を上回る部分に係る利息を損金処理できない規定となっており（損金処理する場合の手続も非常に煩雑）、グループファイナンス展開の支障になっている。	継続	・国内関連会社からの借入の過小資本税制対象の負債からの除外を希望する。	
28	日機輸	間接持分譲渡確認の煩雑	・事業の効率的な運営を図るためにグループ企業間での組織再編（合併等）を検討する場合に、被合併法人の傘下にある中国子会社の持分譲渡にあたるとして、中国で課税が生じる可能性があり、確認の事務負担及び実際の課税が生じることになる。 2009年発59号通達の第7条には、これが免税となるための税制適格再編成も規定されているが、シナリオが非常に限られている。	継続	・グループ内再編に係るセーフハーバールール（課税の繰延）の運用を認めるなど適用条件の緩和をしていただきたい。	・企業所得税法に係る7号公告(2015年) ・2009年発59号通達の第7条
29	日機輸	連結納税制度の不在	・諸外国で導入されている連結納税制度の中国への導入を検討頂きたい。在中国企業に対して諸外国と制度格差が存在することは国際競争力の低下も懸念され、また、導入により外資系企業の中国への投資促進も期待できる。	継続	・企業所得税に関し、連結納税制度の導入。	
30	日機輸	税金計算根拠の異なる印紙税納税申告による追徴課税リスク	・印紙税納税申告時は、企業は会計科目を根拠として申告データを作成するため、税務局が税務システムから作成する印紙税法の税金計算根拠とは異なる可能性があり、企業として追徴リスクがある。	継続	・追徴リスク軽減のため、他地域（上海・成都・重慶など）同様、税務局システムデータの事前確認ができるよう要望する。	・中华人民共和国印花税法 2022年7月1日施行
31	日機輸	未決済デリバティブ取引による損益を対する企業所得	・デリバティブ取引については、会計処理上は公正価値で測定し、その変動額を当期損益に計上する必要があるが、税務処理上は未実現取引と定義され、税引前算入は認められず、納税調整が必要となるので、会計面と税務面で金額に一時的な差異が生じる。 実務上、大口デリバティブ取引での公正価値の変動により多額の評価損	継続	・関連未決済デリバティブ取引による損益については、当期損益として税前算入できるようになること。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		税申告調整事項	が生じる場合がある。その場合でも、企業は一時的差異の調整（評価損不控除調整）により調整当年度に多額の納税が発生する一方、決済できた年度以降（5年の繰越年限内）に繰延された損失を補填する十分な収益が得られない時に、税金の過払いが生じる可能性がある。			
32	日機輸	二重課税排除の施策の簡素化	・二重課税排除のための二国間協議（相互協議）の合意に至るまでのプロセスが複雑であり、時間がかかるケースが多い。	継続	・二重課税排除の施策の簡素化に向けた協議を両国間で継続して頂きたい。	
33	日機輸	長期に及び相互協議合意	・過去申請した二国間APA（Bilateral Advance Pricing Arrangement＝BAPA）は合意に至ったものの非常に長い期間を要した。現在申請している年度についても合意までのプロセスの予見が難しく、期間が長期にわたることが予想される。関連する過去の履歴を含む管理が膨大であり、かつ、制度の法的安定性や予見可能性を欠いている。	継続	・OECDの推奨する合意短縮に向けて取り組んでいただきたい。	・移転価格税制(法人税法)
34	日機輸	Beneficial Owner要件の厳格・不明瞭	・非居住者の株主は、中国との租税条約に規定されている優遇源泉徴収税率を享受する資格を得るために、Beneficial Owner（BO）要件を満たす必要がある。 ・中国のBO決定規則は、OECDのモデル租税条約と比較して、より厳格で、適用範囲が狭い。例えば、中国では、株主が優遇配当源泉徴収税率を享受するために、子会社のルーティン業務への積極的な関与など投資後の事業活動への関与が想定されている。 ・また、中国は2020年1月1日から、BOの判定を「納税者による自己判定」に変更した。不要な議論を避けるためには、BO判定要件と規定の解釈をさらに明確にすることが重要である。例えば、中国は国境を越えるキャッシュ・プーリングの取り決めをBO判定の否定的要因としてみなしているようである。現在、グループポリシーによるオフショアキャッシュプーリングの活用が事実上の支払いとみなされるか、つまり、それが9号公告に基づくBOの判定に際し不利な要素となるかどうかについて、中国の厳密な方針が正式に公表されていない。 ・また、事前ルーリング手続など、非居住者の株主が当局と正式に確認を行うことができる手続を整備すべきである。	継続	・OECDに含まれているモデル租税条約に合わせたい。 ・Beneficial Owner要件の判定を明確にするための解釈規定の発行や、当局との事前確認制度（事前ルーリング手続）の制度を整えていただきたい。 ・オフショアキャッシュプーリングの活用は、9号公告に基づくBO判定上の不利要素にならない旨を国税当局による公式発表や文書で明確化いただきたい。	・租税条約におけるBeneficial Ownerに関する問題について公告(9号公告)
35	日機輸	税務総局の大手企業に対する財務・各種情報の提出義務	・国家税務総局は、重点大手企業グループの管理を強化するため、「千戸集団名簿管理弁法（千戸集団名册管理办法）」を制定した。「千戸集団」（千戸集団とは、大手企業グループのこと）のリストは国家税務総局によって確定するが、「千戸集団」のリストに入った企業本社及び中国で投資した子会社は、毎年要求に従い、各種財務税務情報、更にその年度の税金関連の電子財務データ、即ち会計計算書類、報告書類を含むすべての財務データを提供しなければならない。 - その他、国家税務総局によって開発されたデータ収集ツール、あるいは国家税務総局が制定したインターフェース規範に沿って、データは自動的に当局の提供したデバイスにダウンロードされ、提出される。各企業の採用する財務ソフトはそれぞれ違うため、電子財務データの収集要求は、企業に莫大な作業量をもたらしているほか、企業が税務機関のデータ収集の背景および目的が分からないため、すべての財務データの明細	継続	・国家税務総局は「千戸集団」企業に対する電子データの収集の要求を取消していただきたい。	・千戸集団企業名簿管理弁法

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			を収集せざるを得なくなり、企業のデータ管理の仕事にも大きな負担をもたらしてきている。			
36	日機輸	税務訴訟の救済措置運用の未整備	・税務調査を受けた結果の更正内容に不服がある場合において、中国の救済措置は他国と比べ弱い。初級人民法院に税務訴訟を提起することは可能であるが、税務の本質ではなく、手続上の問題を焦点とすることが多く、結局、税務当局との交渉で解決することが多くなり、納税者の主張が通りにくい状況にある。	継続	・より公正な税務訴訟の運用をしていただきたい。 ・さらに、簡便な審査機能の拡充をしていただきたい。	・中国の裁判制度
37	日機輸	BEPS対応による移転価格税文書化義務の強化・手続の煩雑	・BEPS（Base Erosion and Profit Shifting＝税源浸食と利益移転）に対応するための情報提供義務が過剰である。OECDのガイドラインでは定められていない記載事項として、マスターファイルでは研究開発活動の人員状況等、ローカルファイルではバリューチェーン分析が求められている。	継続	・移転価格コンプライアンスに関する多くの情報提供義務等について、OECDガイドラインに準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行を行っていただきたい。	・特別納税調整実施弁法(試行)(国税発[2009]2号、42号)
38	医機連	移転価格税制の曖昧・不透明	・Webを閲覧したところ、その中の中国税制についての改善要望の記載がある。 https://www.jmcti.org/mondai/top.html 特に移転価格については、我々も以下の課題を抱えていると考えている。 移転価格の設定やロイヤリティの扱いについて、現状は当局とのコミュニケーション強化と、取り決めに即した対応を行っているが、Web記載の通り、日中両国の税務当局との綱引きとなる感は否めない。	継続	・移転価格について、日中二国間での取り決め、統一化を望む。	・企業所得税法
39	自動部品	移転価格調査の恣意的実施及び地域格差	・独自解釈に基づく移転価格税制の徴税あり。又、地域によりその指摘内容や基準に同一性が欠ける。	継続	・同一基準に従った適正な税務調査の実行。	
40	製薬協	税務執行及び移転価格事前確認制度(APA)の活用 の困難	・中国子会社との取引について約10年前より日中バイラテラルAPAを複数回申請しているが、中国側での審査がスムーズに進まず日中両当局による相互協議が未だに開始されていない。 中国子会社とのロイヤリティ取引について、現地税務当局へ届出書を提出する必要があり、当該届出書がなければ銀行送金ができない。かつ、高いロイヤリティ料率は中国税務当局に許容されないため、適切な資金回収の弊害となっている。当該事象を解決したいが、APA申請を行った場合においても、日中両当局による相互協議が機能しておらず、企業側の二重課税リスクが生じる可能性が高い。	継続	・中国への投資が税制面の問題で妨げられることがないように、日中双方の当局に対してAPAの審査・相互協議手続をスムーズに進めていただける様、要請頂きたい。	
41	日機輸	移転価格事前確認制度(APA)の活用 の困難	・中国における日中二国間APA（Advance Pricing Arrangement＝事前確認制度）の申請は、市及び自治州以上の税務機関が受理することとなっている。一つのAPAに複数の確認対象法人が含まれる場合には、国家税務総局（SAT, State Administration of Taxation）が主体的に関与し、支援・指揮を行う。この場合、正式申請前に長期間にわたる調整及び実質的な審査が必要となる。	継続	・二国間APAが両国間の権威ある当局同士の交渉であることを考慮し、APA窓口の一本化、またはSATが積極的かつ主体的に調整を行っていただきたい。 ・正式に受理したことを確認できるような手続き（書面を発行する等）にしていきたい。 ・地方当局が正式に受理を認めた後、地方当局がSATへ申請を上げる	・企業所得税法42条 ・企業所得税法实施条例113条 ・税收徴収管理法実施細則53条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					ことが国内法で求められているが、その期限が短い等の制約により、地方当局が正式に受理したことを確認できるような手続き（書面を発行する等）をしたがらない傾向がある。納税者へのAPA申請正式受理の通知が阻害されないようにしていただきたい。 ・相互協議が長期化する背景として、各国で広く受け入れられている四分位法レンジの考え方を中国当局が受け入れない傾向が強いことがある。国際的に協調する立場をとり、四分位法レンジを受け入れる姿勢を示すようにしていただきたい。	
42	日機輸	移転価格事前確認制度 (APA) の活用 の困難	・事前確認の申請自体を当局の意向に沿ったものでないと受け付けない事例がある。	継続	・納税者が合理的と考える内容での事前確認申請の提出を行う権利を尊重していただきたい。	
43	日機輸	移転価格文書の検証対象期間の不透明	・現地の移転価格税制上、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていないという状況にある。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高い。	継続	・OECD原則に則り最低3年程度の通算検証を認めるよう法律により明確化していただきたい。 ・いわゆる四分位法に基づく検証を認めていただきたい。	・移転価格税制(法人税法)
6. 雇用						
1	日農工	現地労働コストの上昇	・中国政府指導により、人件費が上昇。熟練工の確保も難しく、品質維持とコスト抑制の両立が課題。	継続	・自動化導入支援や技能訓練補助制度の拡充を要望。	
2	日機輸	時間外労働上限規制	・中国生産の人件費コストが上昇している中、週時間外労働上限時間が36時間と、諸外国と比較して少ない水準となっている。	継続	・時間外時間上限規制を諸外国並みに緩めて欲しい。	・労働法第41条
3	日農工	雇用調整の困難	・「労働法」が従業員権益の保護に傾斜しているため、パフォーマンスの悪い社員の解雇や配置替えが困難。	継続		・労働法
4	日工会	若年層人材の離職率の高さ	・特に若年層における離職率が高く、手当などを充実させる工夫をし対応しているが、従来従業員とのバランスもとらなければいけないため対応に苦慮している。	継続		
5	日機輸	派遣工の扱い規制強化	・労働契約法の改正（労務派遣に係る若干の規定）により、補助的業務の職位に対する雇用比率制限（10％）が設けられた。	継続	・雇用比率制限（10％）を撤廃、または緩和していただきたい。	・労働契約法(派遣)
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	就労ビザ、居留許可取得手	・ビザ取得要件について以下の問題がある。 ①各地域の公安・労働局では、実際のビザ取得の運用、基準が統一されておらず、徹底の度合いが地域によって異なり、通知内容と公安・労働	継続	①基準を明確にし、各地域及び担当官により異なる運用を統一していただきたい。移籍する場合は、居留許	・外国人訪中就労許可制度の全面的実施に関する通知

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		続の煩雑・遅延・不明確	局での実際の運用に齟齬が起きている。また、中国国内の異動に際しては、都市間の運用の違いにより、円滑な手続きに支障をきたしている。 ②外国人のパスポートに代わる身分証が存在しない。 ③就労又は180日を超える長期滞在者は中国入国後30日以内に管轄の公安機関において「居留許可」を申請する必要がある。また、帰国時には抹消手続きも行う必要がある。 これらの手続きのためには、パスポートを7稼働日の間公安機関に預けなければならない。駐在員は自身の身分を証明するものがないまま過ごさなければならない。外国人のパスポートに代わる身分証も存在しないため、手続き中の駐在員の業務及び日常生活に支障をきたしている。 ④2020年以降に発行されたパスポートでビザを申請する場合は旧パスポート原本の提出が必要であり、提出できない場合は理由書の提出が必要である。 ⑤入国毎に指紋採取＆顔写真撮影が実施されていることに加えて、ビザ申請時の指紋採取＆顔写真撮影のためにビザ申請センターへの出頭が必要となっているが、VISA申請者の利便性向上のため、2026年12月31日までの間駐日中国大使館及び総領事館において国籍を問わずマルチVISAで滞在期間180日以内の申請をする者については、申請時の指紋採取が免除された。		可を抹消するのではなく、より簡易的に切り替え手続きができるように改善していただきたい。 ②諸外国で使用されている個人証明証（カード型）の配布等の措置を検討していただきたい。 ③駐在員が身分証を持たずに生活する期間をできるだけ短縮するために、居留許可の新規申請及び抹消手続きにかかるリードタイムを短縮していただきたい。 ④旧パスポート原本の提出を不要としていただきたい。または旧パスポート原本が提出できない場合でも理由書の提出を不要としていただきたい。少なくとも2回目の申請を原本提出不要としていただきたい。 ⑤入国時の指紋採取＆顔写真撮影のみとしてビザ申請時の出頭はなしとしていただき、申請者への負担を軽減していただきたい。さらに赴任者【Z】査証、赴任者に帯同する家族【S1】査証についても、さらなる簡略化を拡大していただきたい。	(外専発[2017]40号) ・外国人出入国管理法
2	日機輸	ビザ取得手続きの煩雑、地域差・不統一	・都市により（時には同じ都市でも）書類種類や所要時間が異なる。過去の経緯や担当官の違いにより書類が異なることがある。 新法施行により、各都市で無犯罪証明書の取得が義務付けられ、手続きに費用と工数がかかる。	継続	・都市による差、担当官による差・裁量の余地を出来る限りなくし、平準化を図る事をして頂きたい。	
3	日機輸	猶予期間の無いビザ発給規定変更	・防疫措置以外のビザの発給規定変更など、新たな規定等の施行開始までの猶予期間がなく、即日実施となる。	継続	・防疫措置を除き、ビザの発給規定変更などの場合、少なくとも1週間程度の猶予を設けて、十分な告知後に実施運用していただきたい。	
4	日工会	短期滞在ビザ免除措置の停止の懸念	・2020年コロナ感染症以降日本国籍者が来中に際してビザが必要となった、ビザ取得のための費用、時間の問題により出張者が来にくい環境となっていた。2025年より緩和され現在は1ヶ月間ビザ無しでの渡航が可能となっている。これにより中国への出張がしやすい環境となった。	継続	・2026年もビザ無しでの渡航が可能となっているため継続してビザ無しでの渡航が可能な状況を維持して頂きたい。	
5	日機輸	短期滞在ビザ免除措置の停止の懸念	・2024年11月30日以降、2025年12月末までは、日本国籍の渡航者における商用、観光、親族訪問、交流、または30日以内の乗り継ぎの目的で中国に入国する場合、ビザ免除で入国することができるようになり、その後2026年12月末までの延長が発表されたが、2026年12月末以降の対応は不透明。	継続	・2026年12月末以降もノービザ政策を継続していただきたい。	
6	日機輸	S2シングルビザの取得要件	・中国駐在員の家族が短期滞在中に赴任者を訪問する際には、S2シングルビザ（1回のみ入国、90日間滞在可能）を取得する必要がある。	継続	・S2シングルビザの取得要件の緩和。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		の厳格	・特に、中国の長期休暇である春節や国慶節、日本のゴールデンウィーク休暇、夏休み、年末年始の期間には、短期での訪問が集中。 ・現在、赴任者の居留許可の残存期間が申請者の出発予定日より6ヶ月以上必要とされており、残存期間が不十分の場合中国への渡航ができない状況が生じることが懸念される。		・居留許可の残存期間が6か月以上必要という制限を撤廃いただきたい。	
7	日機輸	居留許可を条件としたE-Channelの申請条件	・E-Channelの申請は、外国人の場合、半年以上有効な居留許可を所持していることが条件になっている。	継続	・短期の居留許可でも、E-Channelが申請できるよう、条件を緩和していただきたい。	・出境入境管理法
8	日機輸	就労許可申請時の必要書類・規格の不統一	・中国の就労ビザ(Zビザ)を申請するためには、事前に中国当局に認証済の体格検査結果を含む書類を提出し、工作許可通知を発行してもらう必要がある。 瀋陽当局に、日本の外務省でアポステイーユ認証を受けた健康診断書等の書類を提出したところ、アポステイーユ認証は受理できないと言われ、やむを得ず赴任予定者が現地に赴き指定医療機関で健診を受けることとなった。しかし、中国は2023年11月7日よりハーグ条約（外国公文書の認証不要条約）を正式に発効しており、加盟国の公文書はアポステイーユのみで中国本土で使用可能である旨が中国外交部から正式に発表されており、上海、蘇州と言った地域では同様の事象は発生していない。地域特有の課題と推察されるが、適切な周知を行っていただきたい。	新規	・2025年の改正内容を緩和し、帯同家族の海外引越荷物が発送できるようにして欲しい。	・査証制度の運用
9	日機輸	就労許可申請時の必要書類・規格の不統一	・省・地域ごとによる就労許可取得に伴う必要書類や条件が異なっている。複数の省に派遣する当社では、必要書類の確認に時間を要している。手続きの効率化の観点からは是非各種申請書類・データ（体格検査受診項目、証明写真サイズ・枚数・写真館データ要否、履歴証明書の内容やサイナー等）の統一をお願いしたい。	継続	・必要書類、データ規格の統一をお願いしたい。	・査証制度の運用
10	自動部品	出向者の就労許可取得要件の厳格化	・海外勤務で中国へ渡航する場合、居留許可申請時に「外国人体格検査記録」を提出しなければならない。その際、中国大使館の指定医院で受診しなければならない。	継続	・最寄りに指定病院がないケースも多く、駐在予定者が遠方で受診するケースがあるため、健診項目を満たせば、最寄りの病院でも受診可能になると助かる。	
11	日機輸	居留許可による入学要件	・勤務地と居住地の市・省が異なる場合、居留許可の発行地は勤務地で発行される。学校によっては、政府の指示により、学校の所属する市・省の居留許可がないと入学・入園が出来ない場合があり、状況によっては居住地を変更させなければならない可能性がある。	継続	・居留許可に関する入学要件の緩和を期待する。	
12	日機輸	銀行口座の開設困難、維持要件の厳格	・居留許可を取得するまでの期間、中国内地での銀行口座を開設することができない。ほぼ電子決済で対応する中国内において、銀行口座が開設できないことで、赴任当初の生活立ち上げが難しい状況にある。 現在、口座開設時に登録したパスポート期限や居留許可期限が失効すると、口座が凍結されるという状況にある。帰任時に個人資産をすべて引き出し帰国することが対策ではあるが、緊急で帰国する必要がある場合など、対応ができないこともあり、中国に戻ってこれない場合は個人	継続	・銀行口座開設、及び維持要件の緩和。 ・口座凍結解除についての代理人対応拡充。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			資産を引き出すことが出来なくなり、相当な不便を強いられている。口座の凍結解除には新たに居留許可や商用ビザを取得するなど、現実的なハードルが高く、事実上不可能。本人対応ができない場合でも代理人対応を可能とするなど、中国での銀行口座維持への配慮を望む。			
13	日機輸	銀行口座の開 設困難、維持 要件の厳格	・赴任時、外国人の銀行口座を開設する際、ブラックリストや携帯契約履歴が1年以上ないといけないなどの制約によって開設できないケースがあり、外国人に対してはハードルが高い。給与の振り込みに影響がでている。	継続	外国人の口座開設における制約のハードルを下げる措置をとっていただきたい。	
14	日機輸	在留外国人の 社会保険制度 強制加入義務 による二重払 い負担	・日中社会保障協定が日中間において発行されたことを歓迎する。但し、対象となるのは養老保険のみ、かつ5年間を上限としたものである。 ・外国籍社員帰任後の医療保険清算プロセスが煩雑。2024年までは直接会社口座への振り込み可能であったが、現在会社口座振り込みは禁止されてしまったため、対象社員個人口座または人事担当者個人の口座へ振り込む必要が生じてしまっている。	継続	・中国においては、日中社会保障協定の適用の範囲は被用者基本老齢保険のみとなっているが、他に、被用者基本医療保険、労災保険、失業保険料及び生育保険にも適用していただきたい。 ・会社口座への振り込みを再度認めていただきたい。	・日中社会保障協定
15	日機輸	駐在員および 帯同家族の安全 性への懸念	・2024年6月の蘇州での日本人母子襲撃事件、同年9月の深圳での日本人児童殺人事件、2025年5月重慶での配車アプリ乗車時の邦人被害、同年7月の蘇州での日本人母子襲撃被害等、邦人が被害にあっている事件が相次いで発生している。また、2025年11月以降の日中関係の緊張の高まり等、中国国内でのビジネス活動の基盤である安心・安全が揺らいでいる状況にあり、今後の動向次第では、日系企業の中国国内でのビジネス推進にも影響が出かねないと考えられる。	継続	・邦人をはじめ、中国国内で生活する外国人の安心・安全を確保する取り組みを強化していただきたい。	
16	日機輸	日中関係の航 空便への影響	・直近の日中関係の影響で、日本と中国を結ぶ航空便の減少により、特に名古屋、関西、地方都市からの路線で影響が大きく、渡航者や出張者に不便が生じている。航空運賃の上昇も懸念材料。	新規	・日本と中国間の航空路線・便数を早期に回復・安定化していただきたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	模倣品の取締 不足	・1) 権利者に対して侵害事実/侵害者の処罰/侵害品の処分についての情報開示が不十分である。 2) 広州駅西口時計市場の模倣品の販売方法が巧妙化している。一方で、一時期姿を消していたが、店頭による声かけ（Super copy、High quality copy）が盛んに行われている状況を確認している。 3) 実際の摘発において、偽物業者は居住区に倉庫・組立工場等をおき、現状では公安以外の工商行政管理局(AIC)/質量技術監督局(TSB)等の行政機関は踏み込めない。 4) 一度摘発されても侵害行為を止めず、侵害が繰り返されているが(再犯)、取り締まり機関が再犯者をどの様に把握しているか不明である。	継続	・1)①侵害内容(差押リスト)。 ②違反者への処罰(処罰決定書/証明書)。 ③侵害品の処理(廃棄)の確認(廃棄証明書)。これらの書類を常に権利者に提供することを要望する。 2)2階のクローズされたショールームの取締り強化（店頭での声かけを含む）。 3)AIC/TSBの行政機関が、居住区でも摘発ができるようになることを要望する。 4)身分証明書のID番号を登録し、全ての取り締まり機関が前歴を確認で	・反不正等競争法 第5条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					きるシステムを作り、再犯者を厳重に管理する事を要望する。	
2	医機連	模倣品の取締不足	・中国のローカル企業の生産している、模造品（純正品ベースではあるものの、ラベル・添付文書を改造した製品の流通を含む）はビジネスに影響している。	継続	・模造品メーカーに対する罰則を強化する働きかけを行っていただきたい。	
3	時計協	模倣品の取締不足	・中国税関での水際取締り： 権利侵害疑義貨物の発見について、模倣品の輸出差止件数は激減。未だ海外の税関及び市場において中国製の模倣品の摘発件数の増加と模倣品が大量に発見されており、取り締まりは不十分である。	継続	・検査方法の見直し、検査率を更に上げるなどして、より多く模倣品が差し止められるよう、取り締まりの一層強化を要望する。	・知的財産権海関保護条例(条例) ・条例実施弁法(弁法)
4	製薬協	模倣品の横行・国際的拡散	・偽造医薬品は、単に知的財産権（特許権、商標権）の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないように取り締まることが重要である。中国、インド等で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。	継続	・偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。	
5	時計協	模倣品の横行・国際的拡散	・多くの模倣品がインターネット（商取引プラットフォーム、独立サイト）で販売されている。	継続	・当局によるインターネット上の取締りの強化を要望する。	
6	時計協	模倣品の横行・国際的拡散	・商取引プラットフォームが提供する侵害品削除プログラムにおいて、権利者側に過大な証明を求めるなど、権利者側に厳しくなっている傾向がある。	継続	・商取引プラットフォームの提供者に対して、規制・取締りの強化、権利侵害品の削除プログラムの改善を要望する。	
7	日機輸	税関での水際取締りの不足	・税関の水際取締りについて、以下の問題がある。 ①税関での押収品の処分結果が権利者に通知されない場合がある。 ②侵害品押収に関する倉庫の費用について各地税関の格差が大きい、費用明細は不明瞭または提供されない、費用の計算期間も法定の最長期間で計算される場合が多い。 ③疑義品の写真の提供品質が悪くて（例えば、パソコンのディスプレイで現れた模倣品写真を再撮影した事例）鑑定に支障をきたしている。	変更	・以下を要望する。 ①押収品処分結果の権利者への確実な通知の仕組み構築。 ②税関による、倉庫費用明細の権利者への提供の義務化。 ③模倣品の写真をそのまま提供して欲しい。 ※近年、疑義品の写真提供枚数は殆ど3枚以上頂いており削除	
8	時計協	製品形状模倣品に対する法的防止策の不足	・中国において意匠権が存在しないあるいは登録されるまでの間での製品形状模倣品対応は、不正競争防止法に頼らざるを得ないが、中国の不正競争防止法では、依然、商品の知名性が必須要件であり、新しい商品の形状模倣品に対しては実効性がない。	継続	・中国の不正競争防止法における適用要件の追加を要望する。具体的には日本の不正競争防止法第2条第1項第3号（デッドコピー条項）と同様な条項を盛り込むことを要望する。	・反不正競争法第5条2号
9	日機輸	製品形状模倣品に対する法的防止策の不足	・近年、知的財産権を侵害する製品の顕著な増加が見られる。一方で、権利者に対する新たな、または既存の制約が、権利行使のコストと複雑さを増加させている。	継続	・A. 刑事執行の強化 最近、公安部が発行した地域横断的な執行規則(禁止远洋捕撈)は、すべての知的財産権案件が一律に適用されることは望ましくない。一部の公	・中華人民共和國商標法等

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					安当局には、法令遵守、適正な手続き、他地域の関係当局への届出を条件に、越境逮捕を認めることも検討されるべき。この措置は地域保護主義の抑制に役立つと考えられる。 B. 機関間連携の改善 行政から刑事への引き継ぎを強化いただきたい。税関が公安局への事件移送を積極的に支援し、包括的な事件資料の作成などを行っていることは評価できる。しかし、公安局は人的資源不足により事件登録に困難を抱えている。このボトルネック解消のため、各都市の公安局に知財専門機能を持たせることが望ましい。この専門班が偽造品事件の受理・追及を担当し、限られた資源が必要な訴追の妨げとならないようにしていただきたい。 C. ECプラットフォームの削除責任の明確化 （ファクト1）権利者がテスト購入により偽造品リストを特定し、プラットフォームがその申立てを受理した場合でも、異なる販売者が同一の侵害写真を使用して偽造品を販売している場合、プラットフォーム側は権利者に対して改めてテスト購入を求める運用をしている。このため、申立てのためのコストが高くなり、しかも権利者が全額負担することになるという問題がある。 （ファクト1に対応する提案）以上を踏まえ、電子商取引法第42条に沿って、国家市場監督管理総局に以下のガイドライン発行を提案する： －最初のテスト購入で侵害性が認定された商品画像については、同一画像を使用した以降のリストは一律侵害とみなし、追加購入なしで削除すること。 －初回テスト購入の合理的な費用は、侵害者または場合によってはプラットフォームが負担すること。 （ファクト2）電子商取引法第43条では、出品者が異議申立てを行い、	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					権利者が15営業日以内に裁判所または行政執行機関に提訴しない場合、プラットフォームは削除措置を解除しなければならない。この規定が悪用され、異議申立てを受けた出品者はあたかも正当な販売権限を有するような書類を偽造し、プラットフォームに提出することで削除措置が解除されるということが頻発している。（権利者側には都度提訴する時間的・金銭的余裕がない） （ファクト2に対応する提案）国家市場監督管理総局に以下のガイドライン発行を提案する： －出品者の提出した書類が明らかに偽造と認められる場合、プラットフォームは権利者の要請により、裁判所や行政機関の措置を待たずに削除措置を維持できること。 －出品者が虚偽書類を繰り返し提出し、プラットフォームが対応しない場合、電子商取引法第83条違反となること。	
10	時計協	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	・商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎる為、侵害行為が繰り返されているのが実情である。 1)罰金額が極めて低い。 取締り行政機関、案件により従来に比べて高い罰金額が科されるなど改善の兆しも見えるが、少額の罰金しか科されない場合も少なくない。また、タグ、取扱説明書、外箱等の付属品の罰金額の算定が極めて低い。 2)罰金の納付が行われない場合、侵害者は実質的に逃げ得状態になっている。 取締り行政機関より出頭命令が出ても罰金の納付に現れない侵害者に対して、督促状の送付、それでも出頭しない場合ビジネスライセンスの剥奪等の処分が下されるようだが、場所、会社名を変え、法定代表人を他人名義にすれば、実質処分を逃れビジネスを再開することが可能。	継続	・1)①再犯が起きないよう厳しい罰則の適用を要望する。過去に行政処罰を受けている者に対しては、不法経営金額が5万元以下でも刑事罰の適用を要望する。 ②再犯を行った侵害者に対しては、営業許可証の没収を要望する。再犯者は自動的に公安局(PSB)案件へ移送を要望する。 ③タグ、取扱説明書、外箱等の付属品に対しては被模倣品（真正品）の販売価格に基づいた罰金額の算定を要望する。 ④行政摘発を行った後、取り締まり機関が刑事案件への自主移送を積極的に推進して頂くことを要望する。 2)未出頭者に対しては刑事案件に切替えるなど罰則強化を要望する。	・商標法第六十三条

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11	時計協	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	・ 従来、知的財産権侵害における損害賠償額が低額なため、模倣業者が敗訴し、損害賠償を支払った後に再度、模倣業者が模倣行為を繰り返すなど、同一主体における度重なる侵害行為が見受けられた。 すなわち、損害賠償の支払いが侵害行為の抑止力につながらないケースが見受けられた。	継続	・ 中国専利法 第4次改正法における故意侵害、侵害行為に見合った損害額の認定、書類提出命令の各規定の厳守、積極的な適用を要望する。	・ 専利法71条 ・ 専利法72条
12	日機輸	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	・ 2019年の商標法改正以降も商標の冒認出願が多数ある。これらを放置するわけにはいかず、対応に追われている。	継続	・ 中国当局も改善に向けて努力して頂いている中での更なるお願いであるが、審査を強化するなど先行権利者の負担の軽減を図って頂きたい。	・ 中国商標法4条、15条
13	JEITA	特許実施許諾に関する中国の特殊事情	・ 特許ライセンスについて中国は下記の特種なルールがあり、ライセンサーの責任が重すぎ、結果として無ライセンスの状態を放置せざるを得ない。 －技術譲渡、ライセンスに関する「技術輸出入管理条例」に従わなければならない (a)条例24条1項（権利保証） ライセンサーは、自らがライセンス技術の適法な保有者であることまたはそのライセンス権限を有することを保証しなければならない。 (b)条例24条2項（第三者権利の侵害に関する責任） ライセンサーは、ライセンス技術をライセンス契約に従って使用したにもかかわらず第三者からその権利を侵害されたと主張された場合、その旨、直ちにライセンサーに通知しなければならない。ライセンサーは、当該通知受領後、ライセンサーに協力して障害を排除しなければならない。 (c)条例25条（技術保証） ライセンサーはライセンス技術が完全で、誤りが無く、有効で、合意した技術目標を達成できることを保証しなければならない。	継続	・ ライセンサーの責任に関する中国に特殊なルールを撤廃するよう条例改正いただきたい。	・ 技術輸出入管理条例
14	日機輸	特許協力条約出願段階での審査精度の不明瞭	・ 中国を受理官庁とした特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）出願を行った場合に、PCT出願段階では安易に進歩性が否定される一方、国内段階では、進歩性が認められるケースが散見される。	継続	・ PCT段階での審査は各国移行の根拠とできる信頼性の高い審査をしていただきたい。	・ 中華人民共和国専利法
15	日機輸	特許分割出願の親出願係属要件	・ 親出願が継続していないと、その分割出願（子出願）が係属していても、更なる分割出願（孫出願）ができない。	継続	・ 親出願の係属の有無にかかわらず、分割出願できるようにしていただきたい（所謂、係属している子出願からの孫出願を認めていただきたい）。	・ 審査指南第一部第一章 5.1.1

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16	自動部品	特許クレーム補正の文言の限定	・クレームを補正する場合、明細書の文言そのままの表現しか認められない。また、オフィスアクション（OA）応答時にクレームを追加する補正が認められない。 特許審査ハイウェイ（PPH）申請時に補正が認められないと、早期審査の目的が果たせない。 例えば、第1庁（先行庁）で、クレームを補正した結果、特許可能と判断され、この審査に基づいて、中国（後続庁）においてPPH申請を行う場合、PPH申請の際に補正ができないと、補正前のクレームで審査されることになり、早期の登録が見込めない。	継続	・他国と同様、明細書及び図面に開示された内容からクレーム補正の判断をしていただきたい。 ・また、OA応答時にもクレームを追加する補正を認めていただきたい。 ・PPH申請時に補正の機会を与えていただきたい。	・特許法第33条 ・審査指南第二部分第八章5.2補正5.2.1補正の要求 ・実施細則第51条第3項 ・実施細則第51条
17	日機輸	自発補正期間の限定によるPPH対応不可	・PPH（日中特許審査ハイウェイ）申請時に補正が認められないと、早期審査の目的が果たせない。例えば、第1庁でクレームを補正した結果、特許可能と判断され、この審査に基づいて、中国（後続庁）においてPPH申請を行う場合、PPH申請の際に補正ができないと、補正前のクレームで審査されることになり、早期の登録が見込めない。	継続	・PPH申請時に補正の機会を与えていただきたい。	・実施細則第51条
18	日機輸	遅延審査件の延長されない自発補正期間	・通常は、自発補正が可能な期間は「実体審査開始通知が発行されてから3か月」。2019年より新設された遅延審査制度は、申請した期間分（1-3年の間）審査開始時期を遅らせることができるが、自発補正期間は通常件と同じで「実体審査開始通知が発行されてから3か月」。 【現行、遅延審査制度のタイムライン、イメージ】 ①審査請求、及び遅延審査請求を出願人が申請 ②（①の数週間後に）実体審査開始通知が発行⇒自発補正期間はここから3か月 ③（遅延審査した期間経過後に）OAが発行	継続	・実体審査開始通知が遅延期間満了後に出されるように運用変更することで、遅延審査件については、自発補正期間を遅延審査請求した期間の分、通常件より延ばすべきである。実体審査開始通知を遅延満了後に出すことで、通知本来の意味を成す。自社や市場の技術動向等を十分に見極め、適切な権利範囲の権利を取得するために遅延審査を請求しているので、そのような動向を権利に反映させるためにも補正期間を延長していただきたい。	・審査指南第5部第7章第8.3節
19	自動部品	実用新案権の審査の不備	・実用新案の審査について、実用新案出願は方式審査を経て拒絶すべき理由がない場合、権利付与されることになる（専利法第40条）。条文上、実用新案出願に対しては実体審査が行われず、方式審査を経て登録されるが、実務においては、欠陥のある実用新案権が多いとされる問題を少しでも改善しようと、強化方式審査が行われている（実施細則第44条第1項第2号）。 しかし、実用新案の強化方式審査は、新規性、進歩性、実用性の実体審査が行われないものであり、無効審判を提起することにより復審委員会にて実態審査が行われる体系となっている。 実用新案の審査（サーチレポート提出・開示の義務化）について、実用新案登録出願は実態審査を経ずに登録されてしまうため、日本での他人の出願や、20年以上前の技術が近年中国において実用新案登録出願され、実用新案権として登録される案件が散見される。 このような事実は、権利の濫立や将来的な権利濫用につながるため、未然に防止することが必要。 現時点では、中国国家知識産権局(CNIPA)は、実用新案登録出願について、上記公知技術に関する出願を防止するため、保護対象か否か、新規	継続	・実体審査の実施、もしくは権利行使にあたっては評価書取得の義務化。 ・サーチレポートの義務化（先行技術調査の義務化） 国家検索センターによる先行技術調査の提出を出願人に義務付け公開するか、又は、CNIPAにより調査を行い調査結果を公開し、権利の有効性について一定の判断基準を示すようにして頂きたい。 ※国家検索センター（中国国家知識産権局（CNIPA）下の検索センター： https://www.ipscc.org.cn/ ）	・専利法第40条 ・実施細則第44条第1項第2号

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			性及び記載要件について審査していると言っているが、審査結果について開示されておらず、適切な審査がなされているか不明。出願例を見ても、審査がなされているとは思えない。			
20	時計協	実用新案権の審査の不備	・実用新案の審査について、実用新案出願は方式審査を経て拒絶すべき理由がない場合、権利付与されることになる（専利法第40条）。条文上、実用新案出願に対しては実体審査が行われず、方式審査を経て登録されるが、実務においては、欠陥のある実用新案権が多いとされる問題を少しでも改善しようと、強化方式審査が行われている（実施細則第44条第1項第2号）。 しかし、実用新案の強化方式審査は、新規性、進歩性、実用性の実体審査が行われないものであり、無効審判を提起することにより復審委員会にて実態審査が行われる体系となっている。	継続	・実体審査の実施、もしくは権利行使にあたっては評価書取得の義務化。	・専利法第40条 ・実施細則第44条第1項第2号
21	時計協	実用新案権の審査の不備	・実用新案の審査（サーチレポート提出-開示の義務化）について、実用新案登録出願は実態審査を経ずに登録してしまうため、日本での他人の出願や、20年以上前の技術が近年中国において実用新案登録出願され、実用新案権として登録される案件が散見される。 このような事実は、権利の濫立や将来的な権利濫用につながるため、未然に防止することが必要。 現時点では、中国国家知的財産権局（CNIPA）は、実用新案登録出願について、上記公知技術に関する出願を防止するため、保護対象が否か、新規性及び記載要件について審査していると言っているが、審査結果について開示されておらず、適切な審査がなされているか不明。 出願例を見ても、審査がなされているとは思えない。	継続	・サーチレポートの義務化（先行技術調査の義務化） 国家検索センターによる先行技術調査の提出を出願人に義務付け公開するか、又は、CNIPAにより調査を行い調査結果を公開し、権利の有効性について一定の判断基準を示すようにして頂きたい。 ※国家検索センター（中国国家知識財産権局(CNIPA)下の検索センター： https://www.ipsc.org.cn/	
22	時計協	実用新案権の審査の不備	・審査の品質に関して、2019年1月10日、中国国家知的財産権局（CNIPA）発表によると、実用新案権の登録件数は187.4万件（昨年は168.8万件。約11%増）であり、中国では最近実用新案に対しても初歩的な先行技術調査を行って新規性を審査するようになり、登録にかかる期間も長期化しているとのことであった。しかしながら、先行技術とほぼ同一の技術について登録されている案件が散見される。従って、さらに審査の品質を高め、上記初歩審査で拒絶にする実務を強化して頂きたい。	継続	・初歩的審査の強化。	
23	自動部品	実用新案権利行使時の権利者の注意義務化の不実施	・第4次専利法改正において、権利濫用防止規定（第20条）が追加されている点については、権利者の利益及び侵害被疑者の負担のバランスを図ることが検討されていると理解できる。 但し、評価報告書の提出が義務化されているわけではない。 侵害被疑者の負担を軽減する方策が十分であるか、引き続き確認が必要である。	継続	・実体審査なしで登録される実用新案において実用新案権を用いての侵害警告時や同権利侵害の訴訟等における権利行使時において、権利者に対して、中国特許庁による評価報告書を提出させるよう義務化して頂きたい。 ・評価報告書の申請は実用新案の権利者のみならず、第三者（侵害被疑者）も行なえるようにして頂きたい。	・中華人民共和国専利法

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
24	日機輸	実用新案権行使時の権利者の注意義務化の不実施	・第4次専利法改正において、権利濫用防止規定（第20条）が追加されている点については、権利者の利益及び侵害被疑者の負担のバランスを図ることが検討されていると理解できる。 但し、評価報告書の提出が義務化されているわけではない。 侵害被疑者の負担を軽減する方策が十分であるか、引き続き確認が必要である。	継続	・実体審査なしで登録される実用新案において実用新案権を用いての侵害警告時や同権利侵害の訴訟等における権利行使時において、権利者に対して、中国特許庁による評価報告書を提出させるよう義務化していただきたい。 ・また、評価報告書の申請は実用新案の権利者のみならず、第三者（侵害被疑者）も行えるようにすることを要望する。	・中華人民共和国専利法
25	時計協	実用新案権の無効化の困難	・実用新案権の無効化の困難性： ①諸外国における既製品（又はパンフレット等に開示済みの製品）の構造をそのまま実用新案として出願し、権利化するケースが目立っている。実用新案は無審査で登録になるので、例えば特許のように、特許庁への情報提供によって権利化を阻止するようなことは不可能である。 ②一旦権利化された実用新案権を無効化したい場合、中国では提出できる無効資料の数に制限があり（1つor2つ）、無効化することが難しい。さらに、諸外国の製品カタログ等は無効資料として認めてもらうには煩雑な手続きが必要であり、実質的に、製品カタログ等に基づいて権利化された実用新案権に対して、第三者は打つ手がないといった状況になる。その結果、実用新案権に基づいた権利濫用の虞がある。	継続	・①製品カタログ等に関して、各社で煩雑な手続きをとることなく、無効資料としての証拠能力を担保できるシステムを構築して欲しい。 ②中国では、実用新案権に基づいて権利行使する場合、日本のように技術評価書の提示（日本の実用新案法第29条の2）が義務付けられていない。無効になる蓋然性の高い実用新案権によって権利行使がされないよう、中国においても技術評価書による事前警告を制度として導入して欲しい。	
26	自動部品	実用新案権の無効化の困難	・実用新案権の無効化の困難性： ①諸外国における既製品（又はパンフレット等に開示済みの製品）の構造をそのまま実用新案として出願し、権利化するケースが目立っている。実用新案は無審査で登録になるので、例えば特許のように、特許庁への情報提供によって権利化を阻止するようなことは不可能である。 ②一旦権利化された実用新案権を無効化したい場合、中国では提出できる無効資料の数に制限があり（1つor2つ）、無効化することが難しい。さらに、諸外国の製品カタログ等は無効資料として認めてもらうには煩雑な手続きが必要であり、実質的に、製品カタログ等に基づいて権利化された実用新案権に対して、第三者は打つ手がないといった状況になる。その結果、実用新案権に基づいた権利濫用の虞がある。	継続	・①製品カタログ等に関して、各社で煩雑な手続きをとることなく、無効資料としての証拠能力を担保できるシステムを構築して欲しい。 ②中国では、実用新案権に基づいて権利行使する場合、日本のように技術評価書の提示（日本の実用新案法第29条の2）が義務付けられていない。無効になる蓋然性の高い実用新案権によって権利行使がされないよう、中国においても技術評価書による事前警告を制度として導入して欲しい。	
27	日機輸	通常実施権の対抗要件	・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしていただきたい。	・実施細則第14条 ・特許実施許諾契約届出弁法第5条、第14条、第15条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			実際に、実施許諾を受けている特許権に基いて提訴される事件も発生しており、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。			
28	日機輸	商標の類否性判断基準の不統一	・商標審査の類否判断が審査官によってバラついており、予見可能性が不十分となっている。中国の商標審査官は、審査の結果は審査官によって異なると言っている。 例： ①指定商品をXとした自社の登録商標Aがある。登録商標Aでは指定されていない指定商品Yを追加して商標登録出願A+を行った（もちろん、商標登録出願A+のマークは、登録商標Aのマークと同一）。 ②商標登録出願A+の審査において、商標登録出願A+は審査引例である他社登録商標B（指定商品X）に類似すると判断された。 ③他社登録商標Bは登録されているので、先願である登録商標Aとは非類似として判断された。 ④そこで、商標登録出願A+の拒絶査定不服審判では、商標登録出願A+は他社登録商標Bと非類似として判断されるべきである、との理由で争った。ところが、審判部は商標登録出願A+と他社登録商標Bを類似として結論した。 ⑤同じマークの類否判断で、引例の審査では非類似と判断され、今回の審査では類似するとの判断は、審査官ばらつきに他ならない。	継続	・類否判断が審査官次第というケースバイケースの審査ではなく、予見可能性の高い一貫した基準で運用していただきたい。	・商標法第30条
29	医機連	商標調査データベースの不具合	・中国において商標調査を実施する際、中国商標局が公開している商標データベース「中国商標網」を使用しているが、アクセスが不安定だったり、画像が表示されないことがあったりして作業が中断する。 ※中国商標網：https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/index.html	継続	動作が安定するよう改善を希望する。	
30	時計協	商標登録、審査のばらつき	・審査官によって審査の質にばらつきがある。 図形の審査に顕著で、互いに類似度が高い併存商標を引例として示して、比較的類似度の低い本願が類似とされて拒絶されることがある。	継続	・審査の質の向上。	
31	時計協	意匠権取得に係る制度の不備・不足	・意匠権取得に係わる問題点として、以下が挙げられる。 ①意匠出願における実体審査の導入： 意匠出願に対する審査手続き上、実体審査がなく形式審査のみで、実質的に書類が形式上整っていれば新規性が認められない出願も登録されてしまう。専利法改正により、10件までの類似意匠を1出願にまとめられるようになったが実態審査が無い為権利的に不安定であり制度活用が出来ない。 ②意匠権の権利期間： 中国の意匠権の権利期間は、第4次専利法改正により出願日から10年から15年に変更になったが、日本は、設定登録から20年であったが意匠法改正により出願から25年に変更になった。なお、欧州25年、米国15年、韓国20年である。中国の権利期間は短く、定番商品の保護に十分でない。 ③新規性喪失例外規定適用拡大の導入： 新規性喪失例外規定は存在するものの、その適用範囲は、政府主催または公認の展示会などで初めて開示された場合や国が緊急事態又は非常事態の状況下にある、公共の利益のために初めて公開された場合に限定され、実際には適用の可能性が極めて低いのが現状である。	継続	・①早急に実体審査を行う制度に変更し、権利の安定化が図られることを要望する。 先願意匠権との類比に関する実態審査を実施し、類似意匠の権利の安定性を高めて頂きたい。 ②国際水準に合わせて、より長期間の権利保護を要望する。 ③適用範囲を、日本同等に政府主催や公認の展示会以外の個別展示会及び販売活動等「出願人の行為に起因して公知となった場合」などにも適用できるよう範囲を拡大して欲しい。	・専利法 ・専利法第23条 ・専利法第42条 ・専利法第24条

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
32	日機輸	意匠権取得に係る制度の不備・不足	・第4次専利法改正において、意匠権の存続期間の延長や、部分意匠の導入がなされた点については、一定の評価ができる。 一方、実体審査がないため明らかな無効事由を有する意匠登録が濫立する懸念や、冒認出願を誘発する点には懸念が残る。	継続	・新規性喪失の例外の適用範囲限定である点、意匠保護期間が他国と比べると短い点についても改善いただきたい。 ・意匠の保護制度において一層の拡充を図っていただきたい。 ・意匠出願を登録するにあたり実体審査を導入する事、意匠保護期間（権利期間）のさらなる延長、自己開示による新規性喪失の例外の適用を拡大いただきたい。	・中華人民共和国専利法
33	日機輸	意匠分類による調査の負担大	・中国の意匠分類は、32の物品分野を示す大分類と223の物品群を示す小分類から構成されるロカルノ分類を用いている。ロカルノ分類は分類が細かくないため、意匠登録件数が他の主要国に比べて格段に多い中国における他社権利調査では、所望の物品以外の権利についても幅広い確認が必要となり、調査の負担が非常に大きい。一方、日本など他の主要国では、独自の細かい意匠分類を設けている。	継続	・細かい分類を有する中国独自の意匠分類を新たに設けることを要望する。	・専利実施細則 ・審査指南第一部分第三章など
34	時計協	意匠分類による調査の負担大	・中国の意匠分類は、32の物品分野を示す大分類と223の物品群を示す小分類から構成されるロカルノ分類を用いている。ロカルノ分類は分類が細かくないため、意匠登録件数が他の主要国に比べて格段に多い中国における他社権利調査では、所望の物品以外の権利についても幅広い確認が必要となり、調査の負担が非常に大きい。一方、日本など他の主要国では、独自の細かい意匠分類を設けている。 対象は、掛時計、置き時計、プリンタ。	新規	・細かい分類を有する中国独自の意匠分類を新たに設けることを要望する。	・専利実施細則 ・審査指南第一部分第三章など
35	製薬協	医薬品分野の知財制度整備の遅延(医薬品専利存続期間の補償)	・2021年6月1日施行の改正専利法には、第43条2項として、新薬の販売承認審査にかかった時間を補償するために、中国で販売許可が得られた新薬に関連する発明専利について、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて専利権の存続期間の補償を与えるが、補償の期間は5年を超えず、販売承認後の合計存続期間は14年を超えないものとする旨が規定されている。2023年12月21日に専利法実施細則と専利審査指南が各々公表された。以下の点が不明確或いは改善が必要である。 一 専利審査指南の第五部分第九章、3.医薬品専利存続期間の補償、「3.4適用範囲」には、画期的な新薬と規定を満たす改良型新薬について専利存続期間補償を付与できるとされ、対象となる改良型新薬は化学薬品の第2.1類と第2.4類、予防用生物学的製剤の第2.2類、治療用生物学的製剤の第2.2類及び漢方薬の第2.3類のみと規定されており、外国では上市されているが中国では未上市の有効成分に係る化学薬品や生物学的製剤は含まれない。改正専利法第四十二条には「中国で上市の承認を得た新薬」（在中国获得上市许可的新药）に対して存続期間の補償が与えられ得るとされており、審査基準において国務院薬品監督管理部門の関連規定を参照して限定的に解釈する根拠はない。「3.4適用範囲」には「薬物活性物質の製品専利、調製方法専利又は医薬用途専利について、医薬品専利存続期間補償を与える」と規定されており、医薬組成物専利が対象となるか不明である。	継続	・左記意見を反映した専利法実施細則、及び、専利審査指南の改訂をお願いしたい。具体的には、 1. 専利審査指南の第五部分第九章、3.医薬品専利存続期間の補償、「3.4適用範囲」において、中国での初回の販売許可であれば医薬品専利存続期間の補償の対象となることが望ましく、中国での初回の販売許可であるか否かは有効成分と用途から判断されるべきである。 2. 専利審査指南の第五部分第九章、3.医薬品専利存続期間の補償、「3.4適用範囲」において、「製品専利」に物質特許のみならず、製剤特許、組成物特許等も含むことを明確化して頂きたい。 3. 専利法実施細則第83条及び専利審査指南の第五部分第九章、3.医薬品専利存続期間の補償「3.5 保護範	・第四次改正専利法 ・専利法実施細則(2023年改訂)(2023年12月21日公表) https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_98_189197.html ・専利審査指南(2023)(局令第78号)(2023年12月21日公表)第五部分第九章3医薬品専利存続期間の補償 https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189193.html ・専利審査指南(2023)改訂解説－(2)特許期間の補償(2024年1月18日公表) https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art_66_189848.html

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ー専利法実施細則第83条には「薬品専利期限補償の期間内において、この専利の保護範囲は、国务院薬品監督管理部門が販売を許可した新薬に限られ、かつこの新薬の許可された適応症に限られる」、専利審査指南の「3.5 保護範囲に入るかの審査」には「医薬品専利存続期間補償期間中、当該専利の保護範囲は国务院薬品監督管理部門が市販を許可した新薬及び当該新薬の許可された適応症に関する技術的解決手段に限られる」と規定されているが、許可された適応症とは、初回に許可された効能のみを指すのか、追加効能として許可された適応症も含まれるのか不明確である。専利法実施細則第81条第3号や専利審査指南の「3.1 補償条件」に「専利がまだ医薬品専利期限補償を受けたことがない」との要件が規定され、追加効能の許可に基づく新たな存続期間の補償が得られないため、追加効能として許可された適応症が含まれないとすると不合理である。		囲に入るかの審査」において、追加効能として許可された適応症を明示的に含むようにして頂きたい。	・特許期間補償に関する通知(2024年1月18日公表) https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art_75_189871.html
36	製薬協	医薬品分野の知財制度整備の遅延(新薬申請データ保護(RDP)の導入)	・①医薬品試験データ保護実施弁法（2026年第47号） ー2026年5月15日に国家薬品监督管理局が公示した医薬品試験データ保護実施弁法（2026年第47号）では、先行する国外での承認の有無に関わらず、有効成分が新規な新薬に対し6年、改良型新薬に対し4年のデータ保護期間がそれぞれ認められた。これは、先行する国外での承認が存在する場合にはデータ保護期間を減じるとしていた意見聴取稿からみて大きな改善といえるが、医薬品の主な市場である他国に比べると、なお十分な保護期間とは言えない。 ー同弁法は、データ保護期間満了1年前以降から保護されたデータに依拠した販売承認申請を他の申請者が提出できる旨を規定している。 ー同弁法は、国外で販売されているが国内で販売されていないオリジナル薬に対する最初のジェネリック医薬品及びバイオシミラー品に対して3年間のデータ保護を認める旨を規定している。 ー同弁法は、施行日時点で既に承認されている新薬および承認申請中の新薬に対する遡及適用規定を設けているものの、その対象はクラス1の化学医薬品に限定されている。 ・②医薬品管理法实施条例 ー2026年1月27日に国务院が公布した医薬品管理法实施条例の第21条では、小児用医薬品の新製品、新剤形もしくは新規格を採用した小児用医薬品、または小児適応症を追加した医薬品に対し、条件を満たす場合には2年を超えない市場独占期間を付与する旨が規定されている。 ー同条では、条件を満たす希少疾病治療用医薬品に対し、医薬品上市許可保持者が薬品供給の保障を約束する場合には7年を超えない市場独占期間を付与し、医薬品上市許可保持者が供給保障の約束を履行しない場合には市場独占期間は終了する旨が規定されている。	変更	・①医薬品試験データ保護実施弁法（2026年第47号）に対して ー中国において医薬品のイノベーションをさらに促進するために、医薬品の主な市場である他国に比類するデータ保護期間が認められるべきである。革新的医薬品に対してはEUで認められているものと同じ10年、革新的生物製品に対しては米国で認められているものと同じ12年、改良型新薬及び改良型生物製品に対しては日本で認められているものと同じ4年以上のデータ保護期間が認められる旨、規定して頂きたい。 ー日本、欧州、カナダ、韓国などの諸外国と同様に、他の申請者はデータ保護期間の満了後に保護されたデータに依拠した販売承認申請ができるように修正して頂きたい。 ー医薬品のイノベーションを促進するという医薬品試験データ保護制度の趣旨にも反する、ジェネリック医薬品及びバイオシミラー品に対するデータ保護期間付与規定を削除して頂きたい。 ー医薬品の分類種別に関わらず、本弁法の施行日時点で既に承認されている、または承認申請中である革新的医薬品及び改良型新薬のうち、仮にデータ保護が認められた場合にデータ保護期間内にあるものについては遡及適用を認めて頂きたい。	・医薬品試験データ保護実施弁法(2026年第47号) https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/fgwj/xzhgfwj/20260515145324185.html ・医薬品管理法实施条例 https://www.gov.cn/zhengce/content/202601/content_7056255.htm

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					・②医薬品管理法实施条例に対して －市場独占期間のあいだ市場独占権は、小児用医薬品の新製品の場合は有効成分および適応症が同じ全ての製品、新剤形または新規格を採用した小児用医薬品の場合は有効成分および係の新剤形または新規格が同じ全ての製品に及ぶことを明確にして頂きたい。また、既存の医薬品への小児適応症の追加を促進するため、小児適応症を追加した医薬品の市場独占権は、小児適応症以外の適応症にも及ぶことを明確にして頂きたい。 －小児用医薬品および希少疾病治療用医薬品ともに、外国での対応する医薬品の承認時期が市場独占期間に影響しないことを明確にして頂きたい。 －医薬品上市許可保持者が供給保障の約束を履行せず希少疾病治療用医薬品の市場独占期間を終了させる場合は、当該保持者に事前に通知し、供給保障の約束を履行する機会を設けて頂きたい。	
37	製薬協	医薬品臨床試験に対する中国に有利な知財保護	・2019年5月に制定され2024年3月に改正された人類遺伝資源管理条例において、外国の組織および個人（現地子会社を含む）は中国の人類遺伝資源（HGR）を中国国内で収集・保管してはならず、また中国HGRを中国国外に提供してはならない旨が定められ（第7条）、日本の製薬企業が中国での研究や臨床試験を行なう際には現地機関との共同研究が必須となる。 中国HGRを用いた国際共同科学研究（共同研究）を行なうにあたっては、同条例では以下のような規定・制限が設けられている； －明確な研究成果のOwnershipと利益配分計画を含む事前の申請が必要である（第22条） －臨床試験で中国HGRを利用する場合、実施前に国务院科学行政部門に使用する中国HGRの種類と量、用途を申請する必要がある（第22条） －共同研究には中国側機関（共同研究相手の企業ないし研究機関）およびその研究者が実質的に関与する保証が必要である（第24条） －共同研究のすべての研究データは中国側機関に開示され、中国側機関ではそれらデータのバックアップコピーを有することができる（第24条） －共同研究の成果のうち中国HGRを用いて得られた成果の特許は共同出願・共有とする必要がある（第24条） －共同研究の完了後6か月以内に、国务院科学行政部門に研究報告を提出	変更	・以下を要望する。 ①医薬品の承認を得るための臨床試験（国際共同試験を含む）については、中国遺伝資源の利用に該当しても、人類遺伝資源管理条例第24条規定の知財権の共有規定は適用されないことを明記頂きたい。 ②医薬品の研究開発を目的とした、中国国内企業、研究機関との共同研究および委託研究における発明の成果および知財権の取り扱いについては、中華人民共和国人類遺伝資源管理条例第22条、第24条の規定に関わらず、契約で定めがある場合はそちらの規定が優先される旨を明確化して頂きたい。 ③共同研究データのうち、外国企業の営業秘密にかかるデータは中華人民共和国人類遺伝資源管理条例第24条規定の、中国側機関への開示の対	・中華人民共和国人類遺伝資源管理条例(国务院令第717号2019年) http://www.forestry.gov.cn/main/4815/20190610/173000411230498.html ・中国ヒト遺伝資源管理Q&A https://www.most.gov.cn/tztg/202203/t20220304_179634.html ・中国ヒト遺伝資源管理条例実施規則(2023) https://www.most.gov.cn/xxgk/xinxifenlei/fdzdgknr/fgzcbmgz/202306/t20230601_186416.html ・中国專利審査指南(2023) https://www.cnipa.gov.cn/art

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			する必要がある（第26条） 日系製薬企業が中国で新薬を開発する際に、国内臨床試験が中国HGRの利用として規制されるならば、同国における日系製薬企業のビジネス上の正当な競争力や選択肢を制限するものであるうえ、中国側の共同研究相手による機密漏洩や共同研究成果の目的外使用の懸念を生じる。 なお、2019年7月16日に遺伝資源管理局が行った人類遺伝資源管理条例の説明を目的としたシンポジウムの質疑応答セッションにて、第24条の知財共有が、医薬品の承認申請を目的とした研究（臨床試験を含む）を対象外とする答弁が当局により行なわれたが、その内容は条例には反映されていない。 2023年6月1日に公示されたヒト遺伝資源管理実施細則においても、上述の問題は解決されていない。 2023年12月21日に公示され、2024年1月20日に施行された改訂專利審査指南の第Ⅱ部第1章3.2節では、「また、例えば、生物安全法及びヒト遺伝資源管理条例の規定に従い、...ある発明創造の完成が外国の組織に提供した中国のヒト遺伝資源情報に依拠し、関連の手続を踏まなかった場合、当該発明創造に対しては、專利権を付与しない。」との記載が追加され、遺伝資源管理局のQ&A等より厳しい内容となっている。		象外として頂きたい。 ④人類遺伝資源管理条例第22条、第26条および人類遺伝資源管理条例実施細則第32条～第36条、第53条に基づく国際共同研究の許可申請過程で申請人から提出される情報や研究報告、安全審査過程で申請人より提出される情報については、機密性が高いものであることに鑑みて、受領機関（國務院科学行政部門、遺伝資源管理局）は審査、研究終了確認以外の目的外使用を行わず、第三者（公共のみならず政府機関を含む）への開示を行わないとする、関連機関側の秘密保持義務を明記頂きたい。 ⑤專利審査指南（2023）第Ⅱ部第1章3.2節の加筆部分を削除して頂きたい。	/2023/12/21/art_526_189193.html
38	医機連	第三者試薬の販売の懸念	・当社は原則として専用装置・試薬にて検査品質を保証しているため、例えば優遇策により現地産のジェネリック試薬などが普及する可能性を強く懸念している。	継続	・検査品質保証の観点から、ジェネリック試薬の許可を慎重に行っていただきたい。	
39	時計協	差押え担保金申請手続の不合理的	・担保金： ①総担保金申請しない場合には従来通りの担保金支払となる。担保金額の決定方法が依然不透明である。インボイス表記金額では無く、各税関の裁量で決定されているように思われる。 ②総担保は、最大1年間（申請が認められた日から同年12月31日まで）有効となるが、1月1日からの適用を受けるためには、その2～3ヶ月前までに申請し担保金を預けなければならない。一方、預けた担保金は、適用される年の翌6月30日から180日以内に返還されることになるので、総担保を継続して利用するために権利者は、2年目以降は実質的には2年分の総担保を預ける必要がある。	継続	・①算定基準の明示を要望する。 ②継続して総担保を利用する場合には、一旦、預けた総担保を翌年以降も利用できるようになる事を要望する。そもそも権利者が担保金を負担しないで済むような（日本や欧米のような）システムの変換を要望する。	・条例第14条 ・弁法第22条 ・知的財産権税関保護における総担保の受付について（税関総署公告2006年第31号）
40	時計協	差押え申請手続期間の延長の必要	・3労働日以内の差押え申請：税関から侵害疑義貨物が発見されたとの通知を受けた場合、権利者は3労働日以内に侵害品か否か判断し差押えの申請を行わなければならないが、遠隔地の税関の場合、3労働日以内に手続を取ることは極めて困難である。	継続	・必要な場合、申請の期限延長を認めて欲しい。 ・真贋鑑定のために、多くの税関ではデジタル画像をメールで送付してくれるが、地方を含めて全ての税関で同様の対応をしてもらいたい。 ・そのデジタル画像も文字板面と裏蓋面の両面の拡大写真でお願いしたい。	・条例第16条 ・弁法第21条
41	時計協	差押え後の処理の不透明・	・差押え後の処理について以下の問題がある。 ①税関は侵害貨物の没収を決定した場合、荷受人、荷送人の情報を含む	継続	・差押え後の処理について以下を要望する。	・弁法第35条 ・条例第20～27条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		遅延	弁法28条に規定される5項目に関する情報を権利者に通知することとなっているが、徹底されていない。 ②侵害貨物の処分決定に関する情報開示が不十分である。 ③最終決定（侵害品処理）までの時間が掛かりすぎている。		①左記に関する実施の徹底を要望する。 ②侵害貨物の処分内容公開を要望する。 ③効率化を図り最終判断のスピードアップを強く要望する。	・弁法28条
42	時計協	差押え後の処理の不透明・遅延	・権利者は、貨物差し押え期間中の倉庫保管・処理費用等を負担しなければならない。	継続	・貨物差し押え期間中の倉庫保管・処理費用は、侵害当事者が負担することを要望する。	・条例第25条 ・弁法第31条
43	時計協	差押え後の処理の不透明・遅延	・中国税関で差し押えられた貨物について、現在仕向地国しか開示されない。	継続	・国名のみならず、海外の荷受人も開示して欲しい。	
44	時計協	差押え後の処理の不透明・遅延	・海関の廃棄ルールは明文化されているが、工商行政管理局(AIC)/質量技術監督局(TSB)/公安局(PSB)の廃棄ルールが不明確。	継続	・行政機関の廃棄処理ルールを明確にすることを要望する。	
45	時計協	悪意のある出願人の再出願対応	・悪意のある出願人の出願に対し、異議申立や無効審判、訴訟などを行い、登録取り消しとなったにもかかわらず、同一区分で再出願されることがある。その際に、審査で拒絶とならず再度異議申立などを行う必要があり、先願権利者の負担が膨大となっている。	新規	・悪意のある出願人が同一又は類似商標を出願した場合には、審査の中で拒絶することを要望する。 ・悪意のある出願人の複数出願に対して、登録が阻止できた成功案件を援用していただきたく陳述書を提出しているが、認められていない。陳述書を加味して審査を行って欲しい。	・商標法など
46	日機輸	悪意のある出願人の再出願対応	・悪意のある出願人の出願に対し異議申立や無効審判、訴訟などを行い、成立し登録取り消しとなったにも関わらず、同一区分で再出願されることがある。その際に、審査で拒絶とならず再度新規出願に対し異議申立などを行う必要があり、先願権利者の費用負担が膨大となっている。	変更	・悪意のある出願人が同一又は類似商標を出願した場合には、審査の中で拒絶することを要望する。 ・悪意のある出願人の複数出願に対して、登録が阻止できた成功案件を援用していただきたく陳述書を提出しているが、認められていない。陳述書を加味して審査を行って欲しい。	・商標法など
47	日機輸	知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理における問題	・知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容について、公開の促進が図られているが、必ずしも全てが公開されている状況ではない。 ・前記の審理においては、期日が直前に指定されることがあり、対応が困難な場合がある。 ・審理における応答期間や公証については、外資企業は多大な負担を強いられている。	継続	・知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容について引き続き更なる公開の促進、透明性の担保を図っていただきたい。 ・知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理における期日の指定、及び、応答期間や公証について緩和いただきたい。	・中華人民共和國民事訴訟法

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
48	時計協	損害賠償額の認定及び侵害利益算出の困難	・従来の損害賠償額の認定では、法定賠償額より高額な損害賠償額が認められる権利者の損失等が認定されるためには、侵害者の帳簿の提出等、原告（権利者側）では入手困難な証拠の提出が求められる結果、かかる証拠を提出できず、法定賠償額しか認められないケースが散見された。 上記問題を解決するために、中国専利法 第4次改正法が2021年6月1日に施行され、 －故意侵害に対する懲罰的損害賠償 －法廷損害賠償額の引き上げ －書類提出命令 の各規定が整備された。	継続	・中国専利法 第4次改正法における故意侵害、侵害行為に見合った損害額の認定、書類提出命令の各規定が認められた事案が確認されたが、今後も引き続きこれらの規定の厳守、積極的な適用を要望する。	・専利法71条 ・専利法72条
49	日機輸	故意侵害に対する懲罰的損害賠償の不適切	・2021年1月1日施行の民法典および2021年6月1日施行の改正専利法において、それぞれ故意侵害の際の懲罰賠償の規定が追加された。他の知的財産権と異なり、侵害や有効性について高度且つ微妙な判断が必要とされることが多い専利権（とりわけ特許権および実用新案権）については、懲罰賠償は馴染まないと考える。悪質な専利権侵害行為についての懲罰は刑事罰で処理すればよく、専利権侵害に基づく当事者間の損害賠償は実際に発生した損害の填補に止めるべきである。	継続	・懲罰賠償を定めた条文を削除していただきたい。	・民法典第1185条 ・第四次改正専利法第71条1項
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	規格・法規制の複雑、不統一	・規格の増加と複雑化に伴い、販売先の企業より、自社製品の対応だけで手一杯であり、弊社製造製品の法規制管理まで出来ないとのことで、販売を打ち切られたものも出てきている。	継続	・世界的な規格、法規制の統一化。	
2	JEITA	製品品質法の不明確・未整備	・中国製品品質法において、以下の課題がある。 ①中国製品品質法により、中国国内で販売する製品または包装には、中国語で製造業名称と住所を記載する必要があるとされている。B to Bの最終消費者向けでない部品などについて、中国語の製造業名称・住所の記載を求められることも場合がある ②対象となる製品の範囲が不明瞭である。 ③損害賠償の行使期間について、20年は長く、事業者にとって過剰な負担となる。	継続	・最終消費者向けでないものにまで対象とするのは過剰な負担となるため、対象の限定を明確化していただきたい。	・①改正中国製品品質法第14条 ②改正中国製品品質法第16条 ③改正中国製品品質法第80条
3	日機輸	製品安全規格の短い準備期間	・中国国家標準規格（GB規格）に関して、対応準備期間が短い。	継続	・適切な準備期間付与。	
4	医機連	中国国家規格の国際規格との不整合	・中国国家規格（GB）について、国際規格や日本・欧州など代表的な規格との整合性に問題がある。 直近事例としては以下。 －GB 44703-2024：IEC 60825-1(レーザ製品)とIEC 62471(非コヒーレント光製品)のリスク分類とリスクに応じたラベリング等を要件とした独自規格。二つの規格の対象製品を一つに落とし込んだため国際標準と差異が生じている。 －GB 4824-2025 vs CISPR 11 Ed.7.0。国際規格発行からの国家規格の発行が早く、欧州はじめ各国家規格が発行される前に中国規格が発行され	継続	・国際規格や日韓ASEAN規格との整合。	・GB 44703-2024 ・GB 4824-2025 ・GB/T 30117-2024

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			た。また強制規格のため施行日以降は適合が義務付けられるが、発行から施行まで1年間の猶予しかなく移行期間も設けられなかった。 －GB/T 30117-2024：ベースとなる規格はIEC 62471であるが、評価基準などの多くはICNIRP: 2013などより新しいガイドラインに基づいている。 そのため広く認識されているIEC 62471と基準に差分が生じてしまうため、対応に苦慮。			
5	日機輸	国際安全規格に対する不合理な解釈	・製品安全規格IEC 62368-1 第3版の中国版であるGB 4943.1-2022について、National differenceに記載されていない複数の項目（現状は10項目）について、中国国家標準化管理委員会が独自の解釈を行っており、影響が非常に大きい。 ※一例として、リチウムイオン二次電池の単電池を搭載する機器において、IEC 62368-1 第3版では、セルを防火エンクロージャとすることを認めているが、中国版では認められず、機器側で防火エンクロージャを備える必要があり、中国向けのみ設計変更が必要となる。	継続	・ IEC加盟国のNational differenceのルールに則るよう要望。	・ GB 4943.1-2022 ・ 中国国家標準化管理委員会 SAC/TC 決議
6	日機輸	国際安全規格に対する不合理な解釈	・製品安全規格IEC 62368-1 第3版の中国版であるGB 4943.1-2022において、工場で実施する耐電圧試験について、National differenceに記載されていないにもかかわらず、IEC 62368-1 第3版で認められている、IEC 62911の引用が認められていない試験所が存在する（一部の試験所では認められている）。 ※IEC 62911は耐電圧試験電圧が低く、メーカーは商品の耐久性を考慮して、IEC 62911を採用するが、中国でIEC62911を使用できないため、中国向けとそれ以外で、検査ラインにおいて電圧値を変更する必要性が生じ、切替工数が増加する。	継続	・ IEC加盟国のNational differenceのルールに則るよう要望。	・ GB 4943.1-2022
7	日機輸	国際安全規格に対する不合理な解釈	・ マルチメディア機器において、CCC認証の防火性能試験ではGB規格の規定に従い①消火能力認証済み材料の使用／②防火性能試験適合の両方が容認されているが、市場監査時確認試験では②防火性能試験適合のみが適用されるとの情報がある。真偽が不明なところがあるが、事実であれば認証制度と規格適用の不整合を懸念している。	継続	・ 市場監査時の確認試験における、GB 4943.1-2022の適用。	・ GB 4943.1-2022
8	医機連	中国独自の医療機器規制	・ 中国独自の規制があり、グローバルな観点でのharmonizationが出来ていない。 ①既承認品でも5年に1回はライセンスの更新があり、型式試験レポートなど初回申請時とほぼ同等の書類を準備する必要がある。また更新のために1年以上前には資料を提出する必要があるなど企業側の負担は大きい。 ②YY規格という中国独自の規格があるが、例えばコンタクトレンズにおける引張強度等、諸外国にはない規定が一部盛り込まれており、そのために他国で承認が取れている製品が中国で製品登録が出来ないなど一部の製品で弊害が生じている。 ③海外治験や検査の結果が活用しにくい。最近では海外治験データの提出も認められてはいるものの、中国の要求事項を満たしていなければならず、中国の要求事項に仮に1つでも満たしていない場合は、認められないケースがあり、ハードルは依然として高い。	継続	・ 下記要望致する。 ①ライセンス更新期間の更なる延長または更新資料の簡略化。 ②ISO規格など国際規格にマッチングしたYY規格の見直し。 ③海外治験データ等、提出資料の更なる緩和。	・ 医療機器監督管理条例

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9	医機連	CCC取得手続きの煩雑・不透明	・中国から部品単品をサービスパーツ等で出荷する際、CCCマーク（中国強制製品認証制度）に関する規制が厳しく、発送の際に時間がかかったり、費用が発生したりする問題が多発している。取引先の中国ベンダーから直接出荷させようにも、そのベンダーも嫌がる。また、対象品の判断も年度により変化したり、商検局の担当でも異なる。	継続	・規制の緩和と明確化。	・強制的製品認証管理規定
10	時計協	リチウム電池の煩雑な承認作業	・リチウム電池規制においてSDS（安全データシート）テストレポート（落下試験証明書）という一般的な書類の提出以外にCERTIFICATION FOR SAFE TRANSPORT OF GOODSと呼ばれる証明書の提出を求められ（中国政府指定機関の証明書）、その入手には検査に要する名目でサンプル提出が必須とされている。費用、時間において極めてロスが大きい。	継続	・特別な書類提出及びそのために必要な煩雑な処理の撤廃を希望。	
11	日機輸	過剰な規制対象範囲、不十分な猶予期間	・GB 46864-2025 データセキュリティ技術—電子製品情報消去技術要求について、現行の規格の内容では、全ての「非揮発性記憶媒体を搭載している電子製品」が対象となっているが、影響範囲が広く、対応工数が膨大となる懸念。 2027年1月1日からの適合義務となっているが、生産・輸入だけでなく、販売規制まで求められると、製品によっては市場在庫を消化しきれないリスクが高く、ビジネスインパクトが生じる点。また、今後、新規に生産・輸入する製品についても、施行までのリードタイムが短く、設計変更が必要となった場合には、設計変更が間に合わない懸念。	新規	・当規格の作成・実施の背景と目的である「中古電子製品取引業界の発展を促進し、且つその中の個人情報の漏洩を防ぐこと」を考えると、B2B製品なども含まれるのは、過剰と考えられるので、中古電子製品取引業界の実態に合わせて、「品目」で対象品を絞っていただきたい。 ・設計変更、特に在庫消化に時間が必要なので、猶予期間を設定してもらいたい。また、対象製品の明確化や運用の詳細の明確化を早期に行っていただきたい。	・GB 46864-2025 データセキュリティ技術—電子製品情報消去技術要求
12	医機連	新強制規格の不明確、実施細則の未発効	・2020年4月から新強制規格GB9706.1-2020が発行し、2023年5月1日から強制適用になる中国3.1版新強制規格の対応について、2年以上に経ったが、中国国家薬品监督管理局（NMPA）は明確の実施細則が発行されない。且つ、法規の中国語の解釈問題があり、各地方NMPA等個人の解釈はメーカーと異なった場合が多いので、これらの重要対応事項に対して、NMPAは早い段階で対応方針を明確してほしい。	継続	・NMPAは早い段階で対応方針を明確して欲しい。 ・また、NMPAよりこの対応方針に対する解説も発行して欲しい。	・NMPA医療器械登録及び届出管理方法
13	日機輸	試験結果の差異や不正確さを生む規格内容	・GB 44703-2025 光輻射安全汎用要求について、以下の問題がある。 ①試験設備（HW&SW）の違い、または試験エンジニアの操作熟練度などによって、フラッシュ製品の試験結果（リスクレベルの判定、危険距離の測定）が試験所によって違う為、設計変更の仕様を決定できない点。また、2026年10月1日より施行された後、今後市場（当局による市場監査や消費者側の選別と購入）においても混乱が発生する懸念がある点。 ②Projectorの場合、現行の規格内容では危険距離に関する旧規格も参照されている。試験所によって参照する規格が異なれば試験結果が変わりうるため、市場で混乱が発生する懸念がある。	新規	・試験結果の差異・不確かさを無くするため、政府側の主管部門（規格の技術委員会（TC284）等）から、規格決議かガイドライン等の文書で試験条件または試験方法を統一・明確にしていきたい。 ・もしそれらを明確にしないのであれば、強制実施日を延期して、業界・技術委員会内でアラインする為の猶予期間を設定していただきたい。	・GB 44703-2025 光輻射安全汎用要求
14	日機輸	国家標準の閲覧・ダウンロード	中国の国家標準（GB, GB/T）の原文は、過去には国家標準全文公開系統（国家标准全文公开系统）ウェブサイトから日本からも閲覧、DLが可能だ	新規	・国家標準全文公開系統（国家标准全文公开系统）から標準の閲覧・DL	・国家標準全文公開系統（国家标准全文公开系统）

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		一ド不可	ったが、現在はそれができず、代理店からの購入等により入手する必要があり、費用や時間がかかる。特に強制性の国家標準は、中国国内で確実に遵守する必要があるため、海外企業が確実かつタイムリーに遵法を行うために、広く公開されることが重要である。 ※国家標準全文公開系統（国家标准全文公开系统）ウェブサイト https://openstd.samr.gov.cn/bzgk/gb/index		が自由にできるようにしていただきたい。	https://openstd.samr.gov.cn/bzgk/gb/index
15	医機連	化学品の多規制による不明確	・「体外診断用医薬品」としてNMPA認可されている化学品（試薬、洗浄剤、溶剤など）に対しても、化学品の分類等のGB規格に従い、安全データシートやラベルの表示が必要かという明確な法規要求はなくて、困っている。	継続	・他国の化学品関連の法規制では、「医療機器規則が優先する」と同じように明記してほしい。	・環境法規制
16	製薬協	中国独自の医薬品検査規制	・中国で医薬品（医薬品原薬を含む）を輸入申請する際、その品質を確認するのに、原産国（＝輸出国）における規格・試験法とは別に、中国の検査機関が設定した規格・試験法が中国薬典を元に設定されている。また、化学薬品の初回輸入時及び生物製剤の輸入時にこの中国独自の規格・試験法で当局指定の検査機関での検査を行うことが求められているが、原産国と異なる規格・試験方法であるため、検査に適合するかどうかの判断が難しい。	継続	・原産国で承認された規格・試験方法の採用に向けた主要国薬典(日本薬局方、US局方、EU局方)の導入(中国独自の規格・試験法設定の廃止)および輸入時の検査の廃止。	・薬品輸入管理法：第三章
17	医機連	薬事規制の厳格・不公平	・薬事規制に関して、障壁が高く、新商品上市に2-3年もの月日を要する。	継続	・薬事規制の緩和、公平性。	・薬事法
18	医機連	実機試験の試験官出張手続きの複雑・煩雑	・毎年決まる時期に試験所より来年に外国に出張する計画の提出依頼があり、企業も例年通りに来年に関する実機試験予定を提出している。実際、企業側の実調整によって、試験官も派遣してくれた状況でした。但し、今年になると、提出する予定の計画に通りに実機試験を実施しないと試験官の派遣ができないとの突然の連絡が入った。この連絡を受けて、装置の調整、日程の調整等に大きく影響があったので、困っている状況。	継続	・試験官の派遣に関する各地方NMPAの方針を統一して欲しい。	・NMPA認証
19	医機連	医療機器に関する法規制の複雑・煩雑	・製造会社は製品の第一責任者であることを強調している、上市前の審査における政府部門の関与が強すぎるため、中国国家薬品监督管理局（NMPA）認証審査が長期化する。	継続	・中国の法規制では、製造・販売プロセスと上市後の監督管理を強化することで、上市前のNMPA審査プロセス期間を短縮するよう改善して欲しい。	・NMPA認証
20	医機連	医療機器に関する法規制の複雑・煩雑	・国家薬品监督管理局（NMPA：National Medical Products Administration）などの法規制が複雑で、要求される資料も複雑なため、審査期間が長期にわたる。 そのうえ、2014年1月1日からEMC規格適用が開始となり、新規申請分は、EMC実機試験報告書の提出が必要となり、更新申請でもEMC実機試験報告書の提出が必須となった。上記の試験期間により従来の認定スケジュールより、更に3ヶ月程度遅延が生じ中国国内向け生産への影響が発生した。 特に、コロナの影響で試験官の外国派遣が許可されなかったことが要因で、中国国内の各試験所の利用が急増し、EMC暗室の予約が取れない状況となり、更に4～6ヶ月程度の遅延が生じた。	継続	・承認までの期間短縮をまずはお願いしたい。 ・早く試験官を外国に派遣ができるようお願いしたい。	・NMPA認証

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
21	医機連	医療機器登録の煩雑・認証期間の長期化	・当局へ医療機器登録申請を行う際、EMC試験（電気安全性試験）に合格する必要がある。ロックダウンや人事異動等の影響により、試験のスピードが極端に遅くなり、長期間を要する様になった。国内企業優遇との動きもある様である。	変更	・透明性（公平性）、迅速化をお願いしたい。	・医療機器登録管理弁法
22	医機連	臨床評価の厳格	・欧州同様に中国においても臨床評価の要求が厳しくなっている。中国で医療機器登録している機種は欧州同様日本での家庭用医療機器のため、やはり規制が要求するレベルの臨床評価報告書の作成が非常に困難になっている。そのため医療機器登録申請、変更申請、更新申請が困難となっている。	継続	・欧州と同じく、日本での医療機器の認証とWET機器としての実績によって臨床評価が免除されるよう交渉して頂きたい。一定の実績がある製品の臨床評価が免除されれば登録申請が出来る機種も増やすことが出来る。	・国務院令 第739号
23	医機連	NMPA申請手続きの煩雑・遅延・不透明	・2019年11月1日より国家薬品监督管理局（NMPA：National Medical Products Administration）申請は電子申請に変わってから、受理までの段階におけるランダム式に複数名の審査官に回されて、何回(当社の経験は4回、他社の情報では7回)も指摘を受け、対応が負荷となり、時間も長期化する。	継続	・NMPAの電子申請システムの改善及び法規要求に合わせて指摘回数を1回限定すること。	・NMPA医療器械登録管理方法
24	医機連	NMPA申請手続きの煩雑・遅延・不透明	・国家薬品监督管理局（NMPA：National Medical Products Administration）申請し、指摘対応を完了し、正式にNMPAに提出前に却下されないように予備審査の段階が設けられていたが、審査員によって、更に新しい指摘内容が入ったり、3回も問い合わせ等もあり、最終提出前に3ヶ月～5ヶ月ぐらい時間が掛かる事例が生じた。	継続	・申請者として指摘を受ける場合、対応せざるをえないが、予備審査の時間及び再技術審査との関連性を統一して欲しい。	・NMPA医療器械登録及び届出管理方法
25	医機連	NMPA申請手続きの煩雑・遅延・不透明	・薬事登録・審査プロセス・規格の課題 －薬事申請受理前や照会時の相談ルート・回数・時間不足より効率的に申請資料が提出出来ず、審査期間の長期化、延いては上市遅れに繋がっている。受理前・照会時の相談制度の拡充を要望。 －同類製品でも審査基準や指摘事項が異なる場合もあり。審査の質の向上と、指摘の一貫性・透明性向上を要望。 －製品分類や規格の最新情報の反映や公開が遅れており、薬事登録にも影響を及ぼしている。 －自己認証や国際的な試験結果の受入拡大、中国規格の国際標準化推進を強く要望。	継続		
26	医機連	NMPA申請手続きの担当者による個人解釈	・国産品関連の法規（2020年第104号令）について、当該104号令を利用する場合、認可取得してもその後の変更申請ができないNMPA担当の個人解釈があった。これらの法規に対して、個人解釈によりメーカーは対応できなくなるリスクがあることを想定している。公的機関であるNMPAより明確にしてほしい。	継続	・個人的な解釈が多い。公的機関であるNMPAより明確にしてほしい。	・NMPA医療器械登録管理方法
27	医機連	NMPA認定書取得の臨床試験要否の判断	・臨床試験要否の判断は中国法規にて、実施要否は申請会社で事前判断し、最終判断は中国国家薬品监督管理局（NMPA：National Medical Products Administration）側より実施。最終判断はNMPA技術審査段階で実施するプロセスになっている。 会社の事前判断が間違いでも、NMPA審査段階に入らないと明確にできない状況である。技術審査で、臨床試験実施必要と判断された場合は、申	継続	・臨床試験実施要否の判断をNMPA本申請の実施前に審査部門との連携で、最終判断できるプロセスたとえば事前相談のプロセスを構築して欲しい。	・NMPA認証

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			請会社がゼロから準備をやり直す必要となり、申請会社に対してはかなり労力を要する。また、是正資料提出期限は一年以内になる為、完成できなければ申請却下となり、申請手続き費用も2度発生する。			
28	医機連	市販前審査基準の不一致	・中国試験所の有資格者による実機試験レポート（実機試験で合格後）を添付したNMPA申請においてNMPA審査官より実機試験に関する指摘を受けることがある。この場合再度中国試験所の有資格者による実機試験（場合によっては資格者の海外派遣による実機試験）が必要となる。	継続	・詳細な審査基準の明文化と非記載事項の審査基準からの排除。 ・有資格者試験レポート利用時の審査緩和措置。 ・製造業者／第3者機関による実機試験レポートの受入れ。	・医療器械監督管理条例
29	医機連	市販前審査基準の不一致	・中国試験所の有資格者による実機試験では、製品のオプション仕様を搭載して試験を実施した、当局へ医療機器登録申請を行う際、オプション仕様とは認められず全ての製品に搭載が義務付けられた。標準仕様での販売が認められない状況となった。	変更	・詳細な審査基準の明文化と非記載事項の審査基準からの排除。	・医療器械監督管理条例
30	医機連	市販前審査基準の不一致	・中国試験所の有資格者による実機試験報告書（実機試験で合格後）、を添付したNMPA申請においてNMPA審査官より実機試験に関する指摘を受けることがある。この場合再度中国試験所の有資格者による実機試験（場合によっては資格者の海外派遣による実機試験）が必要となる。	継続	・実機試験/試験報告書に関する要求事項の明文化と非記載事項の審査基準からの排除。 ・中国試験所有資格者試験報告書利用時の審査緩和措置。 ・製造業者/第3者機関による実機試験報告書（CBまたはILAC）の受入れ。	・医療器械監督管理条例 (国務院令 第680号)
31	医機連	市販後監督管理の不統一・相談窓口の不在	・市販後監督管理の課題 市販後の監督管理が強化される一方、地方ごとの運用差や、抜き取り検査の重複、使用期限の解釈違いなど、現場での混乱やコスト増が発生している。市販後監督管理の基準統一と相談窓口の設置を要望。	新規	・市販後監督管理の基準統一と相談窓口の設置を要望。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	環境法規制の乱立	・環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制
2	医機連	環境法規制内容の不一致	・欧州、中国、ブラジル、UAEなどの環境法規制の要求内容が各国で異なっており、法規要求の食い違いへの対応が負荷となっている。	継続	・各国食い違う環境法規制の要求事項を統一する国際的活動。	・環境法規制
3	日農工	環境規制の強化による生産調整	・大気汚染防止対策として、秋冬期の生産制限が頻発。事前通知が短期間のため、生産計画の急な変更が強いられる。	継続	・規制情報の早期共有と調整期間の短縮を要望。	・「大気汚染防止法」関連
4	日鉄連	廃棄物処理能力の不足	・ISO取得のためにISO基準に則った認定処理業者を起用したい現地工場が、認定業者不足のため処理が遅くなったり、高いコストを強いられる。	継続	・ISO認定業者の全国的な増強。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	日機輸	汚染物質排出許可制度の厳格	・活性炭の交換頻度が高く、無駄が発生し、危険廃棄物の量が増加。 一部の汚染物質排出許可証では、排ガス処理の活性炭交換の頻度を年4回とすることが義務付けられており、活性炭の効果を十分に発揮することはできない。	継続	・活性炭交換の頻度は、圧力差に応じて設定できること。	・排污許可証
6	日機輸	固形廃棄物環境汚染防止法遵守の困難	・含油鉄粉の廃棄に関しては、コンプライアンス要件を満たすためにフィルタープレスに導入する必要があるが、これはコストがかかり、コンプライアンスを100%遵守することは困難な場合がある。	継続	・政府が主導して、規制を遵守できる輸送・処理業者の開発が望まれる。	・固形廃棄物環境汚染防止法
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	法律・規則の曖昧、運用ルールの不明確	・中国のデータ三法（データ安全法・サイバーセキュリティ法・個人情報保護法）により情報統制強化が言われており、また反スパイ法も強化されている。不明瞭なところが多々あり、対応に苦慮している。	継続	・早々に細則等を決めて頂きたい。	・データ安全法 ・サイバーセキュリティ法 ・個人情報保護法 ・反スパイ法
2	日機輸	法律・規則の曖昧、運用ルールの不明確	・個人情報保護法（PIPL：Personal Information Protection Law）の域外適用（PIPL第3条）、越境移転への該当性（第38条）、中国国内保存義務（第40条）等、弁護士に確認しても複数の異なる見解が出てくる議論のある論点がある。 また、具体的な運用ルール・基準を定めた細則が発行されないため、企業側で十分な運用準備をすることが難しい。	継続	・実際に過去企業等から受けた質問を踏まえて適宜FAQを用意する等、企業に対してより明確かつ具体的な判断指針を適時かつ迅速に示していただきたい。	・中国個人情報保護法 (PIPL)
3	日鉄連	法律・制度の実施・運用の地域格差・不統一	・例：営業税から増値税に変更するにあたり、海外売上100%のコンサルティングサービスに対しては免税との規定がある。この規定の運用が地域毎に違い、ある地域では免税とされていたものが、突如免税不可となり、遡及して納税するよう求められた。	継続	・制度運用の透明化。	
4	日機輸	行政登録手続きの煩雑・不統一	・行政登録手続きを行う際、窓口の担当者によって見解が異なる為、提出資料がその時の担当者の要求を満たせない場合があり、修正対応に時間かかる。一つの案件への対応中であっても担当変更は生じるため、修正意見が異なり手続きに時間がかかる。 例：董事交代の時に、市場監督局へ届出するときに、都市によって身分証明の要件（認証程度）が異なる。	継続	・案件毎の受付担当固定、判断基準統一を希望する。	
5	自動部品	行政手続きの長期化	・合併契約締結後、商務委員会と外商投資企業認可取得を行う際に、多数回にわたる資料の提出要請あり、時間を要す。 一方、担当が変更になると急速に手続きが進むケースあり、基準が不透明。	継続	・人による対応格差の改善。 ・同一基準での運用。	
6	JEITA	行政担当者の個人SNSアカウントの使用	・各種行政の問合せ先や電子データ提出用にWeChat等SNSアカウントを用意されているが、企業版WeChatではなく行政担当者の個人と思われる個人版WeChatのアカウントが使用されている。企業が提出した情報を、情報漏洩や不正使用された場合においても、行政当局でも検知出来ず、また当該担当者が退職した後も、担当者が引きつづき情報を保有するため、将来にわたって情報漏洩・不正使用の恐れが継続する。	継続	・行政の電子窓口として、SNSを使う場合は、企業版WeChat等のセキュリティ機能が充実しているシステムの利用を徹底していただきたい。	
7	医機連	各地域で異なる販売登録時	・各地域で販売を行うために“挂网（価格登録）”を求められるが、各地域でタイミングが異なるため、新製品を導入（薬事登録も完了）しても、	継続	・中国域内で、お客様にタイミングの差なく価値を届けることができる	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		期	すぐに市場に販売できず、新たな価値をユーザーに届けられるタイミングが遅くなる。		よう、随時の価格登録やタイミングの一元化を図っていただきたい。	
8	製薬協	公式文書における電子署名の認可	・中国では電子署名システム等の導入は進んでいるものの、当局へ提出が必要な文書、中国との契約書において、DocuSignをはじめとする電子署名による署名は認められておらず、Wet signのみが認められている状態である。規制緩和等の情報はなく、電子署名での署名の認可の見通しが立っていない。	新規	・電子署名による署名を認可して欲しい。 ・当局への提出書類においても電子署名での対応範囲の拡大していただきたい。	
9	日工会	公的機関提出書類サインの厳格	・公的機関に提出する書類にサインする際、必ず同じ銘柄のペンを使う必要がある。 筆跡だけでなく、文字の色、線の太さにまで気を使っている。他社でも専用のペンを決めてあり、必ずそれを使用していると聞いている。	継続	・そこまで厳格にする必要はないのではないか。	
10	日機輸	会社登記の困難	・一部地域の会社登記機関は、会社登記において、指定フォーマット通りの会社定款しか認めず、会社法上明文的な根拠がある条項でさえ、見たことがないとの理由で会社定款に盛り込むことを認めず、案件に支障をもたらす事象が発生している。	継続	・法令違反でない限りにおいて、当事者が任意に会社定款の作成を認めて欲しい。	
11	自動部品	反スパイ法による駐在者・出張者出入国時のリスク	・「国家安全機関の行政法律執行手続きに関する規定」が施行された為、改めて法律の順守の徹底、疑いをもたれるような言動を取らないよう、改めて注意喚起。また、デバイスの持ち込み規制等の対応強化を実施している。	継続		
12	日機輸	反スパイ法適用範囲・運用の不明確	・具体的な容疑も不明のまま起訴に持ち込まれ、実刑判決に際して量刑を軽減するための事実上の司法取引がなされるなど、中国当局の改正反スパイ法（反間諜法）の是非にかかわる定義や基準、対応が不明瞭（明示されない）であることから、赴任者や出張者の中国渡航に不安感を生じさせている。	継続	・改正反スパイ法のルール・基準を一層明確化いただき、国外へ開示いただきたい。（少なくとも、これまで起訴された事案における起訴理由の開示は必須と考える）	・改正反スパイ法
13	日機輸	反スパイ法の適用範囲・運用の不明確	反スパイ法（反間諜法）について、規制される行為や根拠があいまいでその順守が困難。また嫌疑がかかった場合の当局によるデータ差し押さえなど企業秘密の漏洩につながる可能性があり当地での事業展開に支障が出る。	継続	・今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただき、中国における既存の日系現地法人及び日本企業に関する有益な情報を随時にご教示いただきたい。	・反スパイ法
14	日機輸	危険化学品安全管理条例や危険化学品登記管理弁法に関する運用状況の地域差	・危険化学品安全管理条例や危険化学品登記管理弁法は仮に同じ法律であっても、中国国内の所在地の当局毎に運用や法規制の解釈に大きな差があり、統一した方法で対応できない。（個別最適が必要で負担が大きい）本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。 また、要求の運用基準だけでなく、輸入港や最終保管庫での検閲、査察なども省毎に異なるルールで行われているとの情報もある。 → 改善なし。	継続	・同じ法律に関して地方による運用の差をなくしていただきたい。 ・また、中国全土で、統一的な運用がはかれるような法令ツール（下位規則、ガイドランスなど）を整備していただきたい。	・危険化学品安全管理条例 ・危険化学品登記管理弁法
15	製薬協	医薬品添付文書の非電子化及びペーパーレス化	・中国ではSFDA Decree No.24(2006)により、最小包装単位への紙の添付文書の同梱が義務付けられている。 薬品審査センター（CDE：Center for Drug Evaluation）による電子版添付文書ガイドラインはあるものの、紙の添付文書の正式な代替とは認められていない。改訂情報の紙反映にはタイムラグが生じ、最新の安全性情	新規	・添付文書変更の即時性を高めるため、電子化を推進して欲しい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			報提供に遅れが発生する可能性につながるほか、資材コスト・物流コストの増加や環境負荷も大きい。			
16	製薬協	中華人民共和 国人類遺伝子 資源管理条例 の多大な負 担、世界同時 開発の障壁	・2019年7月1日より施行された中華人民共和国人類遺伝子資源管理条例及び2023年6月1日に施行された「科学技术部令第21号 人类遗传资源管理条例实施细则」により、中国での治験実施の際、ヒト遺伝子資源に関する手続きが必要であり、中国国外へのヒト血液・組織等のサンプルや関連情報の持ち出しを強く制限する中国特有の規制となっている。条例の一部改訂により、規制緩和された部分もあるが、実施細則の第2、3、4節にある検体を持ち出す予定のある治験の開始時の資料準備と申請承認プロセスや試験中に検体を持ち出す際の資料準備と申請承認プロセス等があり、中国を含めた国際共同試験を展開する場合、業務の面からも大きな負担がある。当該条例の内容及びプロセスが国際共同試験を用いた世界同時開発展開のハードルとなっており、さらなる緩和を要望する。	新規	・中華人民共和国人類遺伝子資源管理条例及び関連条例の緩和によって、中国で国際共同試験を展開しやすい環境への整備。 ・中華人民共和国人類遺伝子資源管理条例の緩和による世界同時開発の促進。	
12. 政府調達						
1	日機輸	政府調達分野 における国産 品基準	・2024年12月5日、財政部（国庫司）は、「政府調達分野における国産品基準及び実施政策に関する事項についての通知」の意見募集を実施。国産品については政策調達の際に20%の価格優遇を受けられるとされており、国産品とされるのは、①中国国内で生産され（原材料、部品から属性が変えられたもの）、②中国国内製の部品コストが一定の比率要求に達していること、③特定の製品については重要部品が中国国内で生産され、重要プロセスが中国国内で完成されていることの条件をすべて満足されることが条件とされている。「政府調達分野における国産品基準」については大きな条文の変更なく、2026年1月1日に施行された。基準制度は、段階的に確立され、内外企業、業界団体、商工を含む関係者の意見を求め、3～5年以内に関連製品について策定する。国産品認定の基準によって、政府調達に入れない可能性がある。2025年も政府調達に関する国産化要求について活発な動きが見られた。7月には「安全性・信頼性（安可）評価ガイドライン（V3.0）」発表され、レーザープリンタやインクジェットプリンタのマスターコントロールチップが評価対象に追加された。「政府調達分野における国産品基準」についても、2026年1月1日にほぼ条文通りに施行された。	変更	・政府調達分野のサプライチェーンの安定性や製品の優位性が確保されるよう検討いただきたい。 ・今後の政府調達分野における国産品基準に関する意見募集にあたっても、十分に意見募集の期間を確保していただき、広く関連する産業領域からより効果的で現実に即した意見が提出されるようリードしていただきたい。 ・プリンタ日系企業が不利となるような政府調達要件になっていく場合には、バックアップをお願いしたい。	
2	医機連	政府調達分野 における国産 品基準	・国産優遇政策への対策として、中国国外の工場で製造した半製品をセミノックダウン方式で中国国内で完成品に組立て量産し、中国国内で販売している。今後、設定される予定の国産品基準に適合しない場合、再び事業体制を見直す必要がある。	新規	・国産品基準の早期公開と十分な猶予期間（5年以上）を設定して欲しい。	・关于政府采购领域本国产品标准及实施政策有关事项的通知(征求意见稿)
3	日鉄連	政府調達にお ける自国製品 の優先購入	・2009年5月26日、政府投資プロジェクトで政府調達に属するものについて、中国政府は中国国内で調達できないなど、合理的な条件が無い限りにおいて、自国製品を優先的に購入（バイチャイナ）するよう通達。輸入する場合は政府部門の同意が必要となる。現時点で法的拘束力や実際の運用規定が不明。	継続	・運用規定等の明確化。 ・政府調達以外の分野への波及の回避。	・内需拡大による経済成長促進の着実な実施に関し、プロジェクト建設への入札・応札の監督管理業務の更なる強化を行うことについての意見(発改法規[2009]1361号附属書)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	政府調達に対する国産化代替のリスク	・2024年、中国財政部は『政府調達分野における本国製品基準及び政策実施に関する事項の通知』を発表、未来正式に発効すれば、政府調達分野における公平公正に、法律的な保障をつけた。一方、当社ガスメーター超音波モジュールのような、最終調達者は国有企業のケースは政府調達の範疇に属しておらず、未来中国で生産しても、中国メーカーに代替されるリスクはある。当社の投資に不確定性をもたらしている。	継続	・国有企業の調達に対しても同様な政策を期待。	・外商投資法
5	日農工	外資企業に対する政府調達の不平等	・政府調達時、地方によってはローカルメーカーが優先されるケースはあり。	継続		
6	日機輸	外資企業に対する政府調達の不平等	・外資企業が平等に政府調達に参入できるはずであるが、地方政府によっては外資企業を排除するケースが時々発生する。	継続	・政府調達分野における本国製品基準及び政策実施の早期発効を期待。	・政府調達法
7	日機輸	RCEP政府調達章の無差別待遇規律の不在	・日中両国を含む初の経済連携協定であるRCEPが、両国の貿易・投資を着実に推進する原動力となることを期待する。一方で、現在のRCEP政府調達章には、WTO政府調達協定やCPTPP政府調達章のような、無差別待遇の規律が含まれていない。	継続	・RCEPの政府調達章がより近代的で高品質なものへと進化するため、日中両国が積極的に連携・協力してRCEP締約国間における継続的な議論を後押しし、世界経済に貢献していただきたい。	
8	日機輸	日中韓FTAにおける政府調達章の不在	・日中韓FTA交渉が始まり、物品貿易や投資など、日中両国を含む貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止など、副次的な効果も高い。	継続	・日中韓FTA交渉の中に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことにより、高いレベルで地方 政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを要望する。	
9	日機輸	WTO政府調達協定非加盟	・2007年12月より政府調達協定（GPA：Government Procurement Agreement）加盟のためのオファーが提出されており、2019年には第7次オファーが提出されるなど、中国政府が継続した取り組みを行っていることは評価されるべきである。しかし、政府調達の対象となる政府機関、国有企業のリストや調達基準額の引き下げが不十分であり、加盟が実現しておらず、以下の問題が生じている。 ①輸入製品は、中国の政府調達で排除される場合がある。 ②中国で多くの製品を生産している日本企業が米国の政府調達に参加できない場合がある。	継続	・中国がGPAに早期加盟するよう中国政府に働きかけていただきたい。	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	データセキュリティ・越境規制の細則の不明確	・データ越境に関し、審査時間とプロセスが長い。 ・データ越境を申請する際に、重要データと一般データの取扱い形は不明確。	継続	・手続きの簡素化を期待。 ・重要データと一般データに関する規定をより明確化してほしい。	・サイバーセキュリティ法 ・データセキュリティ法 ・個人情報保護法

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	データセキュリティ・越境規制の細則の不明確	・2021年に「データ安全法」「個人情報保護法」が施行されたが、実施規則に該当する各種条例・個人情報越境移転の際の標準契約等、まだ明確化されていない内容も多く、実務的な対応において判断に迷う状況が発生している。出口管制法と上述のデータ関連法令との接続部分についても、まだ不明確な点が多い。 データ安全法等の下位規則「ネットワークデータ安全管理条例」で厳しい管理を求められる「重要データ」の定義に「輸出管理データ」が含まれるため、輸出管理法による規制との重畳適用の可能性があることも危惧している。	継続	・ 今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただき、中国における既存の日系現地法人及び日本企業に関する有益な情報を随時にご教示いただきたい。	・ データ安全法 ・ 個人情報保護法
3	日機輸	個人情報の国外移転規制、データローカライゼーション	・ 事業を遂行するために、従業員、顧客等の個人情報を収集し、国を跨いで取扱いを行っているすべての法人は、各国法令を順守し、越境移転規制を順守する必要があるが、国・地域により法的に要求される手続きが異なり、その対応のために多重の負担が必要となっている。また、国によっては、当局への届け出が必要であったり、当該国に個人情報を保管することが求められる。 また、規制内容について当局の指針や運用が明確でなく、その確認や調査に各企業でコストや工数負担が増加している。	継続	・ 政府間の連携・交渉により、個人情報の取扱いルール（越境移転対応含む）の国際的な調和を進めていただきたい。 ・ また、日本の規制も他国との調和を進める必要がある。日本法と各国法で異なる対応が必要とならないようにしていただきたい。	・ 各国の個人情報保護法令 ・ データローカライゼーションにかかる法令
15. 新型コロナウイルスに起因する問題						
1	日機輸	短期滞在ビザ免除措置停止の懸念	・ 2024年12月から30日間以内の滞在であれば商業理由含めたビザ免除措置が実施され、コロナ前よりも状況が改善した。一方でこの措置の期限は2025年12月末までとして発行されており、2026年以降の状況は確約されていない状況である。本施策はビジネス上、継続されることが重要であるため引き続き、状況を見守る必要がある。 本施策は2026年12月末まで延長されることが先月発表された。（2026年1月現在）	変更	・ 短期滞在ビザ免除措置の2027年以降の継続実施。	
2	製薬協	短期滞在ビザ免除措置停止の懸念	・ コロナ禍以降2020年3月から、現在もなお停止されている15日以内滞在に対するビザ取得の免除措置の復活が未だ見えてこない。 (改善) ・ 2024年11月22日、中国外交部は記者会見で、日本の一般旅券保持者に対してビザ免除措置を適用すると発表した。期間は2024年11月30日から2025年12月31日まで。ビザ免除となる滞在期間は従来の15日以内から30日以内と拡大した。 http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/tztg/202411/t20241122_11531311.htm ・ コロナ禍以降2020年3月に一度15日以内滞在に対するビザ取得の免除措置停止され、その後2024年11月22日に期間限定での免除措置が発表され、現在2026年12月31日まで免除措置が復活している。 ・ 2027年以降においてもコロナ禍以前同様期限なしでの短期滞在ビザ免除国に日本を追加することを要望する。	変更	・ 中国への出張における障壁を除去するためにも、ビザ免除措置は可及的速やかに復活して欲しい。 ・ 中国への訪問の障壁を除去し、活動計画立案の予見性を向上させ、二国間のビジネスでの交流がスムーズに行えるように要請いただきたい。	・ 出入国管理法 ・ 日本大使館領事情報 https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_001379.html
3	医機連	マスクの過剰生産設備	・ コロナ禍の収束4年後、マスク市場は回復しつつあるが、未だに中国からは非常に安い価格のモノが出回っている。為替含め値上がりがあるが、日本国内向けの販売価格に価格転嫁しにくい。	継続		
16. 地域紛争に起因する問題						

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	政企交流の困難	・ 両国関係の影響で、中国各級政府との交流は全面的に減少、中国政府の訪日が停止、在中事業の課題解決は去年より難しくなった。	新規	・ 両国関係、民間交流の早期復旧を期待。	
99. その他						
1	自動部品	情報及びネット規制	・ 本来自由なはずの情報閲覧が制限されて、駐在及び出張者の自由が制限されている。	継続	・ 国による情報制限の撤廃。	
2	日機輸	事業者集中審査の煩雑・遅延	・ 事業者集中審査について、第三国における事業者集中申告で、中国の市場に影響を及ぼさないもの（中国向けへの製品輸出やサービス提供を計画していないもの）についても簡易案件の対象としていることにより、必要以上に多くの案件が審査の対象になっているのではないか。	継続	・ 第三国における事業者集中申告で、中国の市場に影響を及ぼさないもの（中国向けへの製品輸出やサービス提供を計画していないもの）については、事業者集中の対象外として整理頂きたい。	・ 独占禁止法
3	日機輸	地方政府の財政の悪化	・ 政府補助金の交付窓口の変更、交付時期の延期により、支払が履行されていないため船積み保留、乙仲倉庫にて保管している貨物がある。 (一社)日本農業機械工業会(日農工)を経由して、2024年度に同様な問題事例***として掲載されていたが、弊社新規問題点としてご報告させて頂く。 中国の景気低迷により、地方政府の債務問題が深刻化している。財政基盤が弱い地域において、入札物件に使用される予定の補助金が流用されたら、交付時期が延期されたりする現象が増えている。	継続		
4	日農工	鋳物業者の地方移転による調達遅延	・ 主要な鋳物サプライヤーがコスト削減のため地方へ移転したため、輸送時間が従来より平均3～5日延長。在庫調整が難しく、生産計画に遅延が発生。	継続	・ 物流効率化の支援や地域内サプライヤー育成、新たな業者紹介を要望。	
5	日農工	電子部品の調達困難	・ 半導体不足や国際物流の混乱により、特定の電子部品（マイコン、センサー類）の調達リードタイムが長くなっている。代替調達先の確保も困難。	継続	・ 日本国内の企業統合や、生産中止の早期連絡強化を要望。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	JEITA	輸出入ライセンスの申請～取得までの期間の長期化	・リスト規制該当品を香港に輸入して、中国へ再輸出するに当たって、香港工業貿易署（HKTID）に対して輸出入ライセンス（日本→香港：輸入、香港→中国：輸出）の申請を行い、ライセンス交付後に輸出しているが、HKTIDからの要求書類が不明確な為、申請⇒不具合の指摘⇒差戻し⇒再申請のループを何度も繰り返しており、一向に受理～ライセンス付与のステップに到達しない事例が発生しており、今後のリスト規制該当品関連のビジネスにおいてリードタイムがボトルネックになるのではと懸念されている。	継続	・不具合箇所を端的に指摘の上、どのような資料を提出すれば受理に至るのかを明確化して、審査の短期化を実現頂きたい。	・香港の輸出入条例 https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap60
2	自動部品	トランシッパ規制の該当品目の不明確	・香港経由Nansha向けでBKGを検討した際に、フォワーダーより香港トランシッパ規制に該当するか問い合わせを受け、JETRO HPにて確認したところ、2014年頃に発効された「車両、自動車部品および 111.9キロワット（150馬力）を超える船外機を、250トン未満の船舶によって香港水域内で運搬する場合、輸送ライセンス（carriage license）が必要となる」ことがわかった。規制に該当する自動車部品については、製品サイズの大小を問わず、規制の対象となるのか、また規制に至った背景を知りたい。	継続	・他社で規制により困った点や対応している点などあれば、情報共有頂きたい。	
5. 税制						
1	日機輸	税務上居住地国の判定定義	・日本・香港租税協定において、香港側の税務上居住地判定の規定が管理支配地基準となっており、香港が日本以外の国と締結している租税協定で一般的に採用されている設立準拠法基準とは規定が異なっている。そのため、日本との取引においては、租税条約の恩典を受けるために必要な居住者証明書の取得にあたって、管理支配の実態の証明を求められる。これには、管理支配を証明する定性的な情報の提供や香港当局からの質問対応など、煩雑な事務手続きを要する。一方で、香港が締結している日本以外との国との間の租税条約では、香港側の税務上居住地判定として設立準拠法基準をベースとした規定となっており、香港の国内法と整合的な規定となっている。形式的に判定が可能な設立準拠法基準では同様の問題が生じづらい。	継続	・日本との取引においても香港側での事務手続きを簡便にすべく、日港租税協定において、香港側の税務上居住地判定として設立準拠法基準を採用いただきたい。	・日本・香港租税協定 第4条1項a(iii)

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外資における一貫性のない政策及び投資家保護環境未整備	・政府の頻繁な交代やそれに伴う人事異動、政策の持続性の問題が依然として問われている。また、官僚主義や汚職問題が絶えず発生しているため、法規制環境の改定、公務員の能力向上に時間がかかっている。政府行政機関の事業はソーシャルメディアの依存度が高く、実際の活用よりも宣伝の意味合いが強い状況である。外国投資法の改定における幾つかのワーキンググループ、多義にわたる議論が行われたが、いまだに改定されておらず、不透明な状態。	変更	・ 政権・政治家及びその利権がすべてを決定する状況は一向に変わらず。法律・規則に準じ、尊重した一貫性かつ透明性のある対応が必要である。 ・ 外国投資の安定性を確保し、法的な不確実性を減らし、国際基準に沿った保護と優遇措置を整備すること。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	地政学リスクによる物流の困難	・ ロシアと中国に挟まれた国であり、陸送の場合、どちらかの国を経由せねばならないが、地政学リスクから商売のネックとなる事がある。	継続		
6. 雇用						
1	日機輸	人材不足・確保の困難	・ 優秀な労働力不足に直面している。特に近年開発が活性化している鉱業分野、及びそれに付随する分野の人材が不足しており、必要な職場に適切な人材が回らない状況が発生している。従い、市場における労働力の転職率は高く、長期雇用の文化も醸成されない状態が続く。そもそも総人口に対する労働者人口は1.2百万人しかおらず、生活環境の未改善、大気汚染、市内交通渋滞、政府対策への不満、不公正な制度等により、若い労働者は海外へ職を求める傾向が強まっている。	継続	・ 政府により重要な開発分野における労働力の確保・育成プログラムの策定・実施が望まれる。国内での職場環境の改善、透明性高い給料制度の構築、安全安心な生活環境の整備をすること。	
2	日機輸	人材不足・確保の困難	・ 転職が多く幹部候補とすべく育成しても急な退職で業務に支障を及ぼすケースが多々ある。また、取引先にも同様に引継ぎがなされず転職してしまうので、案件が頓挫してしまうケースがある。	継続		
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	属人主義、計画性のない政策	・ 法制の統一した解釈がなされず組織及び担当によって解釈が違う等属人主義的な個人の利益優先対応が多い。一貫性の無い、その場しのぎの行きあたりばったりの政策が多く、経済基盤をより脆弱にさせている。	継続	・ 関係各省庁による公式見解の策定。 ・ 政府の新復興政策にある行政能力再生政策を着実に実施し、行政の持続性、一貫性、官僚の能力を向上させること。	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	デジタル・データ関連の法規制・セキュリティ整備の遅れ	・ 近年、国家サービスや国民データのデジタル化が急速に進む一方、個人情報保護やサイバーセキュリティの整備が遅れている。日本政府とのサイバーセキュリティ協力が期待されているものの、実現には時間がかかる可能性がある。 最近では、大手医療機関が5万人分のデータをハッカーに盗まれたものの、まだデータの回復ができていない状態。	新規	・ 国家や民間企業において、データの安全な活用、保護、管理を実現するための法規制や安全な環境の整備を急務で行う。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	地域紛争による経済全体への打撃	・ 中国の国境閉鎖対策、ロシアとウクライナの紛争による影響を受け、物流滞留問題、輸送費の上昇、金融製品の一時停止、ローン条件厳格化、外貨調達規制、石油品と電力不足など経済全体への打撃は大きく、予断を許さない。	変更	・ 地勢の問題が経済に与える影響を軽減し、戦略的製品への依存を減らすための環境整備が必要。	
99. その他						
1	日機輸	大気汚染・交通渋滞等生活環境の問題	・ 政府の地域開発政策や教育、保健、生活環境の不平等な政策により、首都の人口集中が進行している。これに伴い、ゲル地区では大気汚染や土壌汚染が深刻な問題となっている。また、人口の増加と公共交通機関の未整備により、市内の交通渋滞は年々悪化している。さらに、都市計画の不備や一貫性のない政策により、医療サービスの迅速な提供が難しくなり、洪水の頻度が増加している。これらの要因が相まって、生活環境がますます過酷な状態となっている。	新規	・ 地域開発政策の改善と実行により、首都への人口集中を適正に保つ。ウランバートル市内の大手23プロジェクトの継続性と健全な金融状態を維持し、政府交代による中断を防ぐ。20分都市、多様な公共交通機関、住宅プロジェクトの効率を向上させる。	
2	日機輸	政権交代リスク	・ 4年毎の選挙にて政権が変わるとそれまで推進してきたプロジェクトへの優先順位が変わり、政府からの支援が途絶え、案件が頓挫する可能性が多々ある。	継続	・ 政権安定。 ・ 政権交代においても、政府コミットの継続。	

2026 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2026 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html>（貿易・投資円滑化ビジネス協議会）

禁無断転載